

決算特別委員会

令和元年9月19・20日・24日

葛城市議会

決 算 特 別 委 員 会 (1 日 目)

1. 開会及び延会 令和元年9月19日(木) 午前9時30分 開会
午後6時27分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	内野悦子
委員	杉本訓規
〃	吉村始
〃	谷原一安
〃	川村優子
〃	岡本吉司
〃	西井覚

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席委員

議長	藤井本浩
議員	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	吉村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
人事課長	板橋行則
情報推進課長	高橋勝英
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
総務財政課主幹	中文字子
管財課長	吉田和裕
生活安全課長	竹本淳逸

税務課長	椿 本 真 司
収納促進課長	和 田 善 弘
市民生活部長	前 村 芳 安
市民窓口課長	増 井 朋 子
保険課長	新 澤 明 子
人権政策課長	水 島 悦 美
環境課長	庄 田 康 則
クリーンセンター所長	白 澤 真 治
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 村 和 則
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中 井 智 恵
健康増進課長	東 錦 也
こども未来創造部長	中 井 浩 子
子育て福祉課長	井 上 理 恵
こども・若者センター所長	川 崎 圭 三
教育部長	森 井 敏 英
中央公民館長	吉 田 賢 二
体育振興課長	植 田 和 明
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	関 元 瞳
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

認第1号 平成30年度葛城市一般会計決算の認定について

認第2号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について

- 認第9号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。めっきりと暑さも和らいで、夕べは非常に涼しい夜を迎えられたというふうに思いますけれども、きょうから3日間、平成30年度決算特別委員会の審議を行っていただくわけでございますけれども、非常にボリュームのある、盛りだくさん重要な案件も非常にたくさんございます。慎重審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

委員外議員をご紹介をいたします。吉村優子議員、奥本議員、梨本議員、松林議員、4名でございます。

発言される場合は挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

ここで、決算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認をいたしたいと思っております。

まず、審査の順序につきましては、お手元へ配付の決算特別委員会次第に記載の順で、1議案ごとに上程をし、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等については、お手元に配付の決算特別委員会の審査方法・日程、資料1のとおり、一般会計決算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分に対し質疑を行います。続いて、同様に3款及び4款、次に5款及び6款、そして、7款から歳出の最後までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。また、総括質疑は、市政全般に係るものとなりますようご留意をいただくようお願いいたします。特別会計決算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承いただきますようお願いを申し上げます。なお、審査日程については、審査状況により多少予定が前後する場合がございますが、資料3にございますように、その日の当日予定の費目まで行いたいと思っておりますので、くれぐれもよろしくお願いを申し上げます。

次に、お手元に配付の決算特別委員会の進行及び審査方法について、資料2をごらんいただきます。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。続いて、2ページをごらんいただきたいと思います。4番、質問項目は、1回につき3問までといたします。質疑回数については原則2回まで、3回目は発言のみということになってございます。なお、答弁漏れがあった場合などについては、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5番、質問される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合は、これを優先いたします。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にするものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上できるだけ慎んでいただきますよう、くれぐれもお願いを申し上げます。7番、質問される場合は、決算書のページ数及び款、項、目の費目を述べてから質問いただきたいと思います。8番、理事者側においては、答弁者は必ず挙手をいただき、委

員長が指名した後、質問者がかわるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、そして簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いいたします。

最後に、お手元に配付の決算特別委員会時間配分表、資料3でございます。委員会を進めるに当たっての時間配分の日安として、決算特別委員会時間配分表に従って進めてまいります。委員はもちろん、理事者もご協力をお願い申し上げます。

以上のことについて何か質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 意見ないようですので、そのように委員会運営を行いたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

資料1のところにも、ごらんいただいたらわかりますように、杉本委員から事前に進め方について、もう少しスムーズなということで、ページ数を区切ってというご提案もございましたけれども、今回検討中ということで、とりあえず資料に書いてますように、1款から2款は38ページから57ページということでページを区切って進めたいと思いますので、ご理解のほどお願いいたします。

それでは、議案審査に移ります。

認第1号、平成30年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 おはようございます。会計管理者の門口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、平成30年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入歳出決算書3ページの実質収支に関する調書により説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額150億9,067万円、歳出総額147億2,049万2,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして3億7,017万8,000円の余剰金がございました。翌年度に継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額と事故繰越額を合わせまして2億193万円を繰越いたしますので、実質収支額といたしまして1億6,824万8,000円でございます。

続きまして、歳入歳出決算書事項別明細書の歳出、1款、2款の説明を申し上げます。38ページをお開きください。なお、説明につきましては、備考欄に記載しておりますのでご了承賜りたいと存じます。左から款、項、目、予算現額、節、支出済額、翌年度繰越額、不用額、備考となっております。

1款議会総務費につきましては、全体といたしまして1億8,310万7,204円の支出でございます。1項1目議会費につきましては、主なものといたしまして、1項報酬6,815万9,999円、14節使用料及び賃借料796万778円でございます。

続きまして、2款総務費につきましては、全体といたしまして18億2,183万3,437円の支出でございます。また、195万7,000円を繰越いたします。1項1目一般管理費につきましては6億3,182万1,792円の支出でございます。また140万4,000円を繰越いたします。めくって

いただきまして、主なものといたしまして、11節需用費986万7,255円、13節委託料1,462万524円、また140万4,000円を繰越しいたします。めくっていただきまして、19節負担金補助及び交付金1億677万1,088円でございます。

2目文書広報費につきましては1,072万5,113円でございます。主なものといたしましては、11節需用費762万9,719円でございます。

3目会計管理費につきましては630万2,317円でございます。主なものといたしましては、11節需用費450万7,197円でございます。

4目財産管理費につきましては6,770万3,574円の支出でございます。また55万3,000円を繰越しいたします。主なものといたしましては、11節需用費2,642万6,996円、めくっていただきまして、13節委託料2,544万580円でございます。また55万3,000円を繰越しいたします。

5目電子計算費につきましては4,754万6,906円の支出でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料3,558万3,132円でございます。

6目地域情報化推進費につきましては1,878万829円の支出でございます。主なものといたしましては、14節使用料及び賃借料1,112万3,433円でございます。

めくっていただきまして、7目交通安全対策費につきましては2,664万8,202円の支出でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費1,764万2,988円でございます。

8目自治振興費につきましては1億7,762万4,917円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料7,872万9,065円、19節負担金補助及び交付金6,882万8,695円でございます。

9目企画費につきましては896万8,348円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節委託料328万3,200円、19節負担金補助及び交付金376万4,000円でございます。

10目公平委員会費につきましては9万1,500円の支出でございます。

11目防災行政無線管理費につきましては5億476万6,972円の支出でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費5億85万円でございます。

12目地方創生推進交付金事業費につきましては1,491万5,840円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,125万5,760円でございます。

2項徴税费につきましては1億7,238万9,783円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金1,056万2,820円でございます。

2目賦課徴収費につきましては3,302万3,561円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,131万8,918円、14節使用料及び賃借料1,110万4,441円でございます。

めくっていただきまして、3目過年度支出金につきましては1,556万5,710円の支出でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては8,145万3,975円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,004万1,880円、19節負担金補助及び交付金1,074万7,160円でございます。

4項1目人権啓発費につきましては3,718万1,965円の支出でございます。

めくっていただきまして、5項1目選挙管理委員会費につきましては55万7,051円の支出でございます。

2目選挙啓発費につきましては8,078円の支出でございます。

3目知事及び県議会議員選挙費につきましては913万2,664円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料376万1,960円でございます。

めくっていただきまして、6項1目統計調査総務費につきましては91万2,000円の支出でございます。

2目基幹統計費につきましては351万252円の支出でございます。

7項1目監査委員費につきましては79万1,359円の支出でございます。

以上で1款、2款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。最初に実質収支に関する調書についてご説明がありましたので、歳出の方に入る前に実質収支に関する調書についてお伺いしたいと思います。

1つは、実質単年度収支は今年度どうなっているのでしょうか。同じく、この数年の傾向についてお伺いします。

それから、もう一つは、実質収支比率については今年度どうなってますでしょうか。

増田委員長 これは、案内にもございましたように、1款から2款の説明ということですので、決算の内容ですかね。

谷原委員 説明書があったから聞いただけです。

増田委員長 そうですか。答えられますか。

吉村部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、谷原委員のご質問で、実質単年度収支ということでございます。平成30年度の決算におきます実質単年度収支といたしましては8,506万7,000円の赤ということでございます。

近年の状況ということでございますけれども、過去4年間さかのぼりますと、全て実質単年度はマイナスということでございまして、平成27年度でマイナス4億2,810万円、それから、平成28年度で、ちょっと大きいんですけどもマイナス9億3,903万2,000円、それから、平成29年度はマイナス3億2,133万2,000円という状況でございます。

もう1点、実質収支比率ということでございます。平成30年度は1.9%、平成28年、平成29年も同じく1.9%でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。事前に申し述べてた方がよかったのかもわかりませんが、これ、監査委員の報告で財政の健全化についての報告があります。そのときに経常収支比率

と実質収支も報告はあるんですけども、実際に決算で今の財政状態について正確に知る必要があるし、ただ支出だけでなしに、今の葛城市の財政状況がどうかという大前提をしっかりと私は理解しておく必要があると思ひまして、報告がありましたので質問させていただきました。

実際に単年度の黒字かどうかを調べるのは実質単年度収支でありますから、この間、もう4年間に続いて赤字が続いております。それから、実質収支比率も基本的には2%から3%がいいだろうと言われていた数値が、2%も切ってゆとりがなくなってきたということだろうと思ひます。そういう財政の傾向を見ながら議論したいと思ひまして質問しました。今後、財政についてしっかりと、私は、今の時点でコントロールできていると思ひますけれども、この点についてもしっかりと見ていきたいと思ひております。

以上です。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 おはようございます。長丁場ですが、どうぞよろしくお願ひいたします。

3つお伺ひいたします。1つが、決算全体にかかわることになってしまうんですが、今回も予算を流用されたことがあったかと思ひますが、平成28年度、平成29年度、そして平成30年度の決算における予算流用の件数と金額について、まずお伺ひします。

それから、ページ数で言いますと39ページの1目議会費の14節会議録検索システム使用料につきまして、これは、月額5万9,400円とあったかと思ひますが、これが少ないのは年度途中からであったかなと思ひますが、来年からは丸々かかってくるのかどうかということ。

それから、40ページ、同じく1目一般管理費の中の8節報償費の中の講師謝礼68万7,500円というのをごさいますけれども、研修の講師謝礼だと思われそうですが、この研修の具体的な内容についてお伺ひをいたします。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 おはようございます。総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず1つ目の質問でございます。平成28年、平成29年、平成30年度の流用の件数と金額というご質問であったかと思ひます。まず、平成28年度につきましては51件でございます。そのうち人件費が17件ということでございます。平成29年度につきましては46件で、うち人件費が18件ということでございます。平成30年度につきましては69件で、うち人件費が8件ということでございまして、また、その内数といたしまして、台風等災害に伴う流用といたしましては7件ということでございます。

あともう一つ、総額ということでございますが、平成28年と平成29年は押さえてございませんで、平成30年度の総額につきましては、総額で1,969万3,000円ということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岩永局長。

岩永事務局長 議会事務局の岩永です。よろしくお願ひします。

私の方からは、検索システムを回答させていただきます。委員のおっしゃるとおり、年度途中の契約でございます。平成30年11月1日の契約になっております。それで月額5万9,400円の5カ月、29万7,000円を今年度決算額としております。来年度からは同じように、5万9,400円というのは税込み額なので、税抜きでいったら5万5,000円掛ける1.1になります。年間72万6,000円の費用が必要となります。

以上です。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしくお願いします。

私の方からは、40ページの講師謝礼68万7,500円について説明させていただきます。平成30年度の68万7,500円に係った講習の内容でございますが、まず1件目、人事評価の制度研修でございます。こちらは、6月1日に、平成30年度の新規職員を中心に人事評価の被評価者研修として人事評価制度の研修を実施、また、平成30年度に新たに管理職になった職員を中心に人事評価者研修を実施いたしました。被評価者といたしましては17名、評価者研修の人数といたしましては10名の受講がありました。

2点目でございます。接遇研修です。こちら、平成30年度から新たな取り組みとして実施させてもらったもので、市役所は市民の役に立つところであるという考えのもと、全職員が市民皆様から信頼され、安心して職務を任せられるような職場にすべきということで実施させていただいたもので、こちら、平成30年7月から8月に、1人当たり2日半かけまして研修を3班に分けて実施いたしました。これが71名受講、それから、2月に1人当たり半日で6班に分けて実施したのが144名の受講になります。

3点目、コンプライアンス研修でございます。平成30年9月に、現役職員が官製談合防止違反の疑いで逮捕されたことを受けて、職務命令として受講の指示をいただいたという研修でございます。こちらが、職員同士の意見交換を通じて市役所の課題をみずからの業務に引きつけた形で共有するとともに、職員自身に今後取り組むべき目標を設定していただきました。これが11月に3日間、6コマに分けて合計248名が受講いたしました。

費用と講師の内訳なんですけれども、人事評価研修につきましては、1名の講師で午前、午後に分けて実施していただきました。1日につき5万円を講師謝礼として支給しております。

次、接遇研修なんですけれども、こちらにつきましては半日を1コマという単位で、研修1回当たり5コマを2名の講師で対応してもらいました。その研修を3回実施いたしました。1コマ当たりの金額なんですけれども、主担当の講師が1コマ当たり1万5,000円、副担当、補助の講師が7,500円という設定です。研修1コマ当たり2万2,500円。前半の研修につきましては、5コマで1回の研修になりますので、2万2,500円掛ける5コマの11万2,500円。それから、その研修を合計3回いたしましたので、11万2,500円掛ける3回で33万7,500円。それから、後半につきましては、研修1回について半日1コマとさせていただいて、6回実施いたしました。2名の講師で対応していただいたのが4回あります。2万2,500円掛ける4回で9万円。それから、1名で実施した回数が2回あります。こちらが1万5,000円掛ける

2回で3万円、合計12万円です。

接遇研修といたしましては、前半の33万7,500円、それから、後半の12万円を足した結果の45万7,500円、これが接遇研修にかかった費用です。

最後に、コンプライアンス研修なんですけれども、1回当たり1コマ、半日分の研修で、1コマの研修につきまして2名の講師に来ていただいています。合計6コマ実施いたしました。ですので、研修1回分の講師謝礼はお二人で3万円という設定でさせていただきますので、3万円掛ける6コマで18万円の講師謝礼となっております。合計が68万7,500円ということになっております。

以上です。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 今、お話を伺ってます。まず、予算流用の件数なんですが、平成30年度につきましては台風災害があつて7件というのがありましたので、これはやむを得ないと思うんですが、それでもふえてるなという気がいたします。私なんか非常に素朴に疑問に思うのが、例えば、1回補正で減額しておきながら決算で流用してるというような、具体的に言うと56ページの2目基幹統計費が5万1,000円の減額をされている。そして、その上で6万円が流用されてるというようなことがすごく素朴に疑問に思うんですが、その件数がふえていることと、そういうふうに重要なことがあるということで、私は、基本的には議会というのは議決機関でございますので、補正を出していただいて、それに沿って流用は減らすべきではないかなと思うんですが、それについてお伺いをいたします。

ほかのことについては、研修も丁寧にお答えいただきましてありがとうございました。まず、それをお伺いいたします。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 56ページの基幹統計費の5万1,000円減額、それから6万円の流用の件についてご説明申し上げます。実は、当時、情報推進課に私はおったんですけれども、今年度中の職員の時間外の費用を充ててまして、今年度中、あと時間外どれくらい使えますかという話があつたんですけれども、私の方で人事課と行き違いがありまして、もう要らないですよというふうに解釈していただきました。その結果、補正予算で5万1,000円落とされてしまった経緯があります。2月、3月の時点で時間外の人件費がないということになりまして、人事課で流用していただいて、一般管理費から時間外の費用を流用していただいたという、大変申しわけない、お恥ずかしい話なんですけれども、そういう経緯でございます。

以上です。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。吉村委員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

流用とは、規定の予算におきましてある特定の経費からその他の支出科目に充当して使用することを言ひまして、予算の補正を行わないで予算執行上の処理として行っているものがございます。歳出予算の経費につきましては、各款の間におきまして相互にこれを流用する

ことができず、各項の間につきましても原則としては流用は禁止されておりますが、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、地方自治法第220条第2項の規定によりまして、その流用が認められているものでございます。

また、各目、各節の流用につきましては、目、節そのものが執行科目であることから、地方公共団体の長が予算を執行するために設けられた科目であり、法的には長の権限で流用が可能とされているところでございます。

地方自治法施行令第173条の2、普通地方公共団体の規則への委任に基づきまして、地方公共団体の財政に関し必要な事項は規則で定めると規定されておりまして、本市では、葛城市の予算規則におきまして歳出予算の流用を規定しているところでございます。

これらの科目の流用につきましては、吉村委員おっしゃるように、みだりに多用することは適切ではないという考えを持っているところではございますが、軽微な事項や突発的な事項、また特別な事情がある場合につきましては、流用額に剰余が出ないように必要最小限に行わせていただいているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 意見のみを申し上げます。今、ご答弁にありましたけども、突発的なことについては、例えば災害であるとか、これはやむを得ないと思うんですけども、例えば行き違いとか、その中で実際丁寧にやれば防げたものもあったのかなという気もいたしますので、徐々にふえているような感じがいたしますので、次年度はそういったものを極力減らしていただくように、不要な流用についてはないようにお願いをしておきたいと思っております。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほど、吉村始委員が、感じがいたしますというご発言と、不要なおっしゃいましたが、事実に基づいてご発言、ご指摘をいただきたいと存じます。

なお、流用に関しましては、再三、委員会あるいは議会の場でも取り上げていただいておりますように、理事者側といたしましても議会の権限を侵すようなルーズな執行をするというつもりは全くございません。予算につきましては、そもそも予算総計主義の中でしっかりと議会で予算案をご審議いただいておりますので、予算で定められた内容については適正にそのとおりに使う、これがそもそも予算というものでありまして、地方自治体の会計の仕組みでございます。それにつきましては、まずは、今回この決算委員会でまたこの論点について取り上げていただきましたように、理事者側といたしましても、十分に不要な流用は一切いたしません。また、手続的には、これは市長決裁をもってやっているものでございます。個別に1つ1つそれぞれ理由があつて、その理由を認めた上でやむを得ないという判断のもとに執行側で責任を持ってやっているものでございますので、そのあたりはご理解賜りますとともに、理事者側といたしましても、今回も決算委員会で取り上げていただきましたその機会として、予算の執行について重要なことだにご認識いただいている、あるいはご指摘をいただいているということにつきましては、真摯に受けとめながら今後とも慎

重に予算の執行について取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 失礼いたします。吉村始委員のご質問の関連ということで、僭越でございますが、よろしくお願いたします。

先ほど、40ページの2款総務費、一般管理費の中の8節報償費の中の講師謝礼についてお尋ねがございました。この講師謝礼68万7,500円の内訳について詳細にご説明をいただきまして、内容をしっかりと把握させていただいたところなんですけれども、昨年は平成29年度23万円程度の執行に対しまして、今回68万7,500円。市長が職員に対してのいろいろなコンプライアンス等の研修が必要であると考えられて、今回コンプライアンス研修にかけられた講師費用が18万円、人事評価、被評価に対して5万円ということの説明の中で、あと残り、接遇研修というのをされたということでございます。接遇研修が非常に日にちをかけられて、1人当たり2日半と半日ですか、約3日間、全て受けられたかどうかわからないんですけれども、45万7,500円という費用をかけられたということでございますが、接遇研修というのは基本的に、私もそういった経験があるんですけれども、通常マナー研修というか、一般常識的な人とのやりとり、そして公務員としてのいろんな考え方ということは、さほどその部分にはそういった議論なしに一般的な、例えば、私も職員さんに「どんな研修したの」と聞かせていただいたら、ノックは3回する、お茶はこのぐらい入れると、もちろん大変すばらしい研修であるということはあるんですけれども、この時期に、平成30年度、コンプライアンスについて非常に大切な課題がある中でこの接遇研修をされたという意味合い、これがぜひとも必要やったということについて考え方をお聞きしたいなと思ひまして、まず、それをお聞きさせていただいてよろしいでしょうか。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

大変申し上げにくい話なんですけれども、接遇になってないというか、職員としてもできていないというのがもともとのきっかけだと思います。再三、市民の皆様からのお声も頂戴していることでもございますし、それに関しては緊急にやっていかなければいけないというご判断のもとに実施させていただいたということでございます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 基本的なことからは始めるという理解をさせていただいたらいいと思うんですけれども、この時期に必要な研修課題というのが私はあったのではないかなと思うんです。もちろん、最後に説明されたコンプライアンス研修、職員に自発的に課題を抽出させてやる。私、この研修が最も重要やなと思っております。これにける日にちが、もちろんお忙しい中でコンプライアンス研修をしていただいたことを私は非常に評価をさせていただきます。ただ、接遇研修に3日間をあえてされたというのは、もうちょっと踏み込んで、これがやっぱり必要やと、市長が玄関に入られて、おはようございますと大きな声で職員が言うか、言わないか。

私も、皆さん元気ないなど。元気ないのか、接遇の基本的なことを忘れて、仕事をせなあかさんから没頭されてるのか。それは市民の方も同じだと思うんです。今、市民の方が、市役所に入っても愛想ないというふうに言われて、おはようございますということ一つで随分雰囲気も変わるやろうと。市長が、前に何でも課というのをつくるという意味を私は逆に取り違えてたんですけれども、コンシェルジュの方がおられて、おはようございますとあって案内されて、気持ちのいい接遇の中で市民の方が市役所を利用していただくということを私もイメージしてて、一番大事なことは、この研修を受けて1年、この成果というものが実際にできてると感じられたかどうか、私は市長にぜひそこの評価をどう考えていらっしゃるのかお聞きさせていただきたいなど。これでもってちょっとずつましになってるよということであれば、この接遇研修は非常に効果があったのだと思います。

45万7,500円をかけてやる。そして、議会もいろんな接遇の皆さんの日程調整のために、議会の一般質問の打ち合わせ等も、「議員、悪いです。今から研修ありますねん」と言われて、断られてんやとあって、えらい研修を頑張ったはるねんなどというような意見も聞きました。それは、それやったらいいよと言っていただいたということです。非常に大事な研修であるかどうかというのは、市民の税金を使ってやる研修、しっかりとその成果が出ないといけないと思ってるんですけれども、そのあたりの所見について市長からご意見いただきたいと思っております。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員どうもありがとうございます。この接遇研修につきましては非常に力を入れていく分野やと私は思っております。これは、折々に触れて申し上げてるんですけども、市の職員さん、私は非常にかわいそうやなという思いがあります。実は、私は民間企業に勤めてたことがあるんですけども、そのときの新人研修というのは半年ぐらいかけてやっていただけるんです。当然マナー研修から仕事に関する研修を一通り教わるわけなんですけども、それが公務員さんの場合は、4月1日から即現場配置されるんです。その中で、研修は折々に受けられるんですけども、なかなかまとまった時間研修を受けられないというのが非常にかわいそうやなという思いがありました。その中で市の職員さんをいろいろ見させていただいて、非常に、当然のことながら、すばらしいマナーといいますか、接遇をされる方もおられるんですけども、必ずしもそうでない方もおられます。ですから、ばらつきがあるんです。その原因がどこにあるのかといいますと、やはり若いころにそのような研修を受けられたのか、受けられてないのか。ある一定の繰り返しの中でそういう研修を受けられてるのかということが非常に気になりました。ですから、コンプライアンス研修は当然のことながら、接遇に関しても長期的な研修をしていくべきであるという判断に立って、今回執行をさせていただいたわけでございます。

従前にはございませんでしたので若干違和感があるのかとは思いますが、これはあくまで、昨年度やりましたのは初級研修です。当然のことながらレベルアップをこれから図っていかないといけないと私は考えております。ですから、この分野に関します研修は、1年だけではなく複数年続けていくことによって組織としての認識ができるまで、当然のことな

がら、一旦研修を受けますと、その研修を受けた人たちが次のジェネレーションに入っていたときに、更に後輩の指導をできるという段階まで持っていく必要があるであろうという考え方を持っておりますので、初級から中級、上級と研修は重ねていく必要があるのかなという思いでいます。従前の考え方とは違う分野かも知れませんが、私は、市役所の職員さんが、常に申し上げてるんですけど、市民の皆さん方は税金を納めていただいているお客様であるということを私は認識した上で、それなりの対応ができる姿勢を民間企業レベルまで持っていきなという思いが非常に強うございます。抵抗はあるかも知れませんが、辛抱強く研修を続けていきたいという思いでございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 意見として言わせていただきます。もちろん1つずつ改善していくという市長の姿勢は、根気強くやっていくという姿勢は私も感じさせていただきました。

この接遇研修が初級、中級とずっとレベルが上がっていく。到達するところは、私たちは何のためにこの研修をやっていくかという自覚を一人一人に持っていただかないといけない。そういったちゃんとはね返ってくる、その効果というものは一人一人に、多少いろいろな部署の立場でも変わるかも知れませんが、まずその部署の中でこの研修を常に忘れない体制をつくるということ、そういった指令1つにしてもやはり重要なことだと思います。受けるときは、いろんな課から寄って行って研修を受けるわけですけど、基本的なことは、今年はこれだけの時間をかけられた。でも、今、葛城市における課題というのは、いろいろな問題があった、この間、予算委員会的时候に岡本委員がええことを言わはったなど。段取りをせえと、段取りしていくような、そういった気働きをしろと。もちろん接遇部分は基本中の基本、これは、私は当たり前の話やと思ってるんですけども、何が必要かというところの課題抽出をもっともっとやらないと、どんな研修を受けるのがいいのかということを職員みずから、こんな研修しようよと、各課によって違うかも知れませんが、各課によって、こんな研修していこうかといって、職員さんから自発的に勉強しようかということが大事で、それはその部署によって忙しい時期も違いますので、忙しくない時期にやろうかというふうな、もうちょっとそういう細かい部分での研修がまたこれから必要なのではないかなと思わせていただきます。

今回、平成30年度でこれをされたことは、大きく成果として上げていただきますように、職員の皆様も自覚を持って、これから市長の思いが届きますように、しっかりと私たちみずからきっちりと元気よく挨拶をして、市役所が明るくなるということを願っておりますので、どうぞみんなで葛城市を高め合って、葛城市のみんなの気持ちがそっちに行くように頑張っていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。ありがとうございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いたします。

決算書43ページ、2目文書広報費、13節委託料、こちらの報告書の8ページ、9ページも

開いていただいて、テレビ放送委託料、デジタル文字放送による行政情報等の発信、これは昨年より年2回、回数としては減ってるんですけども金額は同じになってるんですけども、これはどういう契約になっているのかというのをお聞かせ願いたいのと、その次は4目財産管理費、報告書では9ページの庁舎管理の表をつくっていただいているんですけども、緑化植栽等管理委託料が上がってる、特に新庄庁舎がぼんと上がってるんですけども、これはどういったことをされているのかと、なぜ上がっているのかという理由をお聞きしたいのと、その一番下、維持修繕料700万にがしとある、これも120万円ぐらい上がってると思うんですけども、この理由と、決算書ではこれほどになるんですか。11節需用費の修繕料になるような気がするんですけど、金額が違って、ほかのやつは大体足したり引いたりしたら合うんですけど、ここだけどこにあるかわからないので、これは基本的なことを教えていただいたらうれしいです。よろしくお願いします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいま杉本委員のおっしゃいました、デジタル放送の委託ということでございますが、その契約内容なんですけども、奈良テレビ放送、毎週金曜日18時30分からある「いきいきまちだより」の放送の契約、これが年18回ということで契約をさせていただいています。その際にデータ放送51回、文字放送24回という形で年間契約させていただいています。回数が減っておるとおっしゃいましたところ、もう一度詳細を調べさせていただいて、後刻報告させていただきたいと思います。失礼します。済みません。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 おはようございます。管財課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま杉本委員の緑化植栽の管理の分になりますけれども、こちらは、両庁舎に係る緑化植栽の管理委託業務でございまして、前年度と比較いたしますと約71万7,000円の増額となっております。それを庁舎別で比較いたしますと、新庄庁舎におきましては約71万5,000円の増、當麻庁舎におきましては約2,000円の増となっております。なお、新庄庁舎の方が金額が増額となっている理由につきましては、例年、契約の中に含まれております笛吹の市有地内におけます剪定に、落ち葉等で近隣から苦情の対象となっていた樹木の伐採業務を追加実施したためでありまして、委託料が30万4,560円の増額となりました。また、イトーピアの市有地内で倒木等により再三事故の原因となっていた樹木の伐採業務を緊急で実施したために、業務委託として43万2,000円の増額となっております。

そのほかにつきましては、いずれも契約更新の結果により金額が増減したことによるものでございます。

続いて、維持修繕料について回答いたします。こちらにつきましては、予算書の中に財産管理費、11節需用費の中の修繕料、金額が703万5,598円となっております。成果報告書の中には701万434円となっております。この差につきましては、建設課の公用車の修繕の分が2万幾ら含まれておりますので、その分の差で、予算書には総額として載っておりまして、庁舎管理の成果報告書の中には管財課分としての701万434円と計上しているところでござい

す。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。テレビ放送の方は、僕は何が言いたかったかというと、2回減っても同じ金額やったら、2回多くやった方がいいんじゃないのと言いたかっただけで、またそれは結果を教えてください。

あと、緑化の方なんですけど、僕、イメージとして庁舎管理の中に入ってるから、庁舎の中の管理をするためのお金と思ってたけど、違うということですか。違うということかお聞きしたいのと、修繕料に関しては、そうなんですかという感じなので、そこだけお聞かせください。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田でございます。よろしくお願いたします。

こちらの緑化植栽等の管理委託料につきましては、両庁舎及び笛吹にあります市有地の分も含まれております。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 今の杉本委員の関連で、緑化植栽等管理委託料について伺いますけれども、予算が390万円程度であったのが、最終的に418万円ということでふえてはおるんですが、笛吹の樹木伐採と、急なことでイトーピアの伐採ということで43万1,000円かかったとお答えいただいて、ということは、総額としてはふえてないということなので、かなり予算に比べて決算の方で実際の委託料としては頑張っていたかというか、交渉していただいたのかなという感じがするんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。よろしくお願いたします。

当初予算の金額よりも決算額が増額している理由になるんですけれども、こちらの方は、市所有の樹木の伐採業務委託といたしまして、先ほど申し上げました兵家イトーピアの南側になるんですけれども、そちらの方の業務委託を43万2,000円で請け負っていただきまして、この分が増額している分になります。

以上でございます。

増田委員長 確認しますけども、イトーピアのその場所というのは公用地ということですよ。

吉田課長。

吉田管財課長 普通財産になる市有地でございます。

増田委員長 よろしいですか。

吉村始委員。

吉村始委員 恐らくこういうのはその都度入札をかけてやられると思うんですけれども、突発的なことがあって仕事量がすごくふえているにもかかわらず、金額も抑えて原課の方で頑張っておら

れてるように見えたんですが、そうですかというような質問だったんですが、あと、もう一つ、イトーピアのことについてなんですけど、大体これはどれぐらいの面積の分のことをやられたんでしょうか。それを確認だけさせてもらって、それでおしまいにします。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。昨年度まで管財課長をしておりましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

兵家地内のイトーピア団地の中の南側に市有地がございました。その樹木が、昨年7月の台風によりまして市有地の木が折れて、下にとめておった乗用車、夜間とめられておった乗用車に落ちましてフロントガラスを破損したという事案がございました。それをすぐ連絡いただきまして、日曜日であったと思いますが、うちの課長補佐が現場を確認いたしまして、その補償について顧問弁護士にも相談させていただきました。それにつきましては顧問弁護士から、体育館の屋根も含めてご相談に行ったわけですが、天災による補償はできないというご回答でありました。それ以降も台風の発生が予想されましたので、まず担当課の職員によりまして危険な木の伐採をある程度させていただきましたが、完全な伐採についてはできなかったということで、2年前にも同じような事案がありまして、イトーピア自治会の方で目隠しになるように2メートルの高さまでの伐採をお願いしたいというお話がありました。そこで兵家区長の方に私が出向きまして、もし、そういったことを残すのであれば、今後兵家区なりイトーピアの自治会で維持管理を行うという覚書をお願いしたいということで、7月ですので今後も台風の発生のおそれがありますので、もし、今伐採させていただけるようであれば、市役所の委託料を契約差金の部分で市役所の方で伐採させていただきますというお話をさせていただいたところ、兵家区長から翌日にお電話いただきまして、すぐ伐採してくれと、夜間の違法駐車でなくて、もし、お昼の時間帯に普通に通行されてる住民の方であったり、自動車に普通財産の木が当たった場合に、2回目になりますので、弁護士さんも次になる場合は予測された事故であるというお話もありましたので、すぐ理事者にもご相談させていただいて、森林組合等の業者を含めた入札によって実施させていただいた金額が40万幾らということになった経緯でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員、よろしいか。

吉村始委員 はい、結構でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

関連から入っていくかもわかりませんが、先ほど吉村委員から、予算の流用について質問がありました。部長なり副市長から、法的にいけるということをおっしゃったわけですが、

松山副市長 そんなこと申しておりません。

岡本委員 そうですか。法律では第220条という話も出てるわけやから、第1項、第2項の中で款、

項までは流用できませんと書いてます。目、節までは市長の権限でできるというふうには書いてある。規則もあるやろうと思います。私は不勉強で、今までこういう流用をされてたということは思いもしなかった。たまたま今年の決算を見て、ずっと来たけども、あれと、何でこの流用をしてるのかなど。議員には悪いけども、決算を見てどこに流用してる、みんな知ってはると思うけども、今、副委員長の方で決算委員会でも議論されたという答弁もされたと思います。私は記憶にないんです。

なぜ、私は、この流用を言うかということ、法的には問題ない。しかし、議会に対する予算、何を審議してるねん。予算つくるのは款、項からつくっていくのか、それとも、節があつて、目があつて、項があつて、款がある。そやから、議会の自治法上の議決権は、款、項だけとは書いてないけども、議決をとれということ。副市長なんかプロ中のプロですやんか。私は、そやから、議会も一生懸命審議してくれてはるわけや。そやから、当然補正すべきものは補正すべきやろうと、私は個人的にそう思うてますよ。今これを見させてもうた中で、それは、副市長おっしゃるように、きちっとやってますよということやけども、例えば、どことはまだ言いませんよ、あとどんどん入っていくわけやから1つずつ聞いていきますけども、当然、例えば委託料の中で100万円しか現計予算ないねんと。例えば、200万円の入札をしようと思ったら、できへん。そこで流用して200万円にしてあると思われるようなところがある。これから聞きまんがな。私は、不正をしてるとか、そんなことを言うてるのと違うんですよ。議会に予算、節まで上げて、議決をとってるということになってきたら、そこまで補正もしてやってもらいたいということで私は言うてるわけです。

安易に流用してると、そういう意味で私は言うてるのと違うて、今、職員研修も出てましたやんか。いかに管理職の者が予算とにらめっこをしてるのか、してないのか。私はそういうことも思いますよ。誰も予備費使うたらあかんとは言わん。災害のときや、しゃあないやろうというのか知らんけども、それはそのために予備費があるのか知らんけども、余りにも簡単にぼんと88万円予備費使われてる。これも流用や。それは法的にはいけるのか知らんけども、それと、もっと言うたら、私は、個人的に副市長に言うたらいかんけども、副市長が就任された、1月27日でしたか、その後にお願ひがありますいうて行ってるはずですよ。事務的にひとつよろしくお願ひします、特に予算の流用についてはお願ひします。法的にいけまんねんと言わはったこともわかってまんがな。そやから、私は今、これ、3年間出てるわけやけど、できたらもっと、平成28年から以前の5年間で、もし、出るのであれば、私は出してもらいたい。そうしないと、政権かわってから流用がふえたんかいとなったら、私も市長に申しわけないと思うし、前からずっとこういうふうにされてきたんか、法的にいけまんねんとされてきたんか、私は参考にしたいと思つてますよ。

それと、流用されるときに、例えば、年4回しか議会はないわけや。例えば、今9月議会、8月にどうしても要るねんというような場合もありますやろう。ところが、9月議会まで待てるというものもある。それやったら9月議会に補正を出すべきやと私は思いますよ。ほかの委員はどう思ったはるのか知らん、私は、議会軽視ではないかなど。また、恐らく副市長は、そんなん違いますがなと言わはると思う。法的にいけることは百も承知の上や。そやけ

ども、こういうことのないように私はやってもらいたいからやかましく言うてるだけであって、いつの時期にこの流用をされたのか。今詳しくいただきましたよ。全体的に件数は幾らや。平成28年は51件ありますよ、そのうちの人件費が17件ありますよと詳しく言うてくれてはりまんがな。人件費でも大体異動があつて12月、決まってないけども大体12月に人件費はいらう。そうなつてきてるわけや。だから、今、板橋さんも言われたように、補正の中で一部こうやと。それは、そんなときもありますやろう。そやけども、ずっと見てたら件数が、全部はふえてないけども、例えば、平成30年やったら69件ありますよ、そのうち人件費は8件ですよと、こうなつてるわけやんな。恐らくこれ、勘定してないけど、この決算の中でそれだけ流用されてると思う。それだけ流用せんなんほど予算の組み方が甘いんかいと私は言いたい。そやから、きちつと補正をやつてもらふ、こういう精神やないと、今言われてる職員研修、コンプライアンス研修してまんねん、接遇研修してまんねんと言うたかて、この予算執行の仕方に本当に反映されてるのかな。私はいつも嫌われることを言うてるわけやけども、その辺も含めて私は考えてもらいたいから生意気なことを言うてますねん。その辺で、何も流用したらあかんと、ここで約束せえと、そんなことを私は言うてるのと違つて、流用というのが法的に認められても、本当に予算執行上それが正しいのかどうかということをもう一度答えてもらいたいと思いますのと、今言いましたように、平成28年以前、少なくとも5年間ぐらひは、出るのであつたら出してほしい。

藤井本議長 これ、委員長、総括でやつてくれませんか。

岡本委員 違ふんかな。これな、あとずっとあるねん。

藤井本議長 いや、あるにしたかて、まだ1款、2款やつてるわけやから。

岡本委員 いや、ほんで、そやから、1款の中で具体的にいくんかい。

藤井本議長 だから、それやつたらええけども。

増田委員長 よろしいです。

阿古市長 具体的にやつてください。具体的にやつていただいて結構です。

増田委員長 だから、流用のは全般にわたることやと言うたはるねんけども、これ以上広がつたらあかんから、趣旨はお聞きしたと思うんで、その辺のお答えと5年のデータが出るか、出ないかと。

岡本委員 はい。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員、再三にわたり言つていただいている内容、これは非常に重点なものとして理事者側でも受けとめておりますので、これは、決してご発言の趣旨を受けとめないとか、やらないということは申し上げていません。それは重要な観点ということでしっかりと受けとめてまいりたいと存じます。その上で若干説明させていただきたいのでございますが、まずは、法的に認められれば何でもやつていいと、こんな説明は1回もした記憶はございません。それは議事録をきちつと丹念に文脈も読んでいただければわかるとおりに存じます。

一方で、予算といいますのは、地方自治法上は款と項が議決科目になっております。それ

から、目につきましては執行上の分類として分類をしているものです。さらに、本年度の予算編成から事業という概念を明確に導入いたしまして、葛城市におきましては、款、項、目、それから事業、これは目的別の分類でございます。したがって、政策目的別の分類でありますので、大きさの差はございますが、これについては、これを変えて、あるいはこれを超えて使うというのは、まさに議会でご審議をいただいている趣旨と反する使い方になりますので、これは厳に慎まなければいけないという意識でやっております。

岡本委員、先ほどこれも一緒におっしゃいましたけど、節といいますのは性質別の分類でございます。例えば、特によく似通った質でございますが、委託料と役務費というのがございますが、何か執行上の都合で、目的はその目的で使うんだけど、節としてはまさに1年間の見積もりの中で委託料は潤沢に組んだんだけど、役務費が足りないよとか、そういったのが出てくるわけで、これを委託料から役務費に振りかえる、これも流用でございます。

こういったことも含めまして、あるいは先ほど吉村始委員からご質問があったことに対しまして早田部長がお答えをいたしました。あれも内容的には予算のときには計上しておりませんので流用でございます。こういったことも含めまして、執行の中でいろんなことが起こる。それは、議会の開催まで待てない、あるいは臨時会をお願いするまで待てないほどの緊急性があるものもあれば、そういった議会をお願いをする、諮る必要もないだろう、長の権限でやってもいいだろうという軽微なものもございます。それらを1件1件判断をしながらやっているわけでございます。したがって、先ほど岡本委員がおっしゃいましたけども、件数でもって判断をするのではなく、個別の案件が流用してもよかったのかどうか。それはまさにこの決算委員会でも個別の議論として、これはどういった理由でやったのかということはお聞きいただいて、ご審議いただければいいと思いますけども、全体の議論として、総論でこれがどうやということであれば、それは、やはり災害関連も非常に多うございまして、昨年、一昨年度につきましては台風も非常に多かった、あるいは昨年は暑かった、いろんなことがございますので、単に件数だけを報告せよ、件数がふえてる、減ってる、しかもそれで松山が副市長に就任したからふえてるじゃないかと、そんな言い方は、それは真つ当などいいますか、決算の正しい議論ではないと存じます。

すいません、余計なことを申しましたが、以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 それは、まともなことを言うたはるのはようわかるとるわけで、費目も皆分かれてる。それは、私も不勉強やからわかてる。私の言いたいのは、流用できるけども、議員に対しても、予算を上げた以上はきちっとそれをやってほしいということをするわけやし、ええ加減に流用してると、そこまでわしは突っ込んでません。何も件数どうこう、吉村委員が言わはったさかい言うてるだけやん。

それと、私が自分で感じて、本当にこの決算を見て多いなと。正直言うて、決算だけ見て、さっき言うたように、それはプロの人はわかりまんがな。わしらみたいなんわからんかったら、予算書と決算書と合わさな、そんなんぱつと見てわかりますかいな、どこに流用してるんや。そやから、もっと親切にやってもらいたいということをするわけ。今、副市長が

言うたはる法的なことみたいなん、当然のことを言うたはるわけですよん。何もそれに対してわしがあかんとか、そんなこと言うてるのと違うわけや。もうちょっと議会で親切にしてくれたらどうですかと、一言言うたら済むことやんか。だから、これ以上議論せえへんさかいに、次のとこを聞いていきまんがな。

増田委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、具体的なところで質問してまいります。私も決算書、当然予算書、それから一般会計の補正予算書を見ながら変遷をたどったら、あれ、これ流用やなど、どういうことかなというのがありますので、そういうことも含めて質問してまいりたいと思います。

1つは、40ページです。2款総務費、1目一般管理費、9節旅費なんですけれども、これは、予算が224万4,000円ほど組まれているんですが、50万7,000円余りしか支出されておられません。つまり、173万6,000円も不用額になっております。これについてどういうことなのかについて説明をお願いいたします。

それから、46ページになります。2款総務費、7目交通安全対策費の中の13節委託料の中なんですけれども、これも、実は、予算を見ますと、この委託料の中に放置自転車等処分委託料25万1,000円というのが予算計上されておりました。ところが、ここで執行の備考欄にはありませんし、ちょうど同じく25万1,228円ほどが丸のまま不用額になっているように思いますので、この執行状況についてお伺いいたします。

それから、3番目ですけれども、47ページです。2款総務費、13節委託料、公共バス運行委託料というところでありまして、実は、この点については、私が聞いておるところでは、運行赤字の5分の4が国の方から交付税措置されるということをお聞きしておるんですけれども、これは歳入にもかかわってくるのかもわかりませんが、真水で市の負担分がどれだけになるのかということをお聞きしたいんです。でないと、空で走ってるじゃないかと、市から約8,000万円近いお金を走らせてるというふうな、そんな形で議論されるといかなものかなと思いますので、そこら辺の正確な市の負担が交付税措置等の関係でどうなるのかということについてお伺いいたします。

以上、よろしく申し上げます。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしく申し上げます。

私の方から、40ページの普通旅費の件でお答えさせていただきます。こちらの普通旅費なんですけれども、特別職の出張旅費、それから、職員が東京とか行ったりする研修旅費も含まれております。平成29年度は100万円以上執行してたんなんですけれども、今年度は確かに少ないということで、これにつきましては、特別職の東京へのお出張の回数が減ったということもありますし、あと、東京へ行ったりする研修の回数が減ったということと解釈しております。

たくさん予算を組んで残ってるやないかということなんですけれども、基本的には、東京に陳情とか行くこともありますし、それが見えないこともあります。それから、職員が東京

に研修行きたいねんとかいうときに、いや、お金ないからごめんねというのなかなか、せっかくやる気を出してくれてるのにそれとも言えないなということで、余分に組んでというふうには聞いております。ただ、もうちょっと精査すべきかなと思いますので、来年度は考えさせていただきます。

以上です。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしくお願いします。

ただいま谷原委員のご質問の、交通安全対策費の委託料での不用額につきましてですが、こちら、委員も述べられましたように、当初組んでおりました委託料25万円につきましては、以前までは市内の駐輪場等での壊れて放置されてるとか、そういうもので撤去回収させていただいた部分をまとめて一般廃棄物処理組合に業務委託で廃棄処分をさせていただくための予算計上をさせていただいておりましたが、それが平成29年度まで実施でございましたが、その後、市のクリーンセンターができた後は、職員の直接持ち込みで処分いただくということで費用が不用になりました関係上、もちろん減額補正をすればよかったですけど、その対応ができなくて、そこは事務処理の不備があったかと思っておりますけども、そういうことで不用額になっておりまして、今年度からその部分については委託計上もさせてもらっていないという状況でございます。

以上でございます。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいま谷原委員がおっしゃいました、コミュニティバスの運行事業費の中の純粋な補助とといいますか、国の支援という部分なんですけど、まず、葛城市のコミュニティバスは平成28年から走りまして、3カ年の包括契約という形で委託料7,992万円という形で平成30年度まで契約いたしております。その中で葛城市が企画政策課として支払う分なんですけども、運賃収入を差し引いた額を委託料として支払う形です。ちなみに平成30年度は119万円935円という運賃収入がございました。その中で地域公共交通確保維持改善事業費補助金、これは国土交通省の補助金なんですけども、葛城市の地域公共交通活性化協議会におきましてご審議いただきまして、フィーダー系補助という名前で葛城市の法定協から申請はするんですけども、その補助金は直接事業者に入りますので、こちらの方では一切収入としては上がってこないの、これは事業者に対する補助という形であるのが把握しておるところでございます。

以上で企画政策課からのご報告は終わります。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの谷原委員の質問でございますけども、交付税措置ということでございますが、特別交付税の個別案件というような捉え方になるかと思っております。そもそも特別交付税自体いろんな算定項目がございます。それぞれ必要経費を報告するわけでございますけども、

最終的にそれが何パーセント程度算入されたかという部分につきましては公表もされませんが、個々具体的に1件1件の算入額が幾らということは判明しないという制度になってございます。

5分の4という話でございますので、先ほど企画政策課長が申し上げましたその委託料が事業者さんにお支払いする委託料的なものがもとなるのかなというふうには考えておるところでございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 まず最初の旅費の件でありますけれども、必要額を上げた以上は、ぜひ陳情も頑張っていたきたいし、研修もいろいろ行っていただきたいし、それなりに根拠があってこれまで使ってきたものなので、予算化した以上はきちっと頑張ってもらいたいと思うんですが、それでも余ればどこかで区切って補正予算として減額措置をしていただくなり、適正な処置をお願いしていただけたらと思います。

それから、自転車撤去につきましては、これは、行政の努力によりまして、これまで業者委託していたものを職員で回収ということで、クリーンセンターで回収ということで、これは節約ということなので大変いいことだなと思いました。そのために予算が必要なくなったということでありました。

それから、コミュニティバスの件につきましては、私はそういうふう聞いておりますので、実際に正確につかめるところがつかめましたら、これは、今後コミュニティバスを走らす上でのこともありますので、またお伺いしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

増田委員長 ほかにございませぬか。

吉村始委員。

吉村始委員 46ページ、7目交通安全対策費の中の19節の中の幼児2人同乗用自転車購入補助金なんですけど、これが上限4万円ということで補助をされているということで、33人ということなんですけど、同乗用自転車というのは、実勢価格というのは徐々に下がってはきてると思うんですけど、中にはぎりぎりまで使われてる方もいらっしゃるんですけど、電動アシスト自転車とかそういうふうなものも2つかぶったものを、電動アシストの幼児2人同乗用という、それについては、何であってもそれは補助をされているのかというのが1点と、それから、続きまして、50ページ、1目税務総務費の中のふるさと応援寄附報償費、18節ですが、体験型のものもあると聞いてて、いろいろ工夫はされてると思うんですけど、平成29年度、去年度と比べてどのような今年度のふるさと納税で特徴的な動きをしてるかということをお伺いしたいのと、それから、あと、51ページです。賦課徴収費の中の役務費なんですけど、通信運搬費というものについて具体的にどのようなものかということをお尋ねいたします。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。よろしくお願ひします。

ただいまの吉村始委員の質問で、同乗用2人乗り自転車の補助でございますが、今お話し

やったように、もちろん限度額が4万円の補助要綱に基づき執行させていただいておりますが、昨今、電動アシストつき自転車につきましては、大体購入額として平均で十数万円から、高ければ15、6万円かかるものもありますが、それの中での4万円ということで、全体で見ます中でざっと6割、7割程度がアシストつき自転車での購入で限度額の4万円におさまっている方がおられますということで、実態としてはそういうことになります。

以上です。

増田委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。ふるさと納税についてのご質問でございますが、平成29年度におきましては報償費67万1,920円、平成30年度につきましては69万9,650円、2万7,730円、4.1%の増でございます。昨年と比べて2万7,730円増の要因といたしましては、入で入ってきております寄附額の増に伴います返礼品の増加ということで考えております。あと、体験型につきましては、今、返礼品として選択いただけるものといたしましては、農業組合法人ラッテたかまつさんのブルーベリー摘み体験、それと観光ボランティアガイドと歩く葛城市、あと梅乃宿酒造さんの蔵体験コースと、以上になっております。

それと、続きまして、賦課徴収費の通信運搬費につきましては517万2,571円、これのうち税務課の決算といたしましては404万5,220円となっております。こちらの方は、主なものは当初の納付書の送料ということでございまして、内訳といたしまして、固定資産税で約101万円、市民税といたしまして104万円、軽自動車税が8万8,000円、住民税の特徴分といたしまして186万円、法人といたしまして約5,000円、後納郵便といたしまして、封筒に市民の方に申請書等を求める場合に返信用封筒を入れまして、それを送っていただいた分の後からの分も若干ございます。その分が2万8,000円、合計で約404万5,000円となっております。

以上でございます。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、税務課分を椿本課長の方から説明させていただいたんですけれども、残ります収納促進課分といたしまして、実績として通信運搬費は112万7,327円となっております。主な内訳といたしましては、納期が過ぎまして約25日で発送させていただく督促状に関しまして年間約1,300件発送しております。その他、督促でも納めていただけない方に対する催告状であったりとか、あと、口座振替されてる方で残高不足等によりまして落ちることができなかった方に対して不能の通知ということを出させていただいて、それらもろもろ合わせまして112万7,327円ということですので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 自転車につきましては電動アシストが人気だということがわかりました。これは、今、時代の流れですので、承知いたしました。

それから、あと、ふるさと応援寄附金につきましては、前も泉佐野市なんかの極端な例ということもあったので、節度を持って葛城市についてはやっただいてるものと承知して

おりますが、現時点では周知方法をどのようにされているのかということと、それから、あと、税金の督促については、でしたら、おおむね通信というか郵送等で督促状であったりとか、催告状であったりとか、それでされてるという印象だったんですが、電話による納税督促とかもされているのでしょうか。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。

コールセンターという形で平成30年度納税に対する働きかけということで、県内7市町で構成されておりました県市町村税納税コールセンターということで実施させていただきました。実績といたしましては年間約1,000件のデータを毎月ごとに依頼いたしまして、そのうち約120件ほどの納付がありまして、税目合わせまして約260万円の収入ということでありましたので、収納に関する部分になるんですけれども、実施は昨年度はいたしました。

以上でございます。

増田委員長 椿本課長。

椿本税務課長 税務課の椿本でございます。

ただいまの周知の方法はどうしているのかというご質問ですが、ただいまは葛城市のホームページに掲載しているのみでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

吉村始委員 はい。

増田委員長 ほかにございませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 よろしくお願いたします。教えていただきたいんですけれども、平成30年度決算の主要な施策の成果に関する報告書の中の8ページなんですけれども、総務費の1番、一般管理費の消費生活相談133万3,077円とあるんですけれども、こっちの決算書のどちらの部分を見させていただいたらいいのかというところで、この金額が探してもないので教えていただきたいのと、消費生活相談なんですけれども、前年度は55件ということで、今回12件プラスで67件相談があったということなんですけれども、ここに書いてあるように、當麻庁舎で第2、第4月曜日、新庄庁舎で第1、第3月曜日に朝から、お昼とっていただいて昼からと1日やっていたんですけれども、67件の中に電話相談も入っているのかということもお伺いしたいということと、それがまず1点目でございます。

2点目は、決算書45ページの2款5目の19節負担金補助及び交付金の中の地方公共団体情報システム機構負担金103万9,536円の分と、その下の地方公共団体情報システム機構交付金203万円なんですけれども、この分かれてる理由と、またどのようなシステムが入ってるか。住民基本台帳等々が入ってると思うんですけれども、主にどういうふうなシステムが入ってるかということもお伺いしたいと思います。

もう1点ですけれども、46ページの2款7目交通安全対策費の中の15節工事請負費ですけれども、交通安全対策の道路工事等々の内容だと思うんですけれども、どのような内容があるの

かというところも教えていただけたらと思います。

3点よろしく願いいたします。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご質問いただきました成果報告書8ページに記載の133万3,077円、この金額の内訳でございますが、一般管理費の中に含まれている金額を合算したものでございまして、まず決算書40ページでございます消費生活相談員報償費52万円、それから、11節需用費の中の消耗品の中でございますが、消耗品費の中の255万7,164円の中に1万4,904円の消耗品を執行しております。それから、印刷製本費の652万9,671円の中から73万4,983円の予算を執行させていただいております。

それから、ページかわりまして42ページになりますが、負担金補助及び交付金の中から6万3,190円を執行させていただいております、これをトータルいたしまして133万3,077円となっております。

それから、消費生活相談に対する電話の問い合わせのカウンタでございますが、67件のカウンタの中に含ませていただいておりますことをあわせて回答させていただきます。

以上でございます。

増田委員長 高橋課長。

高橋情報推進課長 情報推進課の高橋です。よろしく願いします。

私の方は、決算書の45ページの負担金補助及び交付金のシステム機構負担金とシステム機構交付金の2つでございますが、こちらにつきましては、去年度におきましては2つの項目を合算しまして負担金という形で1つで執行させていただいた分が、今年度におきましては機構の方から申し出がございまして、2つ、交付金と負担金に分けて支出しなさいということで負担金と交付金の2段書きになっておることでございます。中身の方につきましては、これに関しましてはマイナンバー関係に関します負担金、その他使用料等、中間サーバー利用に係る負担金等の内容でございます。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく願いします。

先ほどの交通安全対策費、工事請負費の内容でございますが、まず、カーブミラー新設14カ所、126万1,440円、改修につきましては29カ所、267万840円、これは10カ大字となっております。カーブミラー調査分、これは平成28年度に調査した分で、建て替え、修繕58カ所、510万4,080円、防護柵新設につきましては182.9メートル、341万9,388円、改修につきましては29.5メートル、50万7,600円、ガードレールも含んでおります。

続きまして、区画線につきましては1,504.3メートル、51万8,400円。続きまして、デリネーター等、自発光鋸も含みます。新設につきましては4カ所、29万520円、改修につきましては6カ所、34万3,440円。続きまして、グリーンベルトの設置につきましては2,181.8メートル、352万7,280円となっております。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。成果に関する報告書に書いてあったのに質問しまして申しわけございません。

まず初めの消費者相談、よくわかりました。電話も入っているということですが、これは予約なしで随時行ったらいけるということなんですよ。それと、電算の機構の方から2つに分けなさいということで、よくわかりました。それと、交通安全対策の道路工事の件なんですけれども、いろいろと安全対策ということで市民の方からさまざまお聞きさせていただく中に、何年か前にもどなたか議員がおっしゃった、国道24号線の北花内の歩道橋がございます。そこを神明神社の方へ向かう通学路がございます。そこは本当に道路が凸凹やということで、何人の市民さんからもお聞きさせていただいております。それと同時にあそこは通学路になって、かなりの児童があそこの道を通ります。グリーンベルトも引いていただいておりますけれども、かなり薄くなっております。それと、川がございまして、そこにも年に何回か児童の方が落ちるということも聞き及んでおります。その中で防護柵もつけていただけないかなというところで、つけると危ないというようなことも過去に聞いたわけがございますけれども、あそこの交通安全対策も進めていただけたらと思いますので、最後要望になりましたけれども、よろしく願いいたします。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 よろしく申し上げます。3点ございます。

まず、47ページ、先ほども質問ありましたけれども、自治振興費の中にあります委託料、公共バス運行委託料の7,872万9,065円、協議会でも今年10月から再編していただきます公共交通のルート改正等ございましたけれども、私、基本的なことをお聞きしたいんですけれども、大字懇談、また区長さんからの要望で、停車駅、バス停のこと、また大幅に変更できないというようなお話の中でいろいろ諸事情があると思うんですけれども、市民の皆さんが、我々議員の中には口々に公共交通についてはいろんな角度でご指摘をいただくんですけれども、要するに、活用をしていただくということに我々は大いに働きかけないといけないんですけど、市民の声を聞く方法というのでどんな方法を平成30年はとられたかというところを教えてください。これが1点でございます。

そして、もう1点、49ページの地方創生推進交付金事業の中にあります委託料、市内観光周遊ルート調査委託料199万6,920円、この周遊ルートにつきまして先日も予算委員会の中にもありましたように、トイレ改修等にかかわる周遊ルートの確定、この辺に至って今回の調査においてどのようにこの周遊ルートというのが確定していただいたのかということ。

それから、その下にあります市内の空き家対策委託料432万円でございます。これも前年度よりアップしていただいて、いろいろと調査をしていただいているということは今までもるお聞かせいただいているわけがございますけれども、現実に空き家というところを大字の

中で区民がそれぞれ把握している部分というのも、我々はその区民の方から聞いたりはずるんですけども、区長さんがこの調査によって、うちの大字にはこれだけの空き家があるということをしっかりと把握していただいているかというところ辺、調査をしていただいて空き家があるという事実に基づいて、その空き家がどんなふうになってるのかということについては、しっかりと区との連携をとれてるのかというところを改めてお聞きさせていただきたいと思います。

以上3点です。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問の、バスの、まず市民の声を平成30年度どのように聞いてきたのかというご質問なんですけども、まず、ふだんホームページ上にありますメールで問い合わせるフォームがございまして、その中にもバスのご意見が入っております、その中で聞いておる声もございます。そのほかですけども、平成30年までに3年間を迎えまして改編の年になりましたので、法定協議会等を通じましてご協議させていただいてたんですけども、その中で葛城市の生活交通ネットワーク実施計画、これはバスの運行計画なんですけども、平成27年に定めたものを今回変更するというので、この計画案を協議会の中で議論させていただきまして、その計画案がまとまった時点で、6月時点なんですけども、パブリックコメントという形で周知する形でさせていただきました。ただ、そのときにあったご意見は2件だったと記憶しておるんですけども、その中でいただいたご意見などを反映させていただいた形で、今回10月1日からの実施という形で至っておる経緯でございます。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまご質問いただきました地方創生に係ります周遊ルートに関する委託料の関係でございますが、当時この決算におきましては、34カ所にわたります観光地の発掘作業ということで、一部職員もかわりながら業者が取りまとめたいただいたというようなこととなっております。写真を撮りたい場所、食べ物を食べたい場所、あるいは歴史にふれたい場所等のそういったテーマも含めた中での基礎資料づくりということでなっております。これにつきましては令和元年度に継続しております事業でございます、今年度になります、この基礎資料に基づきましての周遊ルートづくりを本格的に進めていきたいということで、市内全体として34カ所の基礎的な史跡を取り上げた部分を大きく3つのルートに分けましての周遊ルートづくりを今年度進めてまいりたいと、このように思っています。この周遊ルートにつきましては、さらにテーマをつけまして、それぞれテーマに沿った形で葛城市に観光に訪れた方が、その周遊時間も含めまして手ごろに周遊を満喫してもらえるようなルートづくりを現在進めておるところでございます。

また、あわせまして、観光施設のトイレ改修の部分も、これにつきましては今年度の補正で改修させていただく部分となっております、これにつきましても、そういった周遊ルー

トに合わせまして、そういった部分も関連してうまく活用できるような形をとれるようなルートになればということで、今、業者委託の方を進めておりますので、よろしく願いいたします。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく願いいたします。

川村委員のおっしゃいました、空き家の方の、大字の区長様等、お問い合わせがあった場合の対応なんですけども、まず、平成29年、平成30年度で地方創生交付金を活用いたしまして空き家の実態調査等を行いまして、そのデータベースを整備したものを私どもが持っております。その中で平成31年度、令和元年度なんですけども、NPO法人の空き家コンシェルジュと契約を行いまして、専門家にも相談できる体制を構築しておるところでございます。

なお、実際、区長様とか問い合わせもございまして、空き家があると、どうしたらいいのというご相談がありましたら、企画政策課が窓口となりまして実態をお聞きしまして、関係する課、各部署に連絡をとりながら実際に出向きまして、空き家の所有者も調査しながら通知など行って対応するという形で現在行っておるところです。また今後も空き家の対策については専門家の意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 追加まだありますか。

高垣課長。

高垣企画政策課長 失礼します。企画政策課、高垣です。補足だけ。

どこに空き家が来てるのかという情報を共有できてるのかという点なんですけども、いただいた情報をこちらでもちゃんと保存いたしまして、区長様の問い合わせとかに対応した記録も残す形で対応いたしておるということで。

増田委員長 コンシェルジュとのそういう相談内容を区長さんは知ってるのかと。

高垣企画政策課長 済みません。体制として整備しておりませんので、まだそこまで把握できないということでございます。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 それでは、まず1つずつ。先ほどの公共交通の市民の声という部分ですけど、私もこれずっと気になってました。協議会等で、もちろん議会からも出ていただいているんですけど、議会の先生2人行っていただいている中で、目いっぱいのご意見を発言していただいていると思うんですけども、ホームページ、またその後に、今年6月にパブリックコメントということは、まだそんなに時間たっていないんですけど、2件しかない。パブリックコメントを活用される市民さんも非常に少ないというのは残念な現象なんですけれども、今言う区長さんが、今回の10月から再編されるルートに対してきちっと周知してたかということら辺なんですけど、一部なくなりますよという報告が非常に後になって、なくなってもいいですかというようなことが、もちろん区長会の中では言っていたと思うんですけども、区もこのバスについて区民の皆さんに区長さんがいろんな意見をいただいて、運んでいくという作業を、も

う1回確認なんですけど、そういう作業をしていただいているかというのは、非常に高齢者の方が多いんですよ、ホームページも使えない。口々に協議員さんなり、区長さんなり、病院行くの困ってますねん、買い物行くの困ってますねんと、本当になかなかその伝え方の手段もわからないままに口々に言っていたという現状の中で、その方法です。今は再編していただく中で非常にいろんな補助金等との絡みで、なかなか今現状、廃止路線という中で今までは考えてきていただいたという経緯がある。これも理解できます。でも、今後市民の皆さんの公共バスへの期待度というのは、44カ大字聞いていっていただかないといけないと思います。こういった作業をぜひともやっていただきたいというのは切にお願いをすることでございますので、私が今答弁の中では余り広くそういった意見収集をしていっていただいていたと理解していますが、最終的にその答弁をよろしく申し上げます。

それから、周遊ルートです。非常に旅行商品というものをきちっと確立して、これから国の補助もいただきながら、先ほど言った、葛城市の中で市のお金を使わないで観光をきちっとつくり上げていくといういい方法の中に周遊ルートというものはきちっと確立することによって、トイレ改修とか、そういった施設整備もできていくという、非常にありがたい中で、ぜひとも、今3つされてる。今現状は1つなのか、何個なのかというところ辺をもう1回答弁していただきたい。だから3つを目標にすると、周遊ルートを3つ持っていくと。今言われたみたいに、笛吹神社がその周遊ルートの中に入ってなかった。そしたら、もっと南、今言われたみたいに34カ所の発掘したと言われてます。非常にうまくこの3ルートについて、日帰り、しっかり1日使っていただける周遊ルート、また、今後ホテルに泊まっていただくという、ここに滞在していただくということも踏まえた、長期的な滞在も含めて考えていっていただきたいと思うんですけど、ぜひとも、この周遊ルートの今回の委託料についてこれだけのお金を使っていたいただいておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それから、空き家対策です。これ、確かに空き家コンシェルジュですか、そういったところに空き家がありますという、この空き家を借りませんかという、そういったビジネスをやっているという、これはこれでいいんですけども、実際にその空き家が住めるか、住めないかというところ辺が一番重要で、住めない状況で、今言ってる植栽が非常に市民の皆さんにご迷惑になっているような状況、これ、区長さんが、非常に広範囲の中で区民の人から申し出があって、木が道に出ますねん、区長さん何とかしてくださいという申し出がある部分はいいんですけども、いろんな空き家というのが存在すると思うんですけども、その管理状況、そこに誰かが住んでるのか、住んでないのかとか、それ、空き家になっても実際住んでらっしゃる方もいるんです。その方が、もちろん区の中でも区長さんと最終的には近所の方が、こんな方いらっしゃるんですということによって区の中に区民として登録されたんですけども、そういうふうに周りの人から運んでいってそうなったんですけど、どこの誰かがお住みかわからへんような、空き家なんですけども誰かいらっしゃるんです。近所の方は、誰かちゃんとした、住んでますねんということであればいいんですけど、非常に防犯上わからないという、区長さんに言っても区長も知らない。そういう状況にならない、まず

その辺の調査を、横の連携をきちっととっていただくことも必要なのではないかなと思いますので、区長との連携という部分については、今ないというふうに答弁されましたけども、そのあたりです。また再答弁あればしていただいたら、お願いいたします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

川村委員の方から、今後の取り組みも含めた、いろんな政策的なご提案も含めたご意見をいただきましたので、まとめて私の方からご答弁させていただきたいと存じます。

まず、公共交通のコミュニティバスの関係でございますが、これは委員おっしゃるとおりなんですけど、住民の皆様の声を吸い上げるというのは、実は個々のテーマごとに個別のアンケートを送ったとしても、そのときに十分に吸い上げられるかという問題も含めて、これは、やはり非常に技術的にも難しいところもございますが、委員のご質問の趣旨をしっかりとらまえて、いろんな方法で、実は、中でも申し上げてるんですけど、例えば、逆に、ご利用の方はより便利に使うためにはどんなご意見があるか、これは、バスにアンケート用紙を今まで置いてなかったのでもございますが、置けばある程度声が聞けるかなとか、いろんな議論は中でもしておりますので、そのあたりも含めましてご意見も参考にさせていただきながら、これは市側でもそもそも課題と考えておりますので、引き続き、ある意味永遠のテーマとして取り組んでいきたいと思っております。

ただ、地域公共交通活性化協議会におきましては、区長会のご代表、交通事業者のご代表、あるいは民生児童委員とか、各種それぞれのご代表などもお入りいただいておりますので、1つの仕組みとしてはそれもまた住民の皆様のお声をお聞きする場としても機能もさせていただいておりますし、また、一方では、廃止とおっしゃいましたけども、まずはルートについては全く廃止はせずに、その中で利便性を確保しながら別の方法がないかどうかというのを探っていきます。ただ、個々のバス停におきましては、本当にいろんな、これはきちっとデータをとって確認をしたわけでもございますが、1日の乗降者数が、あるバス停においては0.01人とか、20日に1度とか、1人だけとか、そんなところもございまして、そういったところについてはバス停の場所を動かしたり、あるいは廃止をしたバス停も実はございまして、それにつきましては、担当課の方が事前に各大字へお邪魔して、区長様にはご説明を申し上げている次第でございますが、タイミングとか説明の丁寧さにおいてご不満がお客様の区長様もいらしたようでございまして、そのあたりは委員のご意見を踏まえて、また適切な対応をしていきたいと存じます。

それから、周遊ルートにつきましても、どれか1個つくったということではなくて、昨年度はあくまで職員とか観光ボランティアが、それこそ汗をかきながら、まずは地域の観光資源がどれだけあるかということを実際に拾い集めてくれたのでございまして、それを含めて、先ほど課長が申し上げたように、大体歩いていけると、1日中ではない、半日ぐらいで歩けるということで、大体3つぐらいのサークルといいますか、ルートの設定をしようということを実際に今、議論をしているところでございまして、これにつきましても、委員のご意見も参考にしながらよいものができるように取り組んでまいりたいと存じます。

それから、最後、空き家でございますが、これはあくまで私有の財産でありまして、個別の案件でございます。そもそも所有者が責任を持ってきちっと管理もしていただくべきものでございますが、これがいろんなご事情があって、ものによっては地域の課題になってきていると。空き家コンシェルジュにつきましては、いろんな課題についてまずは相談をできる窓口がきちっとあったほうがいいだろうということで、ノウハウを持ったところに委託をしておるわけでございますが、地域の課題でございますので、こちらにつきましては大字区長様と十分に連携をとりながら、地域の課題については地域の課題として、行政も介入しながら解決をしていく。ただ、個別の課題につきましては、やはりこれは私有財産でございますので、そもそも私有財産は憲法でも保障されておりますので、勝手に必要以上に積極的に介入できるのかといったところもございますので、そのあたりはまさに個々に判断をしながら引き続き適切な対応をしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 今、川村委員の関連で1つご質問させていただきます。

空き家対策の件なんですけれども、同党の松林議員も一般質問で今回させていただいたんですけども、一般質問の中で、所有者411件に対して354名の方を特定してアンケートをされたというようなご答弁があったと思うんですけども、その中で208件が回収できたというところで、回収できたところの方々は、前向きな意見、利活用していただいても結構やという、そのようなご意見があったと思うんですけども、では、その中でアンケートを送られて返ってないところがありますね。その対策というか、どのようにこれからかわっていくのかというところが、もし、あれば教えていただければと思います。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

ただいまの内野副委員長のご質問ですけども、アンケートを平成30年度送る際に、一緒に啓発のパンフレットも送らせていただきまして、そのような形で平成29年度にも同じようにパンフレットをつくらせているんですけども、啓発という形でご案内させていただいたところでございます。今のところそれに対応しておるところです。

増田委員長 ほかにございませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 今、空き家についての質問がありましたので、別項目ですけども関連といえば関連ですので、1点だけ伺います。

47ページなんですけど、19節のすむなら葛城市住宅取得事業補助金337万円ということでありまして、市内に住んでいただきましょうということをやっておられると思うんですけども、内訳としましては、新築の方が圧倒的に多くて98軒、中古住宅4軒ということデータをとして出しているかと思うんですけども、新築の中には、中古を購入して新築を建てられるということもカウントされてると思います。それを、そうですよねということと、あと、新築の方が中古よりも、値段の多寡ではないんですけども、多少高めに設定をされている理由に

ついて。あと、この補助金の目的について再度、それもあわせてお伺いをしたいと思います。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

まず、すむなら葛城の目的なんですけども、そもそもが、これは平成26年の10周年記念事業でこの制度を設置いたしまして、定住人口の増加、地域経済の活性化を図るために創設した制度でございます。

それで、中古で新築になったというのは、モデルハウスのことをおっしゃってるのかなと思うんですけど、その意味だけわからなかったんです。

吉村始委員 中古を買ってすぐ壊して、つまり、もう住めへんからそれを新築にしているというパターンが多いと思うんですが。

高垣企画政策課長 登記簿上で把握しておりまして、新築であれば新築の値段、中古住宅で名義変更されてる場合は1万円ということで、申請に基づいて支出させていただいておるところでございます。

それと、中古との差額なんですけども、そのときの経緯をまとめたものが今ないんですけども、空き家対策という面では1万円ではちょっとというのも今あるんですけど、現在この制度で運営しておるので、今後適宜見直す必要があるかなというところで考えております。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 1つだけ。これをやっておられることによる目についた効果というものがあるのでしょうか。あるいは自治体がこういう制度を持っているということに意味があるんだということでしょうか。それだけ、1点だけお伺いします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今、非常に示唆に富んだご質問をいただいたと受けとめております。特に新築と中古で差を設けている意味合いが何かということも含めまして、先ほど課長が申しあげましたように、いろんな発想から、あるいはその補助のあり方も含めて、今後も検討、研究していきたいと存じます。多分、委員お考えのとおり、何千万円もする物件に対して1万円、2万円を当てにして葛城に来るのかといったご意見であったと思いますけども、やはりその制度発足当時の趣旨は趣旨で狙いはあったと思いますが、ニーズはどんどん変わってきておりますし、住民の意識も変わっておりますので、そのあたりも踏まえながら日々制度については検証、研究をしてみたいと存じます。ご意見ありがとうございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは質問させてもらいます。流用の関係を順番に行けということですので、まず1款議会費の関係で、旅費、使用料は増減があるわけやけど、これは予算を組むときに、議員の研修で鉄道で行くのか、バスで行くのかわからん、恐らく鉄道で組んであった。それを流用されたら、そういう解釈はできます。私が思うのは、こういうときはわかりませんので、例

例えば、バスと旅費と両方で組んでおいて、どちらかで減額をしていくという方法をされたらええんかなと思うたりもしてるんです。ということは、旅費のところで3月の補正で減額補正してるわけです。そこで、これはいつの時期かわからん、多分10月ごろやと思うけども、バスの使用料を40万円ほど減額、流用してるわけや。3月にまた補正で減額してるわけや。そやから、その辺もあるんで、あんまり議会のことは私は言いたくないんで、例えば、わかってるけども、両方で組んだらどうかなということぐらいです。

一般管理費が39ページですけども、39ページから40ページ、例えば、報償費、職員手当、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、公課費、こんだけ増減してあるわけやんな。それぞれでどういう形か教えてもらいたいのと、それから、一般管理費の40ページ、4節共済費の中の社会保険料4,295万8,000円、多分これはパート、嘱託賃金やと思うわけやけども、これにかかわってその次の41ページ、職員の定期健診委託料406万9,000円、これの人数とかあるんで、この関連で全体の職員の人数、これも人数を把握してあると思うわけやけど、平成30年度の職員、行政職265人、技能労務職20人、教育公務員30人、合計315人の職員さんがおられると。そこへプラス、嘱託が何人、パートが何人、トータルで何人か。それに基づいて、先ほど言うたように、社会保険料が何人分入りますよ、職員の定期健診、何人受けてますよということをお聞きしたいと思います。

増田委員長 岩永局長。

岩永事務局長 議会事務局の岩永でございます。

私の方から、議員研修の旅費の関係について回答させていただきます。こちらの方、岡本委員の方が私よりはかなり詳しいと思うんですが、おっしゃるとおり、旅費とバスと別に今現在組んでる状態で、それも実際に研修場所を決めたりとか、その年度の目的によって回数がふえたりとかというものもございますので、おっしゃるとおり、今後また検討をさせていただきますと考えております。

以上です。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。よろしく申し上げます。

たくさん言われたのであんまり覚えてないんですけど、まず職員の総数からお話しさせていただきます。今把握してるのは、平成30年4月1日現在での正職員が313人です。嘱託が107人、アルバイトが、これは1年間で勤めたり、やめたりされるんですけども、ある一定のタイミングで見たときには217人ということなんです。

それから、健康診断のお話をさせていただきます。平成30年度につきましては、受診対象の職員が、正職員、嘱託職員、それからアルバイトの社会保険適用の方を含めまして526人いらっしゃいます。受診者は、人間ドックを含めまして462人です。内訳なんですけれども、共済組合の職員が286人、それから、その他の職員、アルバイト、嘱託、幼稚園の先生が240人です。

社会保険の加入の件なんですけども、アルバイトと嘱託の分にはなるんですけども、合計で126人となっております。それと、嘱託職員の社会保険加入者なんですけども89名です。

小出しに情報を出して申しわけないです。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、全体で流用の話をしたら、総括でせえとか、個々にいけとかいう話があったから、1つずついきまっせと言うてるわけや。今、一般管理費の中でも言うたやんか。共済にずっとあると。この項目で流用してあると。その理由を教えてくれと、その時期はいつやと、こう聞いているわけやん。教えてくれたらええでって。議会はわかってます。

増田委員長 まず、その事実関係から説明をお願いします。

吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

ただいまの岡本委員の質問でございます。一般管理費の中に流用が散りばめられてるということでございます。全体的なことになりますので、私の方から、まず総論といいますか、件数についてご報告を申し上げます。一般管理費と申しますのは、委員もご存じのように、複数の課にまたがっております、所管する課がかなりございます。その中で一般管理費の目の中での流用ということでございますけども、7件ございます。時期等は、それぞれ個別に時期が違いますので一概なことは言えませんので、それぞれの担当の方からということになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

増田委員長 出ますか。流用に関してはこのことに限らん話ですやろう。当初にお願いしたように、過去5年の流用の内訳というデータなんて出るんですか。出るか、出ないか。

松山副市長。

松山副市長 流用の件数でございますが、財務会計システムで入力する際の処理の都合で件数が変わってまいります、データの的にどうということであれば、これは作業をすれば拾えます。それとともに、今、個別に一覧表にする形にはできておりませんが、当然個別の流用ごとにそれぞれの判断がございますので、その判断の内容が何かということももう一度丹念に拾い集めた上で、一覧表整理をするのであれば、少しお時間をいただかないとしんどいかなと。

ただ、先ほど一連の岡本委員のご議論の中で私が申し上げたのは、件数で判断していたくのは適正ではないのではないかとということをお願いしたのであって、個別の事情が、まさに流用して執行を確保すべきであったのかどうかについては、まさにそれは決算の議論として個々にご審議いただくものということについては、委員おっしゃるとおりでございます。ただ、今ほどお聞きになった内容につきまして、すぐにご答弁、あるいは資料を提出させていただける状況ではないようでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 私は、今言うてんのは、件数がどうのこうのいうことも言うたけども、わしの言いたいの、俺、全部いく気はないやん。例えば、この節で、何でこれを流用せんなんかということ聞いているわけやんか。それと、さっき議会も言うたやん。こっちわかってて、議会言わへんのはあかんのは知って言うてるわけやんか。何で流用したんか。見たらわかる話やん。そ

れでも、こないしたらどうですかと言うてるわけや。一般管理費の中でも、例えば役務費にしたかて、補正する時期があったん違うんかとわしは言うてるわけやん。いや、補正する時期おまへんねんと。例えば、議会でバスの研修に9月に行きましてん。そのとき鉄道やらバスやらわからへん。ほんで鉄道で組んでましてん。そやけど、9月にお金払わなあきまへんねんと。補正まで待ってられませんねん。こんなことまでわしはやかましく言うてるのと違うわけやん。それで、もっとほかのことでも安易にされたら困るということ言うてるわけ。何も職員を疑うてるわけでも何でもなし。そやから、法的なことは皆わかった話やん。法的にやってまんねんて言われたら、わしらどないもできへんがな。長の権限やん。そやけど、してないんやったら言うたらええやんか、これはこうやと、やかまし言うなど。こういうことやと流用できるねん。言うたらええから俺聞いてるねん。1つずついけ言うさかい1つずついくわ言うてるねん。俺、根性悪うするつもりも何もないがな。

増田委員長 結論は、具体的な例を挙げてくれと、そういう意味ですか。

岡本委員 全部いかへんなら、1つなら1つ、これはこうやねんと上げてしたら、ああ、そういうことかと。そんでええっちゅうねん。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 先ほど来、岡本委員がご発言なさってる中で、何度も申し上げておりますように、法律に認められているから何をしてもいいというような発言は一切しておりません。あくまで予算自体は、大体予算編成は11月ごろから始めますので、1年と半ぐらい先に起こることを、できる限り当てるぞというつもりで予測をして、見積もりをして予算を組んでおりますが、その予算編成の段階では、これは冒頭、谷原委員からも実はご質問ございましたので関連もあるんですが、予算を組むときに、まずは歳入として特定財源としてどれだけ見積もれるかとか、一般財源としてどれだけ使えるかということも含めて予算自体は編成をいたしますので、先ほど、議会は、これはええねんとかおっしゃってましたけども、最終的に予算査定をする折に、どちらかに決まってないからダブルで計上してくれという議会からの予算要求までは、それに対しては多分予算編成過程でいずれか確からしい方の手法でもって一旦は決めてくれと。片方の手法でないと予算計上しないというような査定はいたすと思います。その上でどのような執行上の個別の案件が出てくるか、これは、吉村始委員が先ほどご質問いただいて、これは、ご説明をしてご納得いただいたのでございますが、それ以外にも、例えば、申しわけありません、記憶の中で申し上げますと、実は今回の決算ではなくて、本年度中に起こったことでありますが、実は、夏の暑い盛りの終わりごろに保育所でクーラーが故障いたしました。保育所でございますので、一日たりとも保育をとめるわけにはまいりませんし、残念ながらあいてる部屋もないという中ですぐさま発注しないといけない。これにつきましては、まずは予算執行の中で残余のお金をかき集めて、それでも足りない分については予備費を充用して、それでも執行すべきということで、これは執行部局の権限で、判断でさせていただきますが、このように個々の問題についてそれぞれ判断をしながら実施をしているわけでございます。

なお、今、質問いただきましたので、十分に個別の案件について事例を平成30年度決算に

おきましてつまびらかにご説明できる用意在り今できていないことにつきましては、当方の準備不足であったということで、それはおわびをいたしますが、後ほどでも代表的な事例につきまして何個かご説明できる準備ができましたら、それはさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 米田課長。

米田総務財政課長 総務財政課の米田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

一般管理費、13節委託料の中の財務会計システムの改修委託料の27万円が決算書の方に表記されておるところでございますが、この部分につきましては、14節の財務会計システム使用料から流用させていただきまして、27万円を流用させていただいた中で決算とさせていただいているものでございます。この分につきましては、令和元年度予算から使用しております新しい財務会計システムへの移行に当たりまして、平成30年度は財務会計システム入れかえを行うために旧システムと新システムを並行稼働していたところでございますが、旧システムから新システムへのデータを抽出しなければならないということが発覚いたしましたので、旧システムの改修の必要性が出てきたところでございますが、節は違ひますけれども、財務会計システムという1つの事業を行って行く中でこの27万円を流用させていただいたというのが、一般管理費の今申し上げられた流用の案件の1つということでご報告させていただきます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 私の言ひたいのは、そういうふうにかんなんのはわかるけれども、例えば、補正のときに補正できへんかったんかと。例えば、さっき言うてるように、9月に絶対払わなあかんねんとか、今、副市長言うたはるように、災害が起きましてんとか、そんなもん一般常識的な話やん。そんなことを俺言うてるの違ううちゅうわけや。今でも財務会計システムがかわったということはわかりますやんか。そやけれども、私は、基本的に時期的に見て、例えば、補正すべきやなと思うたら補正すべきと違うかと。法的にはいけるけれども、何も揚げ足取ってるわけでも何でもないけれども、いや、流用いけまんねんということになったら、今言われたように、関連するからこうですよとか。それが多うなってきたら、こんなやつがだんだんこうなるから私は言うてるだけであって、今、理事者側から言われてる、災害が起きましてんとか、クーラー悪うなりましてんとか、そんなことしたらあかんって言うたらむちゃな話やん。幼稚園の児童が死んでもええんかいと。そんなあほなことを俺言うてるの違ううちゅうねん。今でもこれ、暖房器具出てきてるやん、相撲館でも。暖房で寒い言うてるのに、あきまへんねん、そんなもん利用したらあかんて俺言うんかい。そこまであほとちゃう。俺そんな根性悪いこと言うてるのと違うがな。そやから、そういうことをせんといほしいということ俺は頼んでるわけやん。後で、もし、時間あつたら、時間なかつたら細かいことまで言わへんけど、それを理解してくれたらええと言うてるだけやん。

増田委員長 ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 意見とか要望とかそういうことは避けて、純粹に予算に対する執行状況としての決算について質問してまいりたいと思います。

今、岡本委員がおっしゃったように、予算は我々審議して決めたわけですから、予算を使える上限でありますから、それ以上に使ってるものについては、当然ここでしっかり聞いていかなければいけないと思います。

それでは、具体的にお伺いしてまいります。44ページ、2款総務費の13節委託料です。4目財産管理費、13節委託料の中で、予算にはPCB調査委託料というのが11万9,000円ほど計上されておりました。しかし、決算ではそのPCB調査委託料については記載がありませんので、その執行がどうなったかについてお伺いたします。

それから、2つ目です。48ページであります。2款総務費の9目企画費、13節委託料の中に、国際交流事業委託料43万9,000円ほど予算では計上されておりましたけれども、この執行がどうなったのかについてお伺いたします。

それから、3点目でありますけれども、54ページ、2款総務費の1目人権啓発費の中において、これは11節需用費の中でありましてけれども、この中の修繕料が、当初予算5万4,000円が節としては書いてあったわけですが、執行で決算では約19万7,000円と超えています。これは、その節の中の需用費の中で流用があったものと思われる。補正予算もありませんので、この修繕料がそれだけ当初の見込みより大きくなっているのはどういう理由かということについてお伺いたします。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田です。ただいまの谷原委員のPCBの委託料についての回答をさせていただきます。

当初PCB調査委託料といたしまして、當麻庁舎の議場の水銀灯及びサークラインPCB調査委託ということで計上しておりました。しかしながら、當麻庁舎の議場内の水銀灯の安定器に含まれるPCBの有無を職員により実施いたしまして、その結果、PCBの含有なしと確認ができたため執行していないということでございます。

以上です。

増田委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしく申し上げます。

国際交流事業の最終執行額についてご報告申し上げます。昨年度なんですけれども、枠どりで国際交流事業の予算をとらせていただきまして、最終、東アジア地方政府会合が11月にございまして、その後、交流のできた成都市が平成31年1月25日に、学校の先生方が葛城市に來日されまして、そのときに交流事業として、食料費として2万3,760円、これが決算額の方に出ているのが実際に執行した額でございます。

以上です。

増田委員長 水島課長。

水島人権政策課長 人権政策課の水島です。よろしく申し上げます。

ただいまお尋ねの件でございますが、忍海集会所から事務室移転のために、公民館として使用していただくためにタイルカーペットが壊れていまして、申しわけございません、そのときに修繕料5万4,000円しか組んでおりませんでして、トイレの換気扇の修理もありまして、それを節内で流用させていただきました。カーペットの修理は14万9,040円でございます。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 従来、委託料が多いということで私も意見を申し上げたことがありました。外部へ委託するのではなく、職員ができるものは職員がやっていくということで、先ほどの自転車放置についての委託料、それから今回のPCB調査についても職員の方がきちっと調査されて、委託料を執行しなかったということで、これは非常に職員の働き方としては、私としては本当に感謝申し上げたいと思います。こういう形で節約をできるだけしていくということが大事だろうかと思えます。

それから、食料費ということで国際交流の件なんですけど、これ、費目がどこに入っているのか。つまり、私が予算書を見ながら決算書を照らし合わせたとき、ここに全く国際交流事業費委託料としての費目として掲載されてなかったもので、先ほど、この交流の一環として食料費を使ったんだということなんですけれども、こうすると非常に事業をやったのか、やらなかったのか、そもそもどうなのかということがわからないので、そうであれば食料費として計上するのではなく、国際交流事業委託料の中に書いていただくか何かわかるようにしていただいたらありがたいんですが、そこら辺のお考えはどうなのかということについて伺います。

それから、忍海集会所の件につきましては、そういう形で流用があったということで了解いたしました。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まずは、先ほども実は関連のことを申し上げたんでございますが、予算の成り立ちの中で款、項、目までは目的別でございます。節は性質別の分類でございますので、委員のお述べではございますが、やはり節として需用費と委託料は別のものでございますが、また、これは地方自治法で規定されたものでございますので、これを変えるわけにはまいりません。

一方、内野副委員長からも、このことに起因する形でのご質問があったわけでございますが、実際には、この主要施策の成果に関する報告書の方が事業別という構成になっておりますので、現時点ではこれを突合するのは非常に、ある意味技術を要するというか、理事者側の担当の課長はわかるんでございますが、なかなか説明資料としては今関連性が関連づけられていないといったことになっておりまして、ここにつきましては委員の皆様もご記憶にあるとは存じますが、本年度当初予算の予算書から予算の右端の説明欄が、まずは事業別に表記をした上で更に節別の説明がついておりまして、その事業別と同じく予算の概要、似たような資料の予算編でございますが、これについて随分突合していただきやすくなったと存じ

ますが、これ、実は、予算編成、財務会計システムを更新するときに合わせて、ぜひそういう仕様にしようということを相談いたしまして、そういったことにしております、したがって、今回の平成30年度決算につきましては、申しわけございませんが、この決算書は旧システムで出ておりますので、今回はこういった形になりましてご不便をおかけいたしますが、次年度、令和元年度決算からは非常に突合していただきやすくなる形になる予定でございますので、今議会におきましては、申しわけございませんが、できるだけ丁寧な説明も心がけますので、ご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今年度の予算からですね。だから、令和元年の予算から事業費別予算、それから節の方で両方、性質別も含めて書いていただくので突合しやすいということで、我々議会としても予算を審議してきちっと決めて、その執行がどうかということで真剣に議論していく中で、先ほど来から岡本委員もおっしゃるように、流用となると不透明なところも出てきますので、できるだけそういうことについて説明していただいて、市民の皆様にもどういう形でこういう形が執行されてるのかということがわかるように、できたら努めてまいりたいと思いますので、その点では今後ともしっかり突合できるような形で改善されてるということですので、ありがとうございました。

先ほど来あるように、自転車の件、それからPCBの件、こういうことも具体的に突合して初めて職員さん頑張ってるんだなということがわかるわけでありますから、そういう意味では、予算、決算というのは大事なことなので、できる限り透明性を確保していただくようお願い申し上げます、終わります。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、まず42ページの一般管理費の負担金補助及び交付金の中で、市町村職員年金者連盟、葛城市支部補助金5万円と書いてあるわけやけど、去年聞いたら、前から払うてるということで、これ、どこに支払い先してるのか。

それから、43ページ、財産管理費の中で報償費2万4,000円組んであるわけやけど、これ、ファシリティマネジメント委員会というのかな、その報償費やと思うねんけど、執行も未執行になってると。ところが、耐震関係で短期保全計画策定ということで、庁舎、学校、もちろん公民館も入れてやけども、そういうようなことが来年までに策定をしないと、例えば起債事業、補助事業、のらないのではないかなと私は聞いているわけやけど、間違いであったら間違いでええし、もし、それが正しかったら、早いことその計画を立てないとあかんの違うかなと。この庁舎は、ちらっと聞いたら、職員が自前でつくったということも聞いているわけやし、今、平成31年の予算、学校には委託で大きな金額が上がってる。ほかはされてない。それをどういうふうにご考慮されるのかということです。

3点しかあかんのやろう。

増田委員長 4つで終わるなら4つ言ってください。

岡本委員 かまへんの、ずっといっても。

増田委員長 4つで終わるなら4つ言うてください。

岡本委員 終わらへんで、自治振興もようけあるやん。

増田委員長 何個ありますの。

岡本委員 何個って、そんな極端なこと言わんといてよ。

増田委員長 極端って、準備してますのやろう、何ぼ聞くか。

岡本委員 そんなん、ここでいかなわからしまへんがな。

増田委員長 めし食わんとでもいきまっせ。予定立ててんから。

ほかの人ありますか。岡本委員だけな。5つで終わるなら5つ言うとくなはれ。

岡本委員 そんな言い方されたら、いかれへん。

いつも言う委託料の中で、登記委託料、毎年これ言うてるわけやけども、本当に市の財産、登記のできないのようけあるわけやし、特に農林関係の事業で未登記が多いということやから、本当にこれは早急にやってもらわないと大きな問題が起きてくると言うてるわけやから、その辺もあわせてやってもらいたいと思います。

財産管理の中の工事請負費300万円、約238万3,000円執行してイトーピアの水路改修ということで聞いているわけやけども、先ほどイトーピアの植栽の関係が出てましたけども、旧當麻町の開発の関係で法面を公共用地にされたと思いますけども、かなりの費用が、毎年1,000万円か1,200万円ぐらいかかっていると思うんで、何かの対策を考えないとなかなか維持管理もしんどいと。例えば、荒っぽい話をしたらあかんけども、法面を、高い方の人の分筆でもして、そこに、有償になるのか、無償になるのか知らんけども、例えば渡してしまうとか、何らかしないと今後の維持管理が非常に難しい。今聞いたら、財産管理でそんなことできるかというようなことやと思うけども、例えばの話を言うてるだけであって、何らかの話をしないとなかなか難しいのではないかなと思います。

それから、交通安全の中で今見させてもうたら、白線、カーブミラーとかいろいろ出てきているわけやけど、どことも白線が本当に消えてると。その割に、1,700万円の事業費をかけながら区画線51万8,000円。金額ばかり言うてるのやないわけやけども、PTAだけやなしに、特に通学路についてはPTAも一緒になってでも調べて、もうちょっとしないと、毎年見てるけど、カーブミラーが非常に多い。何でカーブミラーがこのぐらい改修とか出てくるんかな。それと、単純に割ったら1本当たり9万円、修理についても9万2,000円ほどかかっているわけで、本数と合わへんのか知らんけども、非常に高いのではないかなと思います。

それから、自治振興費の中でまちづくり事業一括交付金、これで一括してやってくれたはるわけやけど、前から生活安全課に言うてるように、各大字のポンプ、7万円で本当にポンプの維持管理をしてはるのかどうか。自主防災という以上は生活安全課が大字に出向いていて、本当にいろんなことをやってくれてはりますかという調査をしておられるのか、してないのか。村かて自主防災つくってまんねんというても、そういう機会がなかったらなかなか進まへん。例えば我々の村であつたら、年2回、一斉清掃するわけやから、そのときにもそういう訓練もやってるわけや。そやけど、なかなか機会がない。そやから、役所の方から、自主防災組織をつくれということもええけども、どんな活動をされてるのかということ

を調査すべきではないかと思います。

あんまり言うたら俺も忘れてしまうさかい、このぐらいで置いとくわ。

増田委員長 ご答弁をお願いします。

板橋課長。

板橋人事課長 人事課長の板橋です。

先ほどの岡本委員の質問で、決算事項別明細の42ページ、年金者連盟の補助金5万円の振込先なんですけれども、こちらにつきましては奈良県市町村職員年金者連盟葛城支部の支部長宛てに入金させていただいております。

以上です。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田でございます。

まず、岡本委員の最初の質問であります、ファシリティマネジメント検討委員会の報償費2万4,000円の未執行の分につきまして回答させていただきます。委員がおっしゃるように、平成28年度以降、ファシリティマネジメント検討委員会の開催は行っていない状況であります。ただし、当初予算といたしまして、予算計上といたしまして2万4,000円を毎年計上させていただいてるわけなんですけれども、今後は、委員おっしゃったように、短期保全計画に基づきまして、施設ごとに5カ年の計画期間におきまして保全優先度の高い順に計画的な予防保全を実施していくこととなりますので、その際に委員会を開くという予定で予算計上をしているところでございます。

順番が逆になるかと思うんですが、続いて、個別施設計画、工事請負費の今後の計画のことをおっしゃったかと思えますけれども、短期保全計画の中におきまして、個別施設計画につきまして少し明記されている部分がございます、個別施設計画は、両庁舎の方はできておりますけれども、各施設がまだできておりません。この件につきまして、今後の施設のあり方、それから、まちづくりとの連携を踏まえて、各施設所管課が中心となりまして個別施設計画としての取りまとめを行っていくということを短期保全計画の中で明記をしているところでございます。

以上でございます。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川でございます。よろしく申し上げます。岡本委員の質問に答えさせていただきます。

財産管理の登記委託料につきまして、平成30年度の実績なんです、平成30年度に完了しました未登記処理の件数についてです。分筆済みの土地の登記件数については10件、染野5件、木戸3件、勝根2件、現状の道路構造物と民有地との境界とに差異があり、分筆所有権移転を行った件数については6件、長尾、當麻、南道穂、北道穂、大畑、西室でございます。合計としまして16件の処理をいたしました。未登記の件数については、明示申請、開発協議の中で判明しましたものについて随時作業を行っているところであります。全てを把握するところについては完了はしておりませんが、昨年度につきましては、市道石光寺・今在家線

において未登記部分が多くありましたので、調査、所有権移転に取りかかっておりますが、相続等ができてない土地等がかなりありますので、なかなか思うように進んでない状況でございます。

それと、交通安全に係る分の工事費の中で、区画線が消えているという話、ご指摘がありましたので、その辺は十分踏まえ、調査して施工に至りたいと思いますので、よろしく願います。

それと、カーブミラー1本当当たりの単価が高いというご指摘をいただいております。この件につきましては、見積もり合わせをした上で執行しているもので、年度初めに単価見積もりという契約をして、設置の計画などの分にはそれに対応してると。随時出てきた分、要望とか補修とかで出てきた分はまとめて入札を行いまして執行しているところですので、単価につきましては、今後適正性を踏まえた中で執行していきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま岡本委員のご質問の、以前からもご意見いただいております、各大字等で配備されてるポンプ等の維持管理についてでございますが、その意見を踏まえまして3月の予算委員会でも同じ質問をいただいた中で、そのときには時期的に2月から3月にかけて区長会を担当する企画課とうちの課と連名で、一旦は各区長にその維持管理等の適正な管理をいただきたいというお願いの文書をさせていただいております中で、本日と同じような形で各大字出向いての直接確認ということでございましたが、今現在、今年度半期過ぎるところでございますが、そこにはまだ至っておりませんが、今後につきまして、そのあたりにつきましては、自主防災組織についても基本的には各大字、全44カ大字、自主防災組織については以前に各大字から届けはいただいております。聞くところによりますと、できて、役員がかわって、そのまま形が消えてるという大字もあるという中でさせていただいてるので、そういったもの見直しも踏まえて、防災士会と協力しながら、逆に防災訓練の呼びかけをいただいとこも踏まえて、調査できてない分についてはまたできる方向で努力して、させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 イトーピアが漏れてるけど、それで、今、人事課長から話があったけども、市町村の年金連盟支部ってどこにあるの。支部長は誰やねん。去年私が聞いて、調べにいったところが、旧當麻町の職員とこ払うてるという話やけども、それ、いつから払うてるねん。ほんなら、こんな言うたら怒られるけど、旧新庄町にもOB会あるわけやん。一銭もOB会そんな入ってない。そやから、私は、これ違うん違うかなと思ってるわけやけども、當麻町には払うてまんねん。これ、いつからやねんと。私記憶してたのは、もとの北葛の公務員退職連盟というのがあるわけやんな。そこでたまたま葛城市出身の支部長をしてはったから、8万円という金を助成してほしいという形で私は出てると思うとった。それは、もうその人やめはって、それは切れたと思うとるわけやけども、去年聞いたら、當麻町の退職者のとこに払う

てるということやから、去年終わってたから何も言わへんかったけども、いつからしてるのか調べてほしい。本当にそこへ流れてるのか。本当に支部長は誰か。金額は知れたるけども、それを調べてほしい。

それから、財産管理、吉田課長の方から話はあったわけやけども、個別計画は両庁舎できると、あとは施設ごとにということはようわかるわけやけども、どこが窓口になるのか知らんけども、例えば管財課が窓口になるんやったら、指示は出さないとなかなか動かんと思うし、今5カ年という話を聞いて、わて誤解してんのかわからんけども、私聞いているのは、来年中にせんかったらあかんと思うわけやけど、5カ年というたらまだ時間あるわけやけど、どっちが正しいのかようわからんけども、どうせ立てなあかんのであったら早急に立てるべきやと思うし、学校に平成31年組んでるということは、恐らく任期は来年違うんかなと私は勝手に思うてるだけで、違うてたら違うてたで結構やけども、私はえらそうに言うのやないけど、そういう計画がなかったら起債も補助金ものらへんというのであれば、早急に立てなあかんと思うからやかましく言うてるわけで、そういうことでお願いしたいと思う。

安川課長から、登記の件数を丁寧言うてくれはった。私、毎年言うてるのは、そういうようなことはありがちなことやけども、先ほど言うたように、各大字でかなりの筆数がある。私の村でも、前から言うるとるように、国調で分筆してるとこ、それ、皆個人名義で変わってるわけや。それが、例えばうちらみたいに工場誘致になって道路になってると。そのときに登記をしてなかったら会社へ全部名義が変わってしまうんですよ。例えば、議長が土地を買われて、いや、議長、この中に道入ってまんねんと言いにいくわけや。買った議長は、わし、ここまで買うてまんがな。こんな当然の言うことやん。道になったとこならまだしも、登記もしてないところやったらどうすんねんと。そやから、前から言うてるように、各大字ごとで100%はできへんにしたかて、税務課で調べたらすぐわかるわけやん。地目も変わってるわけやし。私はやる気の問題やと思うてるわけや。そやから、さっき言わへんけども、毎年言うように、再任用職員はベテランさんばかりやから、そのベテランさんでも3人でも5人でもそこへついていただいて、集中的にされたらどうですかと、ずっと10年ほど言うてきてるわけやけど、何にも進まへん。しまいには私は、どこかでえらい目に遭うやろうと思うから、きちっとせなあかんでということ言うてるわけで、もうちょっと、10回も言うたら理解をしてほしいなとは思いますが。

それから、自治振興、今、課長の方で文書出してる話をしてはるけども、私は、文書だけでは誠意ないのと違うかなと思いますよ。職員が足を運んで仕事をする。何ぼ今の時代やいうたかて、それが大事やと思いますよ。机の上ばかりで理屈ばかり言うのは俺あかんと思う。自主防災でも実際どこかの大字でも見て、どんな自主防災組織がどんな訓練してはるねんということぐらいはつかむべきやと私は思いますよ。例えばポンプありまんねん、1年に一遍も水も飛ばしませんねん。一月に一遍もエンジンかけまへんねんと。そんな維持管理したかて7万円ですやん。月に1回きちっとやる、年に2回なら2回訓練やる、それでも7万円ですやん。お金にこだわってるの違う。そやから、行政の方できちっと現場をつかむ、これが一番大事やと思うし、災害はいつ来るかわからん。関東でも今難儀してはるのはそう

やん。そんな経験あったら具合悪いわけやけども、もし、来たときに、ほんまに葛城市に災害があったときにどういう動きができるのか。完璧な動きができるのかということもあるわけやから、何ぼ職員が動いたかて、各地元で市民が動かなあかん。そういうことからしてそういう指導もやってもらいたいと思います。

カーブミラー、今言うてるけども、平成31年でも、歩いてでも、PTAから要望出てると思うから、そこを見て、PTAにも働きかけて、ここに教育長いてはるけども、PTAもきちっと出すようにして、通学路の白線も消えてるということについては率先的にすべきや。子どもの命は大事と口ばかりで言わんと、きちっとすべきやと思うから、教育委員会に任せてあかんのやったら、建設課で調べてしたらええと私は思います。できるか、できへんかだけ答弁しておいてほしい。

増田委員長 安川課長。

安川建設課長 建設課の安川です。

先ほど岡本委員の指摘については、しっかり調査した上でさせていただきます。

以上です。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

岡本委員からの短期保全計画の全体的なことでご質問があったというふうを受けとめております。委員お述べのとおり、庁舎につきましては職員が自前で作ったと。学校の分につきましては今年度予算化をさせていただいておると。この問題を論じる前に、公共施設等の適正管理の推進ということで、適正管理推進事業債という地方債の制度が創設をされ、その内容についてというところで再度ご説明をさせていただきます。その対象事業といたしましては、施設の集約化、複合化というのがまず1点。それから、2点目に長寿命化事業というもの、それから、ほかの用途への転用事業、それから、立地適正化事業、もう一つがユニバーサルデザイン化事業と。ちょっと趣が違うんですけども、市町村役場機能緊急保全事業というものもございます。それから除却事業という、この7つがございます。まず除却事業につきましては、充当率が90%で交付税措置のないものというものでございますので、単なる資金手当と受けとめております。あと、一番問題になるのが市町村役場機能緊急保全事業ということやと思うんですけども、こちらは、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建て替え事業ということでございます。ですので、FM的な観点から申し上げますと、今のまま2庁舎制を引くのか、それとも一本化するのかといった議論の中で、市長も申されてるように、将来的には一本化するというような基本的な考え方をお持ちということですので、ここに該当しづらいかないところがございます。

もし、該当するといたしますと、集約化、複合化事業、それから長寿命化事業に該当するのかなというところでございますけども、こういった起債を充てるために、まず公共施設等総合管理計画に基づきます個別施設計画に位置づけられた事業ということが前提になってございます。その前提に立った上で、事業年度といたしましては令和3年度までということでございます。先ほど市町村役場の緊急保全事業というものを申し上げましたけども、こちら

につきましては令和2年度までということで、ただし、令和2年度までに実施設計に着手した事業については令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講ずるという通知が参っております。

こういった流れの中で、建て替えですとか、集約化ですとか、長寿命化等々の事業費というのがかなり膨大な額になろうかと思われれます。そんな中で年限が限られてる中でできるだけ計画を策定してはどうかという問いでございますけども、現実、令和3年までに着手ができるかどうかという部分につきましても、甚だ財政的にもなかなか厳しいものがございます。そういった意味から、できるところからということで庁舎の短期保全計画、それから学校の短期保全計画の策定に取りかかったというところでございます。

最終的に財政的な面、それから期間的な面で許されることでありましたら、その他の施設につきましても検討する必要があるのかなと。その際に、取りまとめと申しますか、中長期の保全計画を管財課の方で策定した中で、直近5年間の部分について短期保全計画に計上してほしいというような趣旨の内容の文書を各施設管理者の方に通知をさせていただいておりますので、それに基づいて学校施設が今年短期保全計画を策定されるという流れになっているところでございます。

以上です。

増田委員長 板橋課長。

板橋人事課長 人事課の板橋です。

私の方からは、年金者連盟のことでご説明申し上げます。会長なんですけども、岡田さんという方です。なお、我々が認識してるのは、年金者連盟の葛城支部に向けて補助金をお支払いしてるということで、當麻支部ではないです。なお、退職された職員に対しては年金者連盟というのがありますよということでご案内申し上げます。それも新庄の方、當麻の方、関係なしにご案内させていただいております。結果として旧當麻町の方がほとんどであるということは非常に残念なことなんですけれども、個人的な意見ですけれども、このきっしょに新庄のOBも合流していただけたらなと思います。

余談になりました。済みません。以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 反論するのやないけど、私も連盟に入ってますので連盟のことはわかってますよ。岡田さんて、どこの連盟の支部長かようわからんけども、公務員というのは、警察から教職員から行政職から、1つの公務員連盟というのがあるわけやん。もっと言うたら、全国公務員連盟あって、県あって、支部があって、岡田さんというのはどこの支部してくれたはるのか知らんけども、そやから、私は去年聞いたから、これ、失礼な言い方するのと違うけども、前から払うてまんがなと言われたからもう一遍聞いているわけやん。ほんまに払うてるのかと。私は違うと思うとるからもう一遍聞いただけ。確認しといてくれはったらええわ、時間もないんで、そんなことで議論するつもりはないんで、調べといてください。

今、吉村部長から丁寧に説明いただきました。私もそんな財政のことに権限ないんであれやけども、そういう耐震とかせないかんということであれば、私は、保全計画ぐらいは先ず

べきではないかなと。それは大きな莫大な金が要るやろうけども、計画ぐらいはすべきではないかなと思います。そんな議論するつもりはありません。

48ページの防災行政無線、前から言うとするように、うちの奥本議員も一般質問されたように、火災のときにサイレン鳴るとか、鳴らんとかいう話もあるし、最初からトランペットの話は私はお願いしてるわけやけども、市長の方も1年見てくださいという話もあった。合併したら両町全く一緒ということもないわけやから、旧新庄の方は有線放送であったけども、戸別受信機もありトランペットもあった。住民サービスから来たら、やはり要望があったら私はすべきやと思う。何も無理に片っぱに合わせなんことは何もないと私は思うし、先進地で合併されたところへ視察に行っても、無線の中で、例えば4市町が合併しましたと。戸別受信機はどうしたはりますか。基本的には戸別受信機は置いてません。屋外のトランペットです。そやけども合併前に戸別受信機を置いてはる市町村があった、4市町のうちの2町があった。その強い要望があつてそこへ置きましたという話も聞いているわけやな。そやから、意地にならんと、必要やと思つたら私はすべきでないかなと思うんで、してもらうまで言わなしゃあないから、トランペットを要望しておきます。

それから、12目地方創生交付金、ここでいろいろと相撲内容とか市内観光、これは大事なことやと思うんです。私は、いつもがめついいんか知らんけど、予算から見て単純に計算をしていきますと、まずこれが競争原理が働いたのか。入札の方法、随意契約をされてるのか、競争入札をしてるのか。これ見ていったら、99.5%とか99.7%の、予算から見てでっせ、実際わからへんけども、予算から見てこんだけの落札率。本当にこれが正しいやり方か。地方創生、国の補助金あるけども、昔は100%あつたけど、今は50%の補助金やと思う。予算を見てたら。半分は市のお金をつぎ込んで。お金ばかり値切るのやないけども、本当にこういうやり方がええのかどうか。契約の方法、それから落札率、予定金額幾らかということも教えてもらいたいと思います。この2点。

増田委員長 吉田課長。

吉田管財課長 管財課の吉田でございます。

先ほどの岡本委員の財産管理費の工事請負費のことにつきまして、漏れておりましたのでご説明させていただきます。兵家市有地の整備工事でございます、この工事対象となっております市有地でございますが、兵家イトピア西側の山すそ付近にある市有地でございます、この市有地付近につきましては、かねてからイノシシが土を掘って、水路の役割を果たしているU字溝をふさいでしまうという被害がありました。さらに、大雨に伴う上流からの土砂の流入等によりましてU字溝にたびたび土砂が埋まりまして、その都度職員が土砂上げを行っているという状況でありました。特に獣害対策につきまして、土砂上げをするたびに埋められてしまうというイタチごっこになりましたので、何らかの手だてを講じない限り、台風等の大雨に見舞われればU字溝に堆積した土砂により市有地隣接民家に上流からの越水被害が発生する危険性がある状況でございましたので、関係課現場立ち会いのもと、助言をいただきまして、民家付近への越水につきましては、流水を分散させる水路工事を行い、獣害につきましては、U字溝に蓋をする方法がよいのではないかと結論に至りまして、市

有地の整備工事を行った次第であります。

以上でございます。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

地方創生に関するお問い合わせでございますが、まず印刷製本費につきましては、以前につくりました日本遺産に伴います竹内街道のパンフレットの増刷に当たる部分に関する経費でございます。前回つくった業者に対して増刷ということで契約をさせていただいております。

それから、委託業務でございますが、これらにつきましては、プロポーザルによる業務委託となっております。

あと、負担金の方でございますが、これは、大和まほろば相撲連絡協議会、葛城市、桜井市、それから香芝市、この3市で連絡協議会を結んでおりますところへの負担金となっております。

よろしくお願ひいたします。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。

ただいま課長の答弁に補足をさせていただきます。市内観光資源の周遊の検討業務につきましては2社によりますプロポーザル、それから、相撲観光PR映像の業務につきましては3社によるプロポーザルで実施させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 防災行政無線戸別受信機につきましては、再三にわたり委員からご質問いただいておりますが、既に理事者側として答弁いたしておりますとおりでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 あっけない答弁やと思うけども、私は言うてるやん、市民サービスがどうやという観点からどうですかというような話やん。ぽんとあのような答弁やったら聞きたないわ。

それと、地方創生の関係ですけども、今言われたように2社、3社、プロポーザルをやつて、たまたま落札率が高かったと、こういうことやんな。きちっと踏んでますと。おおきに、済みません。

増田委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようでございますので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時53分

再 開 午後2時00分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に理事者側に資料の請求をいたしましたので、このことにつきましてご説明をお願いいたします。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

午前中に流用の件につきましていろいろとご議論いただきましたので、その関連の補足説明をさせていただきます。

今、お手元にお配りいたしました、あくまで午前中の質問のとおり、個々に1件1件事情がございまして、それを個別の審査をした上で最終的に市長決裁でもって判断をしているものでございますので、件数をもって全てをご判断いただくというのは、そういったことではないかもしれませんが、件数についての整理をいたしましたのでご報告させていただきます。

なお、流用の中で特に人件費につきましては、人事配置でありますとか、予算編成後の人事異動、あるいは休んだり、復帰したりと色々なことがございまして、それに対しまして項間流用も含めた形で人件費については流用もしていいよということについては、これは予算案の中で議決をいただいている項目でございますので、ごらんとおり、表におきましても全体の件数のうち、人件費はこうであるよということの表現をしております。したがって、一番最下段をごらんいただきたいのでございますが、これが人件費を除きました流用、節、款の流用になろうかと思えます。細目の流用は2件、あるいは1件とか、途中入っているものもございまして、それが平成26年度から平成30年度までの間で、平成26年度から申し上げますと、37件、62件、34件、28件、61件ということでございます。確かに今回審査いただいております平成30年度につきましては多うございますが、個々につきましては、夏が暑かったとか、災害もあったとか、いろんな個別の事情があつてのこととございます。件数については以上でございます。

それから、もう1点、谷原委員の方から、公共バスの関係の特別交付税のご質問がございました。特別交付税につきましては、実は、ルール分と特殊事情分という調べ方になっておりまして、これは各市町村で、項目としては多分支出があるだろうと、統一にあるであろうと言われるものにつきましては、様式を示して個々に該当する金額について報告をなさうということになっておりまして、公共バスにおきましてもそういったルール分の中に入っているものでございますが、平成30年度決算におきましては、国庫補助を除きまして市町村負担額が311万5,000円であるという数字をご報告いたしております。

なお、総務部長も申し上げたとおり、これがあくまで特別交付税としての奈良県全体の中で更に市町村にどう配分していくかということについての基礎の数字の一部となるだけでございますので、これに見合う形で満額が交付されているかどうか、逆に言いますと、満額は交付はされていないのだろうと思えますが、そういった仕組みになっております。数字といたしましては311万5,000円でございます。

以上でございます。

増田委員長 それでは、次に、3款民生費、4款衛生費の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 続きまして、3款、4款の説明をさせていただきます。決算書の57ページをお開きください。3款民生費につきましては、全体としまして52億9,186万7,869円の支出でございます。また、243万円の事故繰越しをいたします。

1項1目社会福祉総務費につきましては6億5,176万3,472円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金3億5,938万2,225円、28節繰出金6,568万7,566円でございます。

2目国民健康保険医療助成費につきましては、28節繰出金1億9,760万2,282円の支出でございます。

3目後期高齢者医療保険医療助成費につきましては、28節繰出金8,528万2,915円の支出でございます。

4目障害者福祉費につきましては8億9,472万6,472円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料2,539万4,220円、20節扶助費8億5,358万8,651円でございます。

めくっていただきまして、5目老人福祉費につきましては5億825万6,586円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料587万6,988円、19節負担金補助及び交付金1,667万4,000円、20節扶助費1億932万5,548円、28節繰出金3億7,207万9,553円でございます。

6目介護保険料助成費につきましては、28節繰出金684万1,680円の支出でございます。

7目いきいきセンター管理運営費につきましては3,425万6,703円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、11節需用費946万510円、13節委託料227万6,629円でございます。

8目福祉推進費につきましては1億1,765万8,323円でございます。主なものといたしましては、13節委託料6,536万3,126円、19節負担金補助及び交付金4,511万3,626円でございます。

11目臨時福祉給付金事業費につきましては、23節償還金利子及び割引料530万4,000円の支出でございます。

2項1目児童福祉総務費につきましては3億2,492万2,221円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、20節扶助費2億7,833万4,879円でございます。

2目児童措置費につきましては12億5,853万1,660円の支出でございます。主なものといたしましては、20節扶助費12億4,112万1,500円でございます。

3目保育所費につきましては3億2,406万8,049円の支出でございます。また、243万円の事故繰越しをいたします。主なものといたしましては、7節賃金6,514万3,055円、めくっていただきまして、11節需用費3,911万1,195円、19節負担金補助及び交付金1,740万9,920円でございます。

4目児童館費につきましては2億7,716万1,707円の支出でございます。主なものといたしましては、7節賃金3,294万6,703円、めくっていただきまして、15節工事請負費1億9,419

万4,908円でございます。

5目ひとり親家庭等福祉費につきましては2,525万3,032円の支出でございます。主なものといたしましては、20節扶助費2,483万3,505円でございます。

6目地域子育て支援センター事業費につきましては1,160万2,100円の支出でございます。主なものといたしましては、7節賃金477万840円でございます。

7目子ども・若者サポートセンター事業費につきましては7,246万5,375円の支出でございます。主なものといたしましては、7節賃金2,515万125円でございます。

めくっていただきまして、3項1目国民年金事務取扱費につきましては1,580万1,273円の支出でございます。

4項1目生活保護総務費につきましては3,557万5,050円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料349万8,552円、めくっていただきまして、14節使用料及び賃借料382万7,520円でございます。

2目扶助費につきましては4億4,479万4,969円の支出でございます。主なものといたしましては、20節扶助費4億67万6,750円でございます。

5項災害救助費につきましては、支出はございません。

続きまして、4款衛生費に移らせていただきます。衛生費につきましては、全体で11億5,589万4,679円の支出でございます。また、4,004万円を繰越いたします。

1項1目保健衛生総務費につきましては1,986万5,759円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,482万113円でございます。

めくっていただきまして、2目予防費につきましては1億977万6,586円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1億778万8,300円でございます。

3目生活衛生費につきましては58万4,526円でございます。

4目健康づくり推進事業費につきましては2,921万3,273円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,820万3,233円、めくっていただきまして、5目母子保健事業費につきましては3,514万7,058円でございます。主なものといたしましては、13節委託料2,278万9,380円でございます。

6目保健施設費につきましては9,937万3,876円でございます。主なものといたしましては、11節需用費542万5,547円、13節委託料509万2,917円、14節使用料及び賃借料526万8,757円でございます。

7目環境衛生費につきましては4,848万1,597円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料456万2,340円、19節負担金補助及び交付金1,036万9,475円でございます。

8目火葬場費につきましては3,083万9,088円でございます。主なものといたしましては、13節委託料1,500万2,762円でございます。

9目上下水道費につきましては、19節負担金補助及び交付金247万3,200円でございます。

めくっていただきまして、2項1目清掃総務費につきましては3,843万9,590円でございます。主なものといたしまして、13節委託料213万7,806円、19節負担金補助及び交付金270万

4,140円でございます。

2目塵芥処理費につきましては6億1,248万3,052円でございます。主なものといたしましては、11節需用費7,078万4,976円、13節委託料3億4,035万1,401円、めくっていただきまして、18節備品購入費1,433万1,519円でございます。

3目し尿処理費につきましては1億277万9,102円でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金8,368万9,000円でございます。

4目地域循環型社会形成推進事業費につきましては2,643万7,972円でございます。また、4,004万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料849万7,734円、また、524万円を繰越しいたします。

以上で3款、4款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。時間がなくなったらあれなので、聞きたいことから先言わせていただきます。

優先順位でいきますと、85ページ、後ろで申しわけないんですけども、4目の13節委託料、生活環境調査業務委託は、この報告書では文化財影響調査業務になってるということですか。数字が一緒なのだと思うんです。これ、トリエタノールアミン何たら調査とあるんですが、何かなと思って調べさせてもらったら、ネットで3つ目に、大気汚染による文化財影響調査報告書、葛城市におけると書いてある、これのことによろしいんですか。まず1点目がそれです。

2点目が、その下のダイオキシン類調査業務、これは調査結果みたいなのを教えていただきたいのと、あともう1個は、報告書の32ページ、決算書でいいますと83ページの11節需要費、クリーンセンター管理事業、光熱水費なんですけども、僕これいろいろ見てたんですが、ごみの量は変わってないんですけど、去年より700万円ぐらい下がってるんです。すごい下がってて、それはすごいことやと思うんですけど、何でこれだけ下がるのかな。去年誰かお聞きになったときは、電気代で月350万円で、水代が100万円ぐらいかかると僕もメモにかいてあるんですけど、計算が合わないの、その努力のほどをお聞きしたいです。

この3つをお願いします。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず1点目ですけども、生活環境影響調査業務委託についてご説明申し上げます。これは、新クリーンセンター稼働開始後の大気汚染の文化財への影響を調査するものでございます。大気汚染の測定地点は、當麻寺西塔、當麻寺竹之坊、クリーンセンター、葛城市當麻庁舎、それと博西神社の5カ所でございます。博西神社は、大気汚染の少ない清浄地として當麻寺地点等と比較するために設けました。調査結果につきましては、県内のほかの寺社の値におおむね等しいことから、葛城市の文化財の劣化が急速に進行することはないと思われま

それと、2点目ですけれども、ダイオキシン類検査業務委託料についてご説明申し上げます。クリーンセンターが周辺環境に及ぼす影響を調査するためのものがございます。當麻瓦堂池、竹内上池で底質中のダイオキシン類を検査し、クリーンセンター敷地内と瓦堂池付近の土壌中のダイオキシン類を検査します。全て環境基準を満たしております。検査結果は當麻区長さんと竹内区長さんに報告させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 白澤課長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。よろしくお願いたします。

先ほどのクリーンセンターの光熱費につきましてですが、これは、主に電気代の減額でございまして、新たに新電力の契約を行っておるんですけれども、平成30年度から3年間の割引契約を結びまして、かなりの金額を抑えられたということになっております。

よろしくお願いたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 この資料のことなんですよね。大気汚染による文化財影響調査報告書というのがあるんですけれども、これのことですよね。何が言いたかったかという、ホームページにあったんですけど、2013年なんですよね、これ。6年前のやつがあるだけなんですよね。最近のやつは載ってないんですかということを知りたいんです。最近のやつは載せないんですか。もし、あるんやったら、せつかく調査されてるのやったら載せた方がいいんじゃないですかと言いたかったんです。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

6年前のものしか載ってなかったということで、直近のものも……。こちらの報告書を奈良大学に委託しておりますので、そちらの方とも相談して新しい結果を載せるようにさせていただきますと思います。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。何が言いたかったか伝わってよかったです。僕、前もお聞きしたときに、今ホームページをリニューアルされてるとお聞きしてまして、他市の状況とかいろいろ調べてもらってるというのを聞いてまして、次すごい期待してるんですけど、市民の方から、見やすいという声は聞いたことがないです。見にくいという声が多いんです。今はしゃあないと思うんですけど、市民の皆さんのためにホームページを充実させていただきたいという意味で、まず1発目打っておきました。ホームページについてはまだありますので、またよろしくお願いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありますか。

吉村始委員。

吉村始委員 吉村です。どうぞよろしくお願いたします。

まず最初、58ページなんですけれども、1目の19節生活困窮者就労準備支援事業費負担金というのがございます。予算のときに、これは新規事業ですと説明を受けたと思うんですが、奈良市以外の11市で大体2,000万円スケールでやりますよと。コミュニケーションとか社会に出てトラウマを抱えてる方を対象にしたものだ聞いたんですが、このことについてどういった内容かをまずお伺いいたします。

それから、63ページなんですけれども、19節負担金補助及び交付金のシルバー人材センター運営補助金1,054万1,000円というのがあります。これが、国の補助が来てると思うんですが、この金額の積算根拠をお伺いします。

それから、続きましては、77ページの健康づくり推進事業費、4目委託料なんですけど、ここで検診委託料がずらっと、胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、それから健康診査が出ておまして、この対象となる方の受診率がどれぐらいかを、以上3点お伺いいたします。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの吉村委員のご質問に答えさせていただきたいと思います。平成27年度から新たに生活保護に至る一歩手前の制度ということで、生活困窮者の自立支援事業がスタートいたしました。今回、先ほど申していただきました生活困窮者就労準備支援事業におきましては、平成27年度当初は、もちろん、これは必須事業ではありませんでして、任意事業でしたので、当初は葛城市としては実施しておらなかったんですけども、先ほどおっしゃっていただいたように、平成30年度から新規事業としてスタートいたしました。スタートするに当たり、先ほどこれも申していただいたと思いますが、奈良県が中心となりまして、県内では奈良市を除く11市が広域で実施するという運びになりまして、そちらに対する総事業費が2,000万円ということで、そのうちの2分の1が均等割、残りの2分の1が人口割ということで、葛城市としては全部で年度当初に108万6,000円の負担金を支出しました。

内容につきましては、生活困窮者の中で特に日常生活が自立できていない方、例えば、朝も起きれない、時間どおりに家を出れないという方、また社会的自立ができていない方、これは、人と目を合わせて話すことができないとか、コミュニケーションがとれないとか、そういった方たちが長年引きこもって、仕事からブランクがあるという方が多いかと思うんですけども、そういった方たちが、奈良県を中心とした広域化のプログラムに参画しまして、例えば、ラフターといってヨガとか、あと、当事者同士でいろんな話し合いをしたりとか、これからどうしたらいいのとかいう、そういったお話し合い、それとか、訓練といって、就労を実際に体験して訓練しようというものとか、そういったものを段階的に大体1年かけてプログラムをつくってやっていくという制度で、将来的には一般就労に向けて、またきちっと準備をやることで就労しても定着してやめずにできるようにというのが一番の最終的な目的であります。

今回、最終的にこの事業につきましては、3分の2が国庫補助金に充てられまして、先ほど言いました決算額は、最終108万6,000円から5万6,000円の不用額が返還されましたので

103万円ということになっておるんですけれども、こういう形でやっております。

利用者なんですけれども、平成30年度につきましては、相談は何件かございましたけれども、最終的にこの事業を利用された方は2件でございます。2件が多いか、少ないかというのは非常に議論があるかと思うんですけれども、将来的にはこの事業は、今問題となっております8050問題、そういった問題にどうしても対応していくであろう、それに期待できるであろう事業であるのではないかと考えております。また、相談者の方からも、こういう事業があつて、こういうのがあるんだという、いろんなメニューが選べる、選択ができるということで、今は利用しないけども、もし、あれやったら利用したいとか、家族さんの相談の中でも、こういうのうちの子どもを利用させたいとかというような意見は多々ありました。そういう形でこういう事業を今後も継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしく願いいたします。

先ほどのシルバー人材センターの運営補助金につきましてお答えさせていただきます。まず、葛城市のシルバー人材センターへの補助金について、葛城市からの補助金と国からの補助金の関係について説明させていただきます。まず、地方公共団体の補助金が、国から葛城市シルバーへの補助金の額を下回りますと、国の補助金が市の補助金の額と同額までしか交付されないため、まず国の補助金と同額かそれ以上の補助金を交付するというようにしております。このことを踏まえた上で市からの補助金設定を今まで決定してきた経緯がございます。

次に、葛城市シルバー人材センターへの市の補助金の積算根拠ですが、近年、シルバー人材センターにおいて、決算は80万円程度の赤字と黒字を繰り返しております。平成28年度におきましては、収支結果を見たところでは80万円程度の赤字となっておりましたが、その後単価の見直しなどを予定したことによりまして黒字収支を想定しておりましたので、平成30年度は赤字であったので100万円を増額するべきところでありましたが、今までの経緯の100万円ではなく、約半分の50万2,000円を上乗せしまして補助金を出しております。それによりまして、平成30年度におきましては、国からの補助金が1,003万9,000円ありました。それに伴い、市からは1,054万1,000円を補助しております。

予想どおりに次の年の平成29年度決算につきましては、余剰金が200万円程度ございました。従来市から交付する運営補助金は、国の補助金額に100万円を加えた額を補助することによりまして今までは収支を調整してまいりましたが、平成29年度の剰余金が出た流れを受けて、今年度、平成31年度予算につきましては国の同額補助とすることで予算化しております。今後もこのように運営状況を考慮しながら補助金を支出していく予定としております。よろしく申し上げます。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東でございます。よろしく願いいたします。

吉村委員の、各対象者と受診率についてご報告をさせていただきたいと思います。まず、胃がん検診の分でございます。X線というのがございます。年齢からまず申し上げます。個別が40歳以上で8.4%でございました。続きまして、集団検診では35歳以上が対象となっております。それとあわせまして、合計8.8%の率でございます。胃がん検診、内視鏡、これは50歳以上ですけれども、これもその中に含んでございます。続きまして、2つ目の子宮がん検診でございます。対象が20歳以上ということで11.3%でございます。続きまして、3つ目、乳がん検診につきましては40歳以上を対象といたしまして、13.2%でございます。続きまして、4つ目の肺がん検診でございます。肺がん検診につきましては40歳以上ということで、10.4%でございました。続きまして、大腸がん検診でございます。大腸がん検診に関しましては40歳以上を対象といたしまして、17.3%でございます。続きまして、前立腺がん検診でございます。対象は50歳以上ということで、10.6%でございました。最後に、健康診査の委託料ということでございますけれども、それにつきましては4つございまして、まず1つ目が、ピロリ菌の検査委託料ということでございます。集団で2.1%でございます。対象は19歳から69歳でございます。続きまして、2つ目は、肝炎ウイルスの検査委託料でございます。これに関しましては40歳以上が対象となっております。人数は269名でございました。

3つ目の、特定健康診査追加項目の検査委託料というのも入ってございます。これにつきましては40歳から74歳を対象といたしまして、国保加入者が対象となっております。それと、あと、後期高齢の分も入ってございます。個別で申し上げます。国保が1,027名、後期が713名、集団検診に行きまして、国保が739名、後期が137名となっております。

最後に、特定健診に準じて行うプレの健康診査でございます。19歳から39歳が対象となっております。これは、生活保護世帯で19歳以上、年度内の保険異動者40歳以上というのがございます。プレで212名、生保で3名、保険の異動で12名、合計227名となっております。以上でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 生活困窮者就労準備支援事業につきましては本当に新しい事業ですし、それから、8050問題にとっては非常に重要なものだと思います。今始まったばかりですから、平成30年度は2件ということでしたけれども、これから周知に努めていただいて、また利用者をふやしていただきたいと思います。

それから、あと、シルバー人材センターについて積算根拠を伺いまして、お答えをいただきましたが、この補助金の主となる使い道についてはどうなってますでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

それから、あと、今、検診についてパーセントをいただいて、上の方の検診については大体十数パーセントということをお願いしたんですが、これは、課としては大体目標値みたいな、もうちょっとふやしたいとか、そういうものがあるのかどうか。これもあわせて伺いたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 中井でございます。よろしくお願いたします。

葛城市から出ておりますシルバー人材センターの補助金につきましては、目的としまして特に明記はしていませんが、大体の金額からいいますと人件費相当かなと考えております。よろしく願いいたします。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東でございます。

ただいまのご質問、目標値でございますけれども、国におきましては、この5つのがんについては50%というのが目標値とされておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 吉村委員の関連で少し質問させていただきます。

今、生活困窮者自立支援の事をご答弁いただいて、就労支援を今度やっていくということで、生活困窮者の中にはもう一つ、家計支援というのがあると思うんですけども、国は2021年までにやっていくように言われてるんですけども、就労支援に重ねて家計支援の方もどのようにお考えかということがまず1点、お願いいたします。

がん検診なんですけども、クーポン事業をやってると思うんです。特定健診も5歳刻みでクーポンをしていただいているということで、今回私のもとにも特定健診無料で案内が来ました。すごく周知を健康増進課ではやっていたらというので、本当に評価させていただきたいと思います。その中で胃がん検診なんですけれども、見てたら、今年度、金額的に320万円ほど減額になってるんですけども、この内容をお聞かせいただきたいことと、クーポンは子宮がんがたしか21歳で、乳がん41歳ということで、クーポンの中の受診率をお聞かせいただきたいと思います。

以上2点お願いします。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく願いいたします。

ただいまの内野副委員長のご質問に答えさせていただきたいと思います。

先ほど来からお話しさせていただいております生活困窮者自立支援事業の中の、内野副委員長おっしゃってる家計相談支援事業につきましては、こちら任意事業ということで、必須事業ではありませんので、今のところ葛城市としては実施はしていません。確かに生活困窮者の方々が、家計に関する問題というのは抱えられてるケースが非常に多くて、総合的な相談支援であります自立相談支援だけの対応では本当に十分とは言えないのが現状であります。みずからの家計の問題に向き合って、家計管理をしていこうとする意欲を引き出すという意味では、家計相談支援というのは非常に大事なことではないかというふうには考えております。ただし、今現時点で総合的な相談であります自立相談支援事業の中で既に家計に問題のある方については、個別に家計の相談は実施しております。家計相談支援事業として切り出してやっているのではなくて、総合的な相談の中で今現時点で既にやってはおります。将来的に家計相談支援事業だけを切り出して単体でということになると思うんですけど

も、これについては補助金、今現時点では国庫2分の1、ただ、先ほど吉村委員からご質問あった、就労準備支援事業と抱き合わせると補助率が3分の2になるというシステムになっておまして、そういう意味では財政的な裏打ちは幾分かやりやすくなるかと考えてはおります。

それと、もう1点、家計の問題を抱えておられるだけではなくて、その方自身の家計という以前に、ギャンブル依存症とか、買い物依存症とか、そういった精神的な問題を抱えられているケースも多くありまして、そういう観点からいいますと、家計相談という部分だけではなくて、もっと複合的な障害福祉であるとかほかの機関とも連携しながら実施していかなければ、本当に制度として十分な機能を果たすかどうかというところは、今現時点では私どもとしては調査中という形になるかと思えます。いずれにしても、国の方も、先ほどおっしゃったように、今現時点では任意事業ですが、恐らく必須化という形で必須化に向けて動いているかと思えますので、そういう観点からも今後そういう形で先ほどからの問題を集めて精査しまして、実施できる方向に向けて努力したいと考えております。

以上です。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東です。よろしくお願いたします。

まず1つ目の、胃がん検診の若干金額が安くなったということでございます。減額でございます。まず内訳を申し上げますと、胃がん検診、X線でございます。これが335万6,650円でございます。普通の胃がん検診の内視鏡というやつでございますけれども68万4,560円、そして、胃がん検診の内視鏡検査の精度管理に係る画像評価料が3万4,000円でございます。これが内訳でございます。理由といたしましては、平成30年度より実施をいたしました内視鏡検査というものがございまして、それで行う胃がん検診におきまして、初年度ということで受診者数が当初は300名程度を見込んでおたわけでございますけれども、48名ということの受診でございましたので、減額になったということでございます。

続きまして、乳がん検診及び子宮がん検診のクーポンの率でございます。まず、経年で申し上げます。平成28年度におきましては、乳がんでございます。利用者が67名で受診率が25.1%。続きまして、平成29年度で利用者数が74人で26.4%、平成30年度で71名で25.5%となつてございました。

続きまして、子宮がん検診クーポンでございます。同じく平成28年度におきまして利用者が13名、8.3%、平成29年度におきましては13人、8.2%、平成30年度におきましては12人、7.3%という数字でございます。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。生活困窮者の件はよくわかりました。今後ともどうかよろしくお願いたします。

今、胃がん検診は、胃カメラの方をたくさん予算にとつたということで、受けた方が少なかったということで、わかりました。

それと、クーポン事業なんですけれども、今、非常に乳がんの方は全て25%を上回ったと思うんですけど、子宮頸がんの方は対象年齢が21歳ということで、人数的にかなり、21歳ということもあって、あれなのかなと思うんです。今テレビなんかでも、乳がんなんかでも60歳以上が非常に多くなっているということとか、あと、クーポンの年齢というのは国で定められてるんですね。どうなんですか。定められてるんですね、21歳、40歳というのは。市が独自で年齢を変えるということはできへんということで。今後とも勧奨の方を、しっかりと魅力ある若い年代にぐっと引きつけられるような勧奨、今回も特定健診でこういうふうな勧奨の手紙が届いて、これは行かなあかんというような魅力ある周知もしていただいていますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 67ページの3款民生費にございます3目保育所費の中、保育所費という全般の中で今回の事業についてでございますけれども、葛城市において保育士さんのいろいろと負担という部分も考えますと、保育士さんを募集しないといけないという問題は今回はよそに置きまして、皆さんもご記憶があるかと思うんですけれども、郊外に子どもを連れ出して保育をするという幼稚園なり、もちろん保育所もそうなんです、今回は保育所の方で聞かせていただきたいんですけども、郊外に連れ出して保育をしないといけないような状況というのはいろいろあると思う、遠足とかもちろんそうなると思うんですけれども、葛城市において保育士さん、保育所の場合はもちろん親は行かないわけです。保育士さんが子どもと列を組んで郊外に出ていかないといけないような必要性のある保育事業ということをお聞きさせていただきたいんですけども、もちろん春夏秋冬いろんな、いい季節もあれば、暑い季節もあります。私が今回どういうことを質問させていただきたいのかというと、ちょっと前にご記憶のある交通安全についての保育所の園児の保育士さんの誘導です。そういったことからたまたま大きな事故につながったという記憶は皆さんあると思いますけれども、保育所の中において保育をするということ、それから、郊外に出て保育をするということの中で、郊外でどうしても保育をしないといけない必要な事項というのはどこにあるのかと。どういった保育事業の中で必要性を感じてらっしゃるかということをお聞きして、葛城市の場合は3園ございます。公立だけでお伺いさせてもらったらいいと思うんですけれども、各保育所、郊外に出て保育をするという行事というのを1回お聞きさせていただきたいと思います。

それから、もう1点は、60ページの障害者福祉費の中の13節委託料、意思疎通支援補助事業の委託料19万5,500円、前年度は7万7,500円でございます。これは、多分手話とかの方、皆さんいろんな行事の中で手話の方たちの姿を私たちも拝見させていただいてるんですが、この事業、どういったときに手話の方をお呼びしてするかという実績、内容についてお聞きさせていただきます。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。川村委員の質問にお答えいたします。

まず、保育所の方で郊外といいます機会がございます。まず、遠足が1回ございます。そして、3園共通ですが、遠足が1回、そして、こま回し大会というのをやっております、それは3園合同でやっております。そのほかに毎月園から列を組んで近くの公園等に、お散歩になるんですけれども、そういった機会がございます。また、園によったら、ふれあい交流ということで施設の方に出向かせていただきまして、園児とお年寄りの交流ということもやっております。

以上でございます。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの川村委員のご質問に答えさせていただきます。

意思疎通支援事業ということで、手話通訳者の派遣をさせていただく際の奈良県聴覚障害者支援センターに対する委託料ということになりますが、主に手話通訳者を派遣する際は、主だった事業を言いますと、例えば、市主催の人権研修であるとか、よくある何とか計画策定委員会であるとか、あくまでも市が主催であるということが1つのそういった会合とかでの手話通訳者の派遣。それと、聴覚障がい者の方が、例えば、保健センターに健診に行ったり、また自分で携帯の契約に行ったり、そういったときに説明をどうしても聞くことができませんので、そういったときはマンツーマンで手話通訳者の方を派遣して、一緒にそういう形で契約をしたりとか、そういった社会的な活動へつなぐという形で支援しております。

以上です。

増田委員長 川村委員。

川村委員 ありがとうございます。手話につきましては、県も結構手話通訳者がまだまだ不足しているということを聞いております。葛城市においても、市が主催する行事に対しての手話通訳をしていただくことはもちろん、回数的にもどれぐらいかという頻度もわかるんですけれども、健診とか何かの説明をするためにマンツーマンでされているという実績も含めて、何人の方にされてるかというのがわかれば教えていただきたいと思います。

それから、保育士さんとともに郊外、遠足、もちろん想定できますが、こま回し大会とか、園によってはというので、毎月公園をお散歩されると。ふれあい交流をお年寄りとされているということでございますが、これ、毎月なのかと。私、歩いてるところを見かけたことがあります。暑い中で子どもたちが水筒を持って出かけたはるんですけども、暑いときに行く必要があるのかとか、毎月というのも本当に年12回なのかどうか。保育士さんにも負担になります。そして交通安全、ここにもいろいろとリスクが高くなります。どうしても行かないといけないのか。それが同じところに決まっているのか。それから、公園も同じところの公園に行くのかとか、これを継続的に、もし、決まったところにずっと同じことをされてるのだったら、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 ただいまの質問なんですけれども、平成30年度の派遣実績14件ということでお願いしたいと思います。

以上です。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

川村委員のおっしゃっていただきましたご質問についてお答えさせていただきます。

定期的に決まって同じところを訪れてるのでしょうかというお問い合わせに対しましては、今年間行事もしくは月の行事で保護者の方にもお知らせしてるとおりでございますので、ある意味定期的にお伺いさせていただいたり、お散歩に行ってるという状況でございます。

あと、意義ですけれども、それぞれの場面で意義があるということで実施しております。例えばこま回し大会でしたら、こまを回して遊ぶだけじゃなく、3園である意味競争でかなり盛り上がるというところ、また、園外の遠足でしたら、いつもふれられない海遊館であったり、動物園であったり、そういった五感のところ、それと空気感も違うところで集団活動をして、3園とも一緒になるというところもございまして、先ほどの答弁が漏れてた部分では、小学校へ行く前に、小学校の方に5歳児が出向いて体験学習というところもしております。今、危惧されるところは、去年もございましたが、歩いてる途中の交通安全もしくは、今、命にかかわるような気温の高さでございます。そちらにつきましては、おっしゃっていただきましたように、子どももその後すぐにマニュアルづくり及びどういったところが安全に移動できるのかというような検証、もしくは横断幕を持ってとかいうところも検討しておりますので、今おっしゃっていただいたところは今後も課題になってくると思います。また検証させていただきたいと思っております。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 14件あるということでございます。非常に手話の方の確保、これから難しい状況になっていきますけれども、手話をしていただく方に対して、増員というか、啓発していただいて、そうい手腕になっていただく方を求めていくというアクションも大事ですけれども、市単独でされてる、市が直接そういった方を、もちろん県とかかわってらっしゃると思うんですけども、そういったことをこれから、これは質問できませんけれども、需要と供給があって市内でそんな方がいらっしゃるのかということら辺もあると思うんですけども、市内での確保というのもひとつ頑張ってもらいたいと思います。それによって十分に充足されるということをご希望させていただいております。

今、私が、保育士さんの負担と、例えば、ふれあい交流に行く、公園にお散歩に行く、毎月行かないといけないということによって、保育士さんが出向くということは、それだけ保育所の中での保育士さんが非常にシビアになってくるという部分は、今の葛城市の環境の中でぜひともそれが必要かという、そういう教育のカリキュラムというものがどの程度までかというのはわかりませんが、子どもたちもそうですけれども、保育士さんの負担にならないということが1つと、そして、お年寄りの交流とかも、どういう交流をされてるのかわからないんですけども、毎月行かないといけないのかということら辺も私は疑問なんです。お年寄りとおふれあえる場所というのは、いろんな行事でもあると思います。だから、何かわ

ざわざ連れて行くということをしなくても、もっと交流ということはできると思いますし、保育士さんに負担をかけてまでそこをしっかりと貫いてやっていくんだというところに理由があるのかなと思います。何でこんなことを言うかというところ、実際に保育所に行ってる親御さんたちに子どもが言ってるんだと思うんですけども、歩いていかなあかんねんと言うてる。それが苦痛なのか、させないといけないのかというところもあるんですけども、いろんなお声も聞いてます。もっと近いところで、暑いし心配やねんと、体調管理もいろいろと先生も気を遣ってくれたはるねんけども、郊外学習でああいったニュースがあっただけに、先生で十分目が届くのかなとか、郊外学習だけにそういうふうなお声もいただいておりますので、ぜひとも、また検討していただきたいとお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、67ページ、保育所費の関係ですけども、いろいろ問題になっておる事故繰越の関係、それから、流用されてる中で、何の目的で流用されてるのか、いつの日にも流用されてるのか。それと、その事故繰越でいつの時期に部課長が把握をして、どういう相談をして事故繰越にされたのかということです。

それから、毎年聞いてます保育料の滞納金額。平成29年でも1,033件、1,630万円余り滞納があると。それプラス平成30年も恐らくあるやろう。それに伴って10月から保育料無料になりますよということになってきたら、来年から国の措置はないかもわからんけども、考え方として、滞納してる分も払わない傾向にあるのではないか。そうやってきたら担当としてどんな方法で滞納整理をやっていくのかということになってくると思うんです。

それと、緑化植栽管理委託料、これ、当初予算の3倍ほどになってるわけやけども、なってる理由です。この中で委託料の細節、この中での流用というのか、お金が余ってるさかいこう回したというのがええのか知らんけども、大きな金額がされてるので、どういう内容になってるのかお聞きしたいと思います。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、耐震の部分での事故繰越のお問いでございます。こちらの方は、前回の議会、今回の一般質問でお答えさせていただきましたご回答という形になりますので、もう一度私の方から、時系列でご説明させていただきたいと……。

岡本委員 詳しいことは要らんから。わかったことだけでええ。中身はわかっとなる。

井上子育て福祉課長 こちらの方は、平成30年の新耐震診断でございました。その中で工期が3月25日でございました。委託契約でございますので、3月25日にはこちらが望んでおったものを全てそろえて出していきたいというような契約であったんでございますが、そのうちの一部がとれないということでございました。日にちが月をまたいで翌月になるんですというふうなお話でございましたので、ですので、3月25日で書類がそろってないということでございます。その後、葛城市予算規則にのっとりまして報告をさせていただいたところでござ

います。

以上でございます。

(発言する者あり)

井上子育て福祉課長 間に合わないのがわかったのは、3月25日には、そのときまでずっと3月6日の委員会にかけるという話もご報告いただいておりますし、その後、私どもも再三にわたって連絡を聞いております。その中で今、持ち回り委員会で決裁をとってますと。今、回って、耐震診断委員会の委員さんとのやりとりをしておりますというようなお話でございましたので、全くその一部の書類、それはお墨つきの書類なんですけれども、耐震診断委員会にお墨つきをもらおうと。委託業者の方で耐震診断はなさったんですけれども、別の機関でお墨つきをとってくださいと。その書類の部分が欠けておりました。ですので、そのような形になっておるといってございます。

次に、2点目でございます。滞納の方でございます。前回3月議会で説明させていただきましたときは平成29年度までの状況でございました。平成30年度の分につきましては227万2,000円が積み上がってしまっております。平成30年度の収納の部分での率としましては99.05%ということになっております。こちらの処理につきましては、3月末で催告書を出させていただいたところでございます。督促につきましては、督促、電話、また催告状の送付、来庁の要請です。納付相談をして、できれば児童手当から分納していただきたいと私どもでは思っておりますので、そのような対応を随時させていただいているところでございます。

緑化の方でございます。こちら3点目でございます。委員おっしゃっていただきましたように、昨年度は流用をして緑化の方がふえているということでございます。こちらなんですけれども、昨年、何回も大きな台風が襲いまして、施設をたくさん持っておるんですけれども、保育施設に影響が出ました。特に台風21号、9月4日の分でございます。こちら、當麻第1保育所におきましては、大きなコンテナなんですけれども、園庭に物置を設置しております。それが強風で飛ばされまして、北側のあるお方お持ちの、田植えなされた後の稲穂が育っているところにぼんと飛んでいって、そのところに落ちました。結構な面積部分、大きなコンテナですので、よく船乗り場とかにあるような大きなコンテナです。それがそこに落ちました。早速私ども、そのところにも……。

(発言する者あり)

井上子育て福祉課長 そうなんです。その中で補償をしてというような話もあったんですけれども、それはできないという中で、いつもふだんから隣の畑に枝なり、具体的には桜の木なんですけれども、その枝なりがすごく伸びておりましたので、土手も侵食してるとか、枝が大きくせり出しておりましたので、そういったところもご迷惑をかけてたところでございます。その中でいろいろ検討いたしまして、今回、樹木が大きく成長して、隣接地まで枝が伸びているというような状況と、また農地に落下して事故につながる危険性、具体的に枝が落ちることによって農具がうまいことかまないというか、壊れたと。その枝をかんでしまって修繕もしなければいけないというようなお話もいただいておりますので、落下して事故につながる危険性や農作物及び農作業への被害の原因になることから、これは対応をさせていただか

なあかんなどということで、年度内の対応とさせていただいたところでございます。こちらにつきましては、委託料という形で40万4,000円流用させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 質問してる内容に答えてくれんと。余計なことは要らんとするたんは、事故繰越なんかあったらせんど聞いたわけやんか、何で、どうや、こうやってな。私の言いたいのは、部課長がいつ知ったのかと言うてるわけや。例えば、3月6日に、業者のことを言うてるわけやろう。持ち回りどうやこうやって。私が言うてるのは、ずっと言うてるわけや、流用の問題を、俺。事故繰越も法的にいけるやん、間違うてるとは言わへん。しかし、予算というものは、きちっとみんな、穴あくほど見てるわけやろう、管理職というのは。そやから、いつの時点で、これはえらいこっちゃと、完成できへんというのはいつつかんだんてというわけやんか。それやったら、2月なら2月に、年何回と決まってるわけやから、委員会にととも間に合わんとなったら繰越しをするかせなあかんやろと言うてきてるわけやんか。今、例えば、3月25日はこの前聞いたからわかったがな。3月25日の工期になって気がつきましては、職員として正しいんかということ俺は言うてるわけやんか。あんたが言うふうには3月6日であつたら、まだ議会の始まるか始まらんぐらいやん。追加でもお願いしたら補正も出せるわけやん。それが正しいん違うか。法的にいけるさかい、いけまんねんって、そんなこと言われたら、それが今の葛城市の職員の体質かといったら、構わんといてくれとまた言われるさかい言わへんけども、そこをきちっとせなあかんということ俺は言うてるわけや。その中で、今聞いてるように、コンテナが飛びましてん。それは事実かわからん。もっと言うたら、それが天災か人災かということになってくる。確かに飛んで迷惑かけた。これは補償せえというのの当たり前の話やん。

それと、今言うてる植栽のやつと何関係あんねんな。それやったら補償費で組まなあかんがな。今、正直にあんた言うたよって俺言うのやないけど、桜今まで枝出てましてん、迷惑かけましてんと言うのなら、なぜ当初にその予算要求せえへんねん。今ついでやさかいに、しまえってというようなことを言われたら、そうでつかとわしら言えますか。職員というのきはきちっと1年間何をするねん。保育所の敷地の中を見て回ったら、フェンスからはみ出してる、迷惑かけてるというんであつたら、予算ないんで半年待ってください、1年待ってくださいというて予算請求するわけやろう。そういうことを俺聞いてるわけやんか。

それと、滞納についても、また今年220万円、平成30年度でありまんのやったら、去年の1,600万円か、そこへ300万円乗ってきよるわけやろう。1,900万円になるわけやんか。仮にずっと累積であっても、100%回収はできへんけども、自分らの足で稼いでも、たとえ200万円でも300万円でも集めましてんというのやったらご苦労さんと言いたいいうねん。そやけど、こんだけ滞納ありまんねん。累積こんだけありまんねんと言われたら、私は何で聞いてるかということやんか。税の滞納も一緒や。国保の滞納も一緒やんか。みんな税金納めて、一生懸命働いて血税を納めてくれたはるわけや。それを使わせてもうてるわけや。払わん人もおるわけやねん。払わん人も平等に恩恵を受けはるわけやん。そやから、そういうことを

きちっと解消してくださいよというて毎年同じこと言うてるわけや。そやけど、今、課長みたいに正直に言うてくれたら、俺もしんどいがな。たまたまか知らんけど、そんな正直に言うてくれたら、俺もしんどうなってくるわけや。

それと、緑化のやつも言うてるけど、今聞いているのは、備品購入と工事請負と流用してるわけやんか。それを何でしたんか、いつの時期に流用したんかと聞いているわけや。もう一遍答えてくれはったら。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

今、3点にわたって、まずは市として適正な執行をすべきと、その中で管理職の立場も含めて、どういった管理をしているのかということについてご意見をいただきました。委員おっしゃるとおりでございます。事故繰越につきまして、詳細の、何時に確知したと、そこまでは記憶の中では申し上げられないのでございますが、先ほど課長が説明をいたしましたように、3月議会も始まって、まさにその工期の間際になってやっと間に合わないということが発覚したということでございまして、本当に3月25日ぎりぎりだったと記憶をしております。これは、やはり岡本委員おっしゃいますように、担当課としては何度も委託先の建築設計事務所に、「大丈夫か」、「大丈夫です」という確認はしていたんでございましょうが、それが本当に確認として、やり方として正しかったのか、もっと具体的な突っ込んだ確認ができなかったのか、あるいは耐震診断の認定をいたします奈良住宅建築センターの方に直接確認をすればよかったのではないかなど、このような事故繰越という非常事態に至った中で、反省の中で事後の対応については既にいろいろ確認をしているところではございますが、そういった対応が当時欠けておったのではないかと存じます。

梨本議員の一般質問で丹念にご質問いただきまして、そのときもお答えはしておりますが、ある意味、これ、何度も申し上げますが、法律にあるからいいんだということは決して申し上げてはおりません。最終的には法にのっとりたった手続をさせていただいたので、違法ではないということではあります、望ましいことでは決してございません。

事故繰越の事故の意味の中には、まさに事故という意味もありましょうけども、まずは手続として、これは岡本委員おっしゃいますように、あらかじめわかっておれば議会にきちっとご審議もいただく形の明許繰越という手続がとれたであろうと。少なくとも、後で振り返ってみれば、それに本当に間に合わなかったのかということについては、結果的には事態の把握がおくれたので間に合わなかったから事故になったわけではございますが、今後そういった手続の反省も含めて、こういったことのないように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから、桜の件につきましても、当時の苦労が多分担当課長の記憶によみがえった中で、それをつまびらかに答弁してしまったといったことかもしれませんが、一連のご照会の中であったような、直接のきっかけは台風でございまして、それも踏まえた中で最終的にはまだ台風シーズン中でもございますので、次の台風でもってまた同じような被害の危険性があるその懸案を、緊急に取り除く必要があるということから、ある意味、目で見て本当にきれい

な桜でございますので、桜を切るのは忍びなかったのではございますが、園地外にまで被害を及ぼす危険性のある部分を、このことをきっかけとして適正化を図ったということでございまして、補償として執行したわけではございませんので、補償・補てん及び賠償ではございませんが、委託料の中で緊急に、保育所費の中でではございますが、予算を、節を変えて対応させていただいたということでございます。

それから、滞納の方につきましても、これも委員おっしゃるとおりでございます。これは、今後、来年度以降は、逆に言いますと、これも予算委員会の中で私がお答えしたんでございますが、ある意味、無償化になりまして、この分はきっちり国の方から何らかの形で財源として入ってまいりますので、以後、財源不足については、滞納の問題は起こらないのでございますが、今まで保育料として集めていた分の滞納につきましても、これは公平性の観点からしっかりと今後も取り組んでまいりたいと思っておりますので、これにつきましても委員のご指摘を重々受けとめて、今後に対応してまいりたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 肝心の流用の答弁をまだもうてないねんけど、副市長が言われることはようわかりますやん。立場もあるわけやから。そやけど、私が言うのは、ええ口ばかり言わんといてほしいというわけや。現実にそうなってるということがあるわけやから、わし、責めてるの違うわけや。だから、ある程度理解してもうたらええけども、副市長は、こうでんねん、法的にいけるばかり言うたはるのと違いまっせ。わかるけども、例えば、今言うてる、たまたま正直に、台風やさかいに次来たらあかんさかい切つてんと、これはうまいこと言うたはるわけやんか。そやけど、そんなもん1年でぼんと伸びるんかいということになるわけや。ほな、その施設を管理してたら、これは迷惑かけてるなと思うたら、すぐにできんにしたって、1年先、2年先になったってするという姿勢や。それを、何もわしは、安易に流用してるという意味で言うてるのと違うけど、予算というのはそやないやろうと。部課長がきちっとせなあかんやろうということをするわけや。今、副市長おっしゃるように、際までわからんだというけども、誰が担当してたんか知らんけども、担当した職員もそればかりしてるのと違うわけやん。この仕事もすればこっちの仕事もする。2つも3つも抱えてると思うねん。課長はもっと抱えてるのか知らん。そやけど責任あるのは誰や。課長と部長が責任あるわけやんか。そうなったら細かいとこまで、今、副市長言われたように、ほんまに間に合うんかな、間に合わへんのかな。今、耐震設計で次の年度に工事費組まへんさかええけども、工事費を組んであったときにどうするねんという話やんか。工事費は組んだるわ、設計には入れへんわとなるわけやろう。そやから、えらそうに言うのやないけども、きちっと計画立てたら、きちっとやっていかなあかんということ俺言うてるだけで、一々、これどうやっただんとか、こんなせなあかんやないかと、それはそういうふう聞こえるのか知らんけども、そういう意味やなしに、事前にきちっとやってほしいからやかましく言うだけであって、そこらをきちっとやってもらわないかんということや。

さっきも言うてるように、備品購入から工事請負に流用してるけども、中身は何ですか、

いつの時期にされたんですかと聞いているのに一つも答えてくれへんさかいに、それだけもう1点答えといて。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

今のお問いは、工事請負費から備品購入費という、先ほどとまた別のお問いやと思うんですけども、こちらにつきましては、台風の影響により既設の倉庫が倒壊いたしました。使えなくなりましたので代替の倉庫を購入させていただいたところでございます。こちらは、2月21日付で倉庫を設置しております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 例えば、今言うてるやん。嫌みを言うてるのと違うて、台風いつ来たんかいうねん。台風は2月に来たんか、9月に来たんかということやんか。わしの言いたいのは、9月に飛んだと言うてるわけやろう。ようわかりましてんと。これ、さらを買わんとできやしまへんねんいう話やんか。それやったら、2月に設置してんやったら、台風から2月まで何カ月あったんやということをお願いわけやんか。補正もできるやんかいと。副市長言うたはるやんか。必要があるから流用しまんねん言うてるわけやん。そんな答弁してもうたら、合わへんやないかと俺は言うんや。こんなん出たら、時間何ぼでも足らんで。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 何度も申しわけございません。岡本委員の質問にお答えさせていただきます。

ですので、飛んだのが9月4日でございますが、その後、隣地さんとの交渉に入っております。それで、弁護士さんとも相談したんですけれども、補償はできないということで、本人さんにも再三にわたりお話をさせてもらう中で、そういった補償につきましては葛城市はできないんですというような話をつけさせていただいたのが年末近くにおったのではないかと思います。といいますのが、体育館の屋根の件もございましたので、そういったことを一体として、私どももそれを考慮に入れながら弁護士と相談しながら本人さんにも説明しながら進んでおったところでございます。

その後、木の伐採のために流用をさせていただきました。木の伐採をした後の土地に、そちらをきちっと倉庫を建てれるようなところにつくった、それが最終的に2月になったという経緯でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 ようわかりましたよって、もうあんまり言わんところ。言うたら、副市長や市長の立場ないから、これ以上わしは突っ込みせえへんから。何を言わんとしてるかいうことを理解してほしいから言うてるだけや。あんまり言うたら責めたようになったらあかんから、もう言わんとく。今度からきちっとやってほしい。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今に関連にもなりますけれども、関連プラスついでにいきます。

要は、朝から盛んに議論してるのは流用の問題、つまり、議会は予算審議できちっと見て、これでいってくださいと議決してるわけです。予算外のことをやれば、大和高田市であったように、それこそそういう事件になるわけです、予算外のことを執行したら。だから、議会のことを尊重して仕事をしてくださいということです。だから、今回の件でも本来だったら、ご苦労されてるのはわかりますけれども、それについては、要は、補正予算の一般会計の補正まで地権者の方に待っていただくなり、それなりに手だてをとっていただいて、議会の方に向いてるのかというふうには私は思うんです。だから、仕事をされているのはよくわかるんですけれども、基本的には議会が、全てこれは税金ですから、我々は市民の代表としてきちっと予算、決算見て、チェックしていくわけですから、それは簡単にはいきませんよ、はっきり言って。そっちの方へ目向いてるんですかと、一生懸命仕事をなさるのは結構だけど。そのことを最初に申し上げておきます。その上で、予算と決算を照らし合わせて、執行をちゃんとされてるのかどうかということから幾つか質問してまいります。

59ページの3款民生費の4目障害者福祉費のところであります。ここで12節役務費の中に予算の方で成年後見制度利用支援事業手数料というのが47万8,000円ほど計上されておりましたけれども、この執行についてお伺いいたします。これが1つ目です。

それから、2つ目であります。62ページです。5目老人福祉費です。その12節役務費の中に通信運搬費というのがあります。これは、役務費の中で54万円ほど不用額が出てるんですけれども、支出額が82万円54万円も不用額が出てるんですが、この通信費が大幅に予算から見て少なくなってるのはどういうことなのかについてお伺いします。

それから、3つ目であります。65ページの2項児童福祉費の1目児童福祉総務費の中の1節報酬であります。これは、子ども・子育て会議委員報酬ということですが、4万8,000円ほど決算出ておりますけれども、これは、予算を見ると16万円計上されているわけで、同じように支出以上に不用額が出ているということで、この会議の性質及び回数がどうだったのか。このことについて予算段階でどう見積もられて、どういうふうに行うことを考えておられたのかについてお伺いします。

増田委員長 林本課長。

林本社会福祉課長 社会福祉課の林本です。よろしく申し上げます。

ただいまの谷原委員のご質問に答えさせていただきます。

成年後見制度利用支援事務手数料ということで47万8,000円の当初予算を組んでおるんですけれども、こちらにつきましては、国の地域生活支援事業の事業でございまして、必須事業ということで、必ず発生した場合には実施しなければならないという事業なんです。具体的に言いますと、成年後見制度が必要にもかかわらず、親族の方でどなたも家庭裁判所に対して申し立てができない場合に、市長申し立てという制度がありまして、その市長申し立てをするときに必要な経費、申し立て手数料であるとか、登記手数料であるとか鑑定手数料、これを毎年3件分、出たら執行しなければならないので組んでおります。平成30年度につきましては、この件数はありませんでしたので、ゼロということで全額不用額ということになっております。

以上です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたしますします。

役務費の通信運搬費の残額が多いというお話です。この費用といたしましては、主に敬老会の際に、敬老会の対象者に対しまして案内状と一緒に記念品を送らせていただいているものが主な経費、郵便代となっております。当初の予算におきましては、商品の方はまだ決まっておきませんので、郵便代の方を重たい、昨年度に送らせてもらって重めの費用のところとっておったんですけれども、平成30年に実際送らせてもらったのは吸水マイクロファイバー傘カバーといいまして、とても軽いものになりましたので郵便代が少なくおさまったということで残額が残りました。よろしくお願いいたしますします。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

3点目の、子ども・子育て会議に係る委員報酬についてお答えさせていただきます。まず、金額的にいいますと、1回分の委員さんに対する支弁をした分でございます。日にちは平成30年11月26日でございます。15人の委員さんのうち、民間から来ていただいている方10名に対する分でございますが、1人に対して8,000円を支弁するものでございますが、このときは欠席者がおられましたので6人という形になっております。

子ども・子育て会議の委員報酬につきましては、予算的には10人に対する分を2回予定させていただいている予算は計上させていただきました。子ども・子育て支援法の第77条第1項に規定のある会議でございます。市町村における合議制の機関であり、特定教育・保育施設の利用定員の設定や子ども・子育て支援事業計画を定める、または変更する際に開く会議となっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の成年後見制度利用支援事業の手数料については、該当者がいなかったからということでもありますけれども、障がいを持たれている方のご家族もご高齢になってきて、その方を成年後見制度を利用して支えていくということがこれからふえていくのかなとは思っています。その点で周知です。こういう成年後見制度があるということで、これも昨年からかなり取り組まれて、チラシ等も配布されてるようですけれども、このことが広く知られて、利用対象は本当はあるんだけど、そのままになってる可能性もあろうかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたしますします。

それから、通信費の件です。よくわかりました。ありがとうございます。

それから、最後の子ども・子育て会議ということですけど、これは法に基づくものかどうかということですけども、出席者が非常に少ないと。この間、言ってみれば、条例で何回も規制緩和のことが出てまいりました。多分そのことも含めてこの会議で審議されるんだろうと思います。その意味では、1回だけで終わって2回分とってるということでありますから、ま

たこの理由も含めて検討していただいて、今後保育ニーズが高くなる中で、待機児童がふえる中でそういう民間業者等も施設型以外のところが入ってくるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

増田委員長 ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時38分

再 開 午後3時55分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 休憩後、引き続きよろしくお願ひいたします。

まず、77ページで、さっき東課長が答えてくださった各検診の受診率なんです。それで、次、私が質問するタイミングを逸してしまったので、これをお伺ひしたいんですが、国の目標としては50%ということで非常に高い数字が掲げられていて、ここにできる限り近づけていかれるように努力をされているということで、ほかの自治体もなかなかこんな高い数字はいってないとは思ひんですが、まず、今後これを市としては伸ばしていくように、今、例えば子宮がん検診であれば11.3%ですけれども、これを12%、13%、14%と伸ばしていくように努力をされているという理解でいいのかということ、まず1つ目お伺ひします。

それから、あと、敬老年金についてもお伺ひをしたいと思いますけれども、これにつきましては、今年度1,315人を対象に7,487万円ということで、どうしても対象となられる方はふえていかれてると思ひますので、ここまで直近数年間の実績というか、数について伺ひたいと思ひます。また対象とかそうなる方の、葛城市になってから特に変化があるのか、金額とか変化があるのかも伺ひたいと思ひます。

それから、3つ目としましては、決算書の方には数字は上がってきてないんですが、健康福祉センターですが、ここは、会議室、研修室、調理室もちろんございますが、条例を見っておりますと、使用料についての条例が制定されてはおりません。その理由についてお伺ひをしたいと思います。

以上3点です。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東でございます。ただいまの吉村委員の質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

葛城市国民健康保険第2期の保健事業実施計画、データヘルス計画というものがございす。これは平成30年3月に制定されたものでございすけれども、平成30年度から平成35年度までの目標値等が書かれておる資料でございす。この中におきまして、今申し上げますと、胃がんですと、平成28年の実績といたしましては、胃がんで9.7%という数値が出てございす。それが平成30年度に移りますと12.3%、そして平成31年度になりますと13.0%、平成32年にいきますと14.0%、平成33年にいきますと15.0%、平成34年は16%、平成35年は

17%といったふうにちょびちょび上げていく目標値となっております。

それと、あと、3つ目の、何で料金設定されてないかという部分でございます。貸館業務はうちのセンターでは行っておりませんので、それで料金設定はしておりません。

以上でございます。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

敬老年金事業のことについてのご質問です。答えさせていただきます。まず、敬老年金事業につきましては、旧新庄町におきまして昭和47年より始まりまして、合併後もそのまま引き継いでいる事業でございます。今までの経緯でございますけれども、平成30年から4年間ぐらいを申し上げます。まず、平成27年には1,156人、6,579万5,000円、平成28年、1,244人、6,958万5,000円、平成29年、1,268人、7,261万円、今年度決算の平成30年度、1,315人、7,487万円となっております。4年間で大体900万円程度増加しておりまして、対象者の方も約160名ほどの増加となっております。お願いいたします。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 ありがとうございます。過去のことがよくわかりまして、今後、通常考えますと、対象となる高齢者の方、該当者はふえてくるであろう。それに合わせて予算というのはふえてくるであろうと思いますが、それについての見通しをお答えできますでしょうか。

それから、あと、健福のことについてなんです、実際調理室を使われているグループがあるのではないかとということがありまして、例えば、ほかの公民館とかは、冷暖房を使ったり、使用料とかそういうふうなものがあるので、公平性のことからどうかなという意見も実は聞いておるんですが、これについての見解をお願いしたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、平成30年度が1,315人で7,487万円で決算が終わりました。来年度におきましては、このままいきますと1,310人から1,386人程度と換算しておりまして、予算といたしましては8,029万円の予算を計上させていただいております。その後におきましては、人口のシミュレーションをもとに10年後の人口などを推計しましたところ、対象者は10年後で約1,650人程度になるかと試算をしておりまして、支給額といたしましては9,900万円ぐらいは必要になるかと考えております。また、2025年に75歳人口の方が85歳になる折には、人数といたしましては2,270名程度となり、金額といたしましては、このままいきますと1億3,000万円程度が必要になるのではないかとこのところを見込んでおります。

以上です。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健福の貸館の件でございます。うちが利用してもらっておりますのは双葉会さんということで、社会福祉協議会の一環としては、あくまでもボランティアというのが出てお

ります。

それと、あと、子育て支援の一環で子育て支援センターとか、また母子保健事業の仲間づくりを目的としたグループ、そういった方が現在ご利用されておりますので、ということでご理解いただけたらと思います。

以上です。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 健福のことについてはよく理解いたしました。

それから、あと、敬老年金につきましては、これだけではなくて、これだけ取り上げてどうのこうのということはないんですけども、またいろいろ葛城市のほかのことも含めて、どうしてもふえ続けていく予算の中で取捨選択を今後していかなければいけないものも出てくるだろうと思いますが、これも検討対象になっていくだろうと思います。今まで葛城市にとって頑張ってこられた方々に対する気持ちもありますのでなかなか難しいことなんですけど、含めてご検討もまたお願いをしたいと思います。

以上です。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ご意見ありがとうございます。敬老年金につきましては、過去の一般質問でもほかの議員からいただいた記憶ございます。この制度といいますのは、そのときにもお答えしたんですけど、本来は老人介護、特に高齢者の福祉に関して介護保険制度が導入されたときに、本来は消えておくべき制度やったように思います。ただ、合併議論の中で、すり合わせの中でその制度自身が残ってきたということでございます。ただ、私の考え方としては、委員ご指摘のとおり、将来的には見直す必要があるであろうということは考えております。ただ、私が選挙公約で出してきておりますのが、まず我が身を削りなさいということです。ですから、ここ3年間、実は、市民の皆さん方に関するサービスの部分は全く削っておりません。行政内部の部分については非常に絞り上げました。ですから、予算編成においても行政内部の予算は削ってきたんですけども、外部に対するサービスの部分は削りませんでした。ただ、私、自分の報酬を半額に下げたときの意思というのは、我が身をまず削ってから皆さん方に負担を強いるべき時期が来るかもしれない。それに先立って我が身を切るんですということをやったんです。ですから、これの議論というのは、やはり当然のことながらしていく必要がある。

FM計画も実は同じなんです。まず自分のところを削りなさい。ですから、まずやったのは、正直なことを言って、サテライトスタジオを切ったんです。ゆうあいでもやってた、忍海でもやってた、寺口でもやってた、ああいう出張所は全部切りました。それは影響が少ないから。そやけども、影響が当然市民の皆さん方のサービスにおいて大きな部分については、まだ手をつけていない。まず行政内部を絞り上げてるという段階が今の状態でございます。

当然のことながら、敬老年金は合併当時4,000万円弱やったと思います。それが今現在7,900万円、約倍になっております。それから、試算によりますと、それが更にまた倍になっていく時期があるということですので、当然そういう時期が来る可能性はあります。ただ、

必要なことは、それを前提とするのではなくて、まず行政の財政基盤を確固としたものにしなないといけない。それと並行した中で議論していくべきだと思っております。ですから、その1つの大きな市政としての方向性が5万人構想であります。財政基盤を確かなものにする、民間活力を導入する、民間企業を引っ張り込んでくる、全ての中での政策の中で、まず行政として財政基盤を確保して、それでもどうしてもどうにもならないときに初めて市民の皆さん方にご負担をお願いする時期が来るというのが私の考え方でございます。

以上でございます。

増田委員長 ほかにございませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひします。僕も今の市長のお言葉を聞いて、素朴な疑問で敬老年金のことを1個だけお聞きしたいんですけども、僕、何回かお聞きしたのが、敬老年金を辞退したいねんけどという方がおられたんです。そういう方はおられないんですか。そして、それを受け入れるというか、そういう仕組みはないんですか。できる。

(「はい」の声あり)

杉本委員 そしたら、もういいです。もう1個の質問に行かせてもらいます。すいません。今疑問に思ったので。

そしたら、報告書の22ページ、一番上の表をつくっていただいているんですけど、いきがい対策事業開催状況、これも去年と比べてもらったらそこまで人数が変わってないような感じなんですけど、これが限度の人数というわけではないと思うんですけども、また再び、私、ホームページをきのう見させてもらったんですけど、載ってないんですけど、これは開催するときに載せているのか、載せていないのか。それとも、これからホームページをリニューアルされるということなので、都度その情報を載せていただけるのかお聞きしたいのと、2つ目が、その次、23ページ、児童手当、決算書によると67ページの2目、20節の児童手当費になるのかなと思って見たんですけど、数字が違うんです。これもまた理由を教えてくださいたいです。

あと、3つ目が、報告書の26ページ、こども・若者サポートセンターについて全体的にお聞きしたいんですけども、(2)の子ども・若者相談支援事業、これ、前年度と全部足し算させてもらったんですけども、昨年より200件ぐらい多分多くなっていると思うんですけども、これは、こども・若者サポートセンターの周知が広がったのか、それともそういう相談がただ単にふえていったのか。その辺をお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 いきいきの中井でございます。よろしくお願ひいたします。

22ページのいきがい対策事業の教室等の案内ということでよろしかったですか。現在はホームページ等には掲載してないということですが、先ほどからもおっしゃってましたように、今後また多くの方に少しでも知っていただいて、少しでも多くの方にご利用いただけるように、ホームページなり広報なりでどンドンアピールしていくことを考えていくことは必要だ

と思いますので、来年度からはまた考えていきたいと思います。ありがとうございました。

増田委員長 井上課長。

井上子育て福祉課長 子育て福祉課の井上でございます。

ただいまの2点目のご質問のご回答をさせていただきます。おっしゃっていただきました報告書なんですけれども、報告書の23ページ、児童手当、こちらは3番目の分です。6億7,551万円プラス、隣の24ページ、4番目、児童手当特例給付、所得制限超えというところ1,137万円、こちら両方足しましての金額を決算書には書いてございます。

以上でございます。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。杉本委員のご質問にお答えいたします。

平成29年度と比べまして、平成30年度は相談件数は、おっしゃるとおり増加しております。これにつきましては、例えば、教育相談におきましたら、こちらは平成29年度と比べまして90件ほどふえてるんですけども、学校にも巡回相談で臨床心理士を行かせているんですけども、例えば、学校で子どもの様子の対応をとりながら、親御さんの相談をこども・若者サポートセンターの方で対応をとるという連携が上手に進むようになってまいりました。あるいは、家庭児童相談につきましても、例えば、健康増進課で健診等でいろいろ課題がわかってきたお子さん方についてご紹介いただいて、うちの家庭児童相談室で家庭相談員に相談するというようなことができるようになってまいりました。発足しまして昨年度3年目を迎えて、いろんな各課、あるいは各機関との連携が上手に動き始めてきた兆しと考えております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。いきがい対策事業の方は、今お約束いただいたと思って、次、ホームページをリニューアルすると聞いてますので楽しみにしております。陶芸教室とか、他市とかに行ってる人も結構いたはると思うんです。これをやってることを知らない人もたくさんおられると思うので、ぜひホームページで見えすぐわかるように、簡単に市民の皆さんがわかるようお願いいたします。

次の児童手当は、単純にわかりました。すいません、そういうことですね。ありがとうございます。

そして、こども・若者サポートセンターの件ですが、それは、皆さん努力してもらって、逆にそうやって窓口を広げてもらった結果やと思って、大変感謝しております。

あと1個だけ、(2)番の、先ほどの相談事業の下の巡回相談、就学相談とあるんですけども、一番右の中学校、これは去年なかったと思うんですけど、今回からできた、これは何か声があっただけできたということなんですか。この辺だけ教えていただきたいです。

増田委員長 川崎所長。

川崎こども・若者サポートセンター所長 こども・若者サポートセンターの川崎です。杉本委員のご

質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、中学校におきましては、これまで巡回相談をこども・若者サポートセンターからは入れておりませんでした。といたしますのは、中学校には奈良県費のスクールカウンセラーが年間17回入っておることが実態としてありましたので、巡回相談という形では入れておりませんでした。特に学年が上がるにつれましてカウンセリング、教育相談のニーズは子どもたちの中で高まってまいります。低年齢の、例えば幼稚園、保育所、あるいは小学校低学年のお子さんにつきましては、カウンセリング、教育相談、面談というよりも行動観察を通して直接日ごろかかわっておられる保育士や先生方へのコンサルテーション、助言でありますとか、あるいは学級運営と一緒に考えさせていただくということが多々あるんですけども、小学校高学年から中学生になってきましたら、その子どもたち自身の面談、カウンセリングということが必要になってまいります。そういう視点から、またこども・若者サポートセンターがマイナス1歳から40歳までおおむね40年をサポートするためにも、子どもたちが中学校の間、こども・若者サポートセンターが直接かかわらないということは課題の1つとして以前から感じておりました。

また、教育委員会からも、中学校にも巡回相談を入れてほしいという要望は以前からありましたので、昨年度から中学校にも臨床心理士の巡回相談員を配置させていただいたような次第です。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 すばらしいご答弁ありがとうございます。子どもたちにすごい力を入れてもらってるのわかる資料やと思います。引き続き葛城市の子どもたちのために頑張ってください。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 衛生の方に入っていきたいと思います。81ページ、環境衛生費の関係ですけども、負担金補助の中で再生資源集団回収助成金、これは毎年聞いているわけやけども、かなり年々減ってきてる。平成29年は900トン、これは今年の実績で530トン減ってきてる。これは、団体数がそのぐらい減ってないわけやけども、子ども会で収集してると思うんやけども、子ども会の人数が減ってきてなかなか収集ができない、こういう実態で減ってきてるのか、行政が段ボール、新聞を、我々のところは毎週水曜日かな、集めてる。それで減ってきてるのか。毎年同じようなことを聞いているわけやけど、その辺の分析がどうなってるのか。

それから、同じく81ページ、8目の火葬場ですけども、全体としてリースの炉が新しい、平成30年、2基、旧の炉がまだ1基、合計3基で、これを見ていったら、その燃料費をいつも計算するわけやけども、昭和62年当時につくった炉も今も、石油の1体当たりの燃料費がほとんど変わってない。何でかなと。新しい炉になったら、省エネやないけども、減るのかなと思ってたら、なかなか減らない。こういうことがどうなってるのかということです。

それと、ここでも委託料と需用費、流用してはるわけやな。9万3,000円流用してはる。

この委託料の9万3,000円不足してますよ。この中に火葬業務委託料10万円がぽんと出てきてるわけやな。当初予算になかった。これは何かということと、13節の中に浄化槽の保守点検、あるいは消火器、石油貯蔵タンクというようなことで、もともとなかった。これは、設備等保守委託料の中に含まれてたのか。それとも、毎年するものではない。そやから、えらいこっちゃと、今年がその時期に入ってるねんということで入れられたものかということですよ。

それと、9目の上水道費は初めて平成30年で上がってきてるわけやけども、247万3,200円かな、これがなぜ上水道の方に支払いされてるのかということをお尋ねしたいと思います。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目ですけども、集団回収の状況でございますが、再生資源集団回収に関しましては、現在、子ども会等の地域団体にご協力をいただいておりますが、その回収量並びに助成金額でございますが、平成30年度におきましては、47団体の53万319キログラム、265万1,595円でございますが、暫時減少傾向になっております。その理由でございますが、少子化等の原因による実施団体の変化及び情報の電子化により新聞をとらない家庭の増加、また、子ども会の手伝いがなく、委託業者に収集をしてもらっている子ども会が助成対象外になったこと等が考えられます。

2点目ですが、火葬場の燃料費でございますが、平成28年度から順次火葬炉入れかえの作業を行いまして、火葬炉の方も大型になりましたので使う燃料も若干ふえたということでございます。

次に、火葬業務委託料の10万円でございますが、去年7月29日に、台風12号の影響により火葬場への電線が切れたため、火葬場が稼働できませんでした。そのため急遽大和高田市営斎場に火葬を1件委託した分の10万円でございます。

以上でございます。

増田委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

一般会計の目ではございますが、これ、たしか水道ビジョンの策定の補助金か何かであったのではなかったかなと思うんですが、すいません、上下水道部のご審議の折にもう一度お尋ねいただければと存じます。直接的には一旦は一般会計をっておりますけども、ただ、会計ごとにご審議いただいておりますので、それは、委員長、具合悪い……。すいません、確認させていただいて、またご報告をさせていただきたいと思います。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から答弁いただきました。集団回収については非常に難しいというか、新聞をとらないところもある、1つの原因やと思いますけども、当初の目的です。なぜ補助金も出してまで集団回収するのか。その目的は知っておられると思います。小学生の教育の一環という形で、リサイクルできるものはリサイクルしていくんやと。そういうことの中で1円から始まって、3円になって、5円になってと、こういう過程はあると思います。今ずっと5円で来てるわ

けやけども、新聞、雑誌のことですので、有償で引き取ってもらう場合、あるいは無償で引き取ってもらう場合、逆にお金を払うて引き取ってもらう、時代によっていろいろ変わってきた。それによって助成金も変わってきてるわけやけど、今は、例えば、1トンなら1トン持って行って、新聞なら新聞を売ったときに幾らかのお金が入ってきてるのか。それプラス市の補助があるのかということも検討していかないかんと思うし、例えば、極端な話、5円のやつを10円にしてもうたらわしら集めますねんというふうになるのか。その辺もふえるような方法を何とかならんのかなということで毎年聞かせてもらっております。

それから、火葬炉、燃料費にふれられたわけやけども、大型炉になっても燃料費は、ほとんどバーナーの大きさは変わりません。ですからふえないやろうなと私は思うてるし、設置して30年余りたってるわけやから、旧のやつは燃料食うのはわかるけども、新しくなってきたらもっと減るのかなと思ったから毎年同じことを聞いてます。しかし、新しい炉になっても燃料費はほとんど変わらない。大体今まで45、6リットルで来てるけど、単純にですよ、ここに書いてくれている石油のリットル数を遺体の数で割ってるだけやから、きちっとした数量は出えへんけども、大体えろう変わらんぐらいの燃料やなと思います。

それと、火葬業務委託料、台風で火葬場を使われへんかった。1体、大和高田市にお願いをしたということですね。今言うたはるように、それが7月やったんかな。また同じことを言うけども、7月にそういうことがあったとしたら、委託料の中で次の補正まで泳げるやろう。金はあるやろう。それに、これが出たからいうて7月やって流用する。まず1点は、これが正しいのかということをお願いのと、大和高田市に行ったら10万円と言われたけども、過去のことを知ってはると思うねん。大和高田市の火葬場をつくるときに、大和高田市にもお世話になった、御所市にもお世話になったということで、葛城市の火葬場、地元に話して受けていただいた、そのときの記録があると思う。4万円で受けてるわけやんな。前にも言うたと思うんや。それが、前にも大和高田市に行ったときに10万円。それは、数が少ない、多いは別として、近隣の正式な応援協定はないけども、暗黙の中の協定はあるはずや、御所市にしても大和高田市にしても。以前はきちっとした協定があったはずや。それを、葛城市が受けるときは4万円で何百と受けてきて、1体やさかいいうて10万円払いまんねんというたら、これはいかなものかなと。請求する方も請求する方なら、払う方も払う方ではないのかな。何も昔のことをわしがよう知ってるということやないけども、恐らくそれはあるはずや、担当課に。その辺を、今これは払うてしもうてるさかいにやいやい言うてもしあないけども、今後、機械のことやからいつ悪うなるかわからん。いつ台風が来て停電するかわからん。そういうようなときには、お互いやないけど、もし、なかったら、私は協定を結ぶべきやと思います。例えば、大和高田市もそういうときになるかもわからへん。葛城市受けてくれ。例えば御所市の場合もあかんかったら葛城市受けてくれ。そのかわりにうちも受けてくださいよと。私は協定を結ぶべきやと思います。

今初めて大和高田市に頼んだんではないやろう。私、ここへ来させてもうて10年になるけども、何回か大和高田市へお願いしてはる。そのごとに、私は高いと、おかしいと言うてきたけども、今こういう状態になってるのやったら、何も聞き入れてもらえなかった。そやか

ら、私は協定を結ぶべきやと思いますけども、その点どうですかということ伺いたいのと、今、副市長から答弁あったように、ここで組んであったから、火葬場がどこか水道漏れたのかなと。漏れて急遽今年だけ執行してはるのかなと思ったから聞かせてもうた。水道のところで質問ということになれば、覚えてたらまた聞かせてもらいます。それだけ答弁いただきたいと思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

先ほどの岡本委員のお問い合わせの一番最後の部分でございますが、水道の方の決算書を確認いたしまして、先ほど水道ビジョンと縮めて申しましたが、水道事業経営戦略策定に係る他会計補助金ということで一般会計から水道会計に補助金として出しているものでございます。このご答弁でよろしければ、あとは水道の中でご審議いただければと存じます。

以上でございます。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

火葬業務委託料の大和高田市への10万円の支払いでございますが、大和高田市へは火葬の前に支払うということになっておりますので、前払いという形で急遽流用させていただいて、支払いということで処理させていただきました。

近隣との協定につきましても、こちらの方でまた研究させていただいてと思います。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今3回目で答えもらわれへんけど、そんな回答してくれたらあかん。ということは、急ぐのはわかるやん。予算ないのやったら流用もじゃあないちゅうねん。節の中のお金あるわけやんか。委託料にしたって年間ぼんと払うてるわけでも何でも、それを流用せえと俺言うてるのと違うで。テクニックやん。そやから、きちっと議会に対して、ごまかすのやないけども、こういうことを補正させてほしいと言うべきやろうということ俺は何遍も言うてるわけや。使い方がええとか、あかんとかいうこともあるけども、考え方やねん。そやから、私は、今言うように、そう言われたら、生意気なことを言うのやないけど、安易に今要るねんと、ここにあるからこれにせえと、例えばそんなことをされたらかなんから、何遍も流用を言うてるわけやん。そやから、お互いに今後それを気づけてくれたら、何もそんなやかましくとやかか言うつもりはないわけやけども、そういうことでただしていきたいと思ってます。

今言われた協定の話については、課長独断でしますともできへんとも言われへんから、市長ともよう相談していただいて、葛城広域で組んでるわけやから、広域の中で1つの事業として取り上げよということやなしに、いろんなことがあるわけや。地域の連携をとるということが一番大事や。今消防でもそうやん。広域になったけども、広域になる前でも皆協定を結んでるわけやん。応援協定もしてる。そやから、災害はいつ来るかわからんし、今言うたように、災害が来て、火葬できませんねんと、あるいは火葬炉のバーナーが悪うなりまして

んと、これが絶対ないという保証はないわけやから、私は結ぶべきやと思う。内部的に理事者も交えて相談してもうたらありがたいと思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

午前中からずっと継続して再三再四予算執行についての理事者側の姿勢について岡本委員から貴重なご意見を賜っているところでございます。先ほどの子育て福祉課長の答弁も含めて、多少担当課長の答弁の甘いところもございまして、十分にお伝えできてないところもございしますが、基本的にはその時点、時点で予算の各節の執行残を見ながら、それでも緊急性の方が優先すると、なおかつ金額的にそんなに大きくないと、いろんなことを総合的に勘案しながら、それでも対応しなければならないときは、個別1件1件ごとにそれぞれ市長の決裁をとって執行しているわけございまして、決して何でも自由に使っていいということをお願いしているわけではございません。

それから、逆に申し上げますと、執行残があったとしても、それはたまたま結果として残った話でありますので、それを、同じ節であれば当初予定していなかったものにどんどん使ってもいい、これも思っておりません。基本的には執行の中で執行方法を工夫して不用が出れば、これは当議会でも既に、ある意味既にお褒めもいただいたところもございしますが、翌年度以降の財政運営に向けてきちっと不用額として残すようにということも含めて執行管理をしておりますので、そのあたりは、まずは岡本委員から再三再四にわたりましてご意見いただいておりますことの趣旨につきましては、十分重いものとして理事者側では受けとめて、これからもやっていきたいとは存じますが、先ほど来、担当課長の説明の甘いところもございましたが、そのタイミング、そのタイミングで節の残のない中でどうしてもやらないといけないと、あるいは執行残はあるんだけど、すぐさま使わなければいけないので、それは使えないといったものも含めて、それはその時点、その時点で判断をして執行しておりますので、そのあたりにつきましては、一事が万事というふうなとらまえ方ではなくて、決して我々ルーズに執行しようというつもりでやっているわけではございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 認めます。

岡本委員 そんなけんかを売るような話ばかり何ぼでも言わんなん。わしは何も言うてない、根性悪うして言うてるのと違うっちゅうねん。議会に対する考え方も持たなあかんということ言うてるわけや。そやから、何もむやみやたらに言ってるというのやない。そやから聞いてるわけや、考え方を。今、副市長言うてるように、みんな職員そういう行動をとってるのやったらええけども、それやったらそれで、コンプライアンス研修してるのやったら、これも細かいことをきちっと、松山副市長はプロやから、事務もこういうふうにしなさいよと指導してやってくれて言うてるんやから、指導してやってくれたらええわけやん。私は、法律に違反してるとかどうの、そんなことを言うてるのと違うっちゅうねん。議会で予算をみんな審議して通してもうてるわけやん。通してもうてるというような言い方は悪いか知らんけど、

そやから、議会のことも考えなあかんのちゃうかということのを俺は言うてるわけやん。法的にこう言うてまんねんと言われたら、法的に俺はあかんと言てない。そんな議論を何ぼしたかて、俺も言わんところと思たかて、言うなら、また次に出てくるさかい、これ言わなしゃあないようになるでっていうねん。そんなこと一々副市長から、俺、答弁もらおうとは思てないから、担当課長に聞いてるねんから、それは答弁してくれはってもかまへんけども、してくれたら何ぼでもそれにこっちも言わんなんようになってくるさかいに。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 今話題になってることはさておいて、もう一度関連で火葬業務委託料について少しお伺いします。言ってみれば、これは、大和高田市は市外の受け入れについては10万円、市内の火葬については恐らく5万円、半額だろうと思います。葛城市は、市内が2万円です。市外の方を受け入れたら4万円となってるわけです。そうすると大和高田市と葛城市では当然、相合意あった場合金額の差が出てくるということで、協定ということで岡本委員おっしゃってるんだろうと思いますが、ここで聞きしたいんですが、火葬業務、これ10万円払いましたと、市のお金で払ってます。これは、火葬された方から市は何ぼかいただいて、歳入の方に入っているのでしょうか。そのことについてお伺いします。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

火葬をした方につきましては、2万円をもらっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ですから、8万円が市のお金から出てるわけです。これは、今後災害が起きたときに大変なことになりますよ。だから、そこをしっかりと協定を結んでおいてほしいということで岡本委員おっしゃってるわけですから、この点については、ぜひ検討をよろしくお願ひします。

増田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 83ページ、塵芥処理費の関係ですけれども、今、委員長から、関連あるんやったら一緒にいけということやから、焼却残灰の運搬処分委託料、それから埋め立て処分委託料、これを別々に払うのはわかってるんやけども、この実績を見てますと、残灰のトン数が運送のトン数とフェニックスに処理したトン数が合わんように思うんやけども、これを見ておったら、運搬の場合は1,430トンかな。フェニックスが1,782トンぐらいになると思うんやけど、例えばトン数が違うとったら、なぜ違うのかということをお教えしてもらいたいと思います。

それと、焼却場が新しくなったわけやけど、平成29年から始まって、全体の処理量が去年1万199トン、平成30年が1万1,533トンという形で、単純計算できませんけども、1,330トン余りふえてる。そのふえてる理由が、きちっとしてはると思うわけやけど、問題になるのは、直営というのか、一般収集は家庭から出るごみやんな。この持ち込みごみがふえてるのか。あるいは今言うてる問題の他町村から葛城市の方に来てはしないのか。処理量が市町村によって変わってる。だから、どうしても安いところへ流れていくということでふえてないの

か。その辺が私も去年との比較ができへんかったから、ここに詳しくは、直営で3,462トンとか、許可業者は2,600トンとか書いてくれて何ぼとなってるわけやけども、大体年間のうちに持ち込み業者の検査というのか、俗に言う、ぶっちゃけというのか、これを大体何回ぐらいやってはるのかということです。何もその業者のことを疑うたらいかんわけやけども、そういうことをしないとかなりよそのごみは入ってくるというようなことがあるので、例えば、今言うたように、ふえてる要因がそれやとなるのか、断言できませんよ、大体そうであるのかなというのか、一般ごみが出てくる量がふえたのか。1万1,533トンに対してどれだけの残灰が出てくるのかということから教えていただきたいと思います。

それから、84ページ、一般廃棄物収集運搬業務委託料4,852万円の中身はわかったはると思うけども、ここでこの制度が、いつまでこれをずっとやっていかないかんのかということです。期限はなかなか難しいと思うけども、これは、旧當麻町のし尿の関係でこうなってる。この分もいつまでいけるのかということです。

それから、一般廃棄物処理委託料が当初予算から約倍ほどになってるということやけども、なぜふえたのかということと、その次に、運營業務検討委託料378万円、これは恐らく炉の運轉業務の、今後どうしたらいいのかということの委託だったと思うんやけども、これに基づいて、来年度になると思うわけやけど、それできちっとどういうふうにするかという方針ができてるのかということをお聞きしたいと思います。

とりあえずこのぐらいにしとかなあかんやろう。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。よろしくお願いたします。

まず1点目の、フェニックスの運搬料、それから処分費の違いでございますが、埋め立て処分費の方に処分費プラス不燃物という形で52トンが入っておりますので、そこで金額の誤差、重さの誤差が出ております。

それから、2点目でございますが、あとは展開検査でございますが、定期的な形では行っておりませんが、2、3カ月に1回ぐらいのペースで今のところ行うようにはしております。当然それを行うことによって不適切なものが出てきております。そういうときにはこちらの方から注意等させていただけるような状態でございます。

それから、一般廃棄物処理委託料の金額がふえておりますのは、昨年、台風で処理困難物が多数出ておまして、その分の増額となっております。

あと、一般廃棄物の収集運搬委託、こちら、當麻地区を行っておりますけれども、それは昭和52年制定の合特法によりまして今現在もずっと行っておる状態でございますが、期間につきましては、今のところ期限は切っておりません。今後その辺を検討していく課題と考えております。

それから、あと、昨年の360万円ほどの運營業務検討委託料につきましては、こちら、今3年間、瑕疵担保つきで新しい炉、今、當麻にありますクリーンセンターの運營業務を行っていただいております。それが来年度3月いっぱい切れるに当たりまして、新しく契約を交わしていくということで、それに向けての、どんな業務体系がいいかと、包括支援業務も

含めた中での検討をしていただいたということで報告いただいております。その報告をいただいた中で、今月9月に、さらに包括支援業務という形で実際にどのような業務がありますかということ、それから設計をご依頼しております、それが11月末を予定しておりますが、そちらの方である程度業務内容等、それから設計が上がってきます。そちらの方を検討させていただきまして、来年度4月以降に向けての契約を考えている次第でございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 課長から答弁いただきました。フェニックスには残灰と不燃物が入っていると、収量が多いということやけど、運搬のそこには不燃物が入ってないわけ。フェニックスまでどないして運んでんの。例えば、運搬は残灰だけ積んでまんねんと、向こうの処理は不燃物が入ってまんねんというたら、不燃物はどないして運んでんの。後で答えてくれたらええけども、それから、一般廃棄物の処理については台風の関係でふえたと、こういう答弁やな。そやけども、委託料全体から見たら、ある程度運搬料も予算はこれだけ組んでるけど、入札で下がったからその金はありますよ、そやからそれを使いましたと、こういうことやねんな、考え方はな。合特法の関係、これは何年ごとに契約してるのか。それで、いつかわからへんということやけども、5年となってるけども、契約するときはどうするんやということをきちっと協議してしないと、ずるずるずっと行かれたら、合併して15年や。当初のときからいったら20年からなってるわけや。果たしてこれが、あんまり言うたら業者に怒られるかわかんけども、それが妥当かどうか。あとまだ5年いきまんねん、10年いきまんねんというのが本当に正しいんかということも、近隣も調査しながら決めていく必要があるんやないかなと思います。

それと、クリーンセンターが来年3月で期限が切れると。それに向かって平成30年で業務委託をしたと。平成31年でも委託を組んだるわな。それが9月に発注しはったと思うわ。それかもっと早く発注したんかいな。9月に発注したん。11月に出てくるわけや。えらい早う出てくるなということやけども、新年度のことを言うたらあかんけども、この辺でついでにまた言わしてもうたら、4月から始まるねんから、発注するのは今9月やそこらに発注せんと、少なくとも5月、6月ぐらいに発注をして……。

(発言する者あり)

岡本委員 当初委託組んであったやんか、平成31年。当初やろう、そうやろう。副市長、じきにぼんとしゃべらんと、俺な、根性悪で言うてるのとちゃう言うてるんや。そやから、平成31年のことを言うたらあかんけども、今後するんやったら、忙しいのはわかるけども、早う契約をする、こういうことは大事やと思うし、今の話であつたら、来年4月にはきちっと、同じ業者か新しい業者か知らんけども、決めて、稼働できるという見通しがあると、こういうことやねんな。そういうことで一応回答してもらいたいと思います。

増田委員長 前村部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村です。よろしく願いいたします。

ただいま岡本委員からおっしゃっていただいておりますクリーンセンターの来年度からの運用につきましては、6月議会で梨本議員からも一般質問いただいて、ご心配をおかけしている

ところでございます。今回この仕様についての令和元年度の予算発注の仕様の作成についての予算のときの説明、そして去年の、今、決算審査いただいておりますときの予算特別委員会での説明等をあわせて、今説明させてもらいたいですけれども、3年の瑕疵担保がございました川崎技研に運転業務自体を委託しております。それを、運転業務あるいは修繕、保守、工事、それから、もっと大きく言えば、大規模な工事、どこまでを長期包括民間委託という方法でもってしたらいいのかということとかも含めまして、市民皆様の大切な税金を使わせていただきますのでということで、この間時間をいただいておりますということの結果の報告書が仕上がってまいりまして、内部で検討し、理事者とも相談を重ねた結果を受けて、今現在9月に仕様書の作成について、焼却施設とリサイクル施設等の収集、あるいは梨本議員が6月におっしゃっていただきました直営の方法とか、いろんなことも検討しながら、こちらでこれが最善だろうという今の段階の枠組みで、来年度スタートできるべくその仕様書について発注をさせていただいた段階でございます。

よろしく願いいたします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤です。よろしく願いいたします。

先ほどのフェニックスの処分費の件ですけれども、こちらにつきましては、運搬量がございます。それプラス埋め立て処分の数値が合わないということでございますが、当初3年の契約の中に、組合との契約になるんですけれども、不燃物の処理ということで、そちらの方が組まれております。その分、これは組合の方で運んでいただいているんですけれども、昨年ですと不燃物52トンございまして、その分を足した数量となっております。

それから、合特法の関係ですが、今後いろいろとあると思いますけれども、こちらの方で検討させていただきまして、よりよい方法を考えていければと考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 わかりました。不燃物は組合で運んでるということ。残灰とは別に運んでるわけか。

(「そういうことです」の声あり)

岡本委員 そういうことで量が違うと。それで処理量が多いと、トラックの方は少ないと、こういうことや。金額は、今報告してもうてるように、例えば、運搬の方はトン当たり4,536円、向こうは決まってるわな、9,072円、これはこれでええわけか、金額は。

(「1万980円です」の声あり)

岡本委員 この9,700円というのは古いのか、フェニックスの処理料。運搬のやつは4,536円、合うてるわけか。

(「はい、そうです」の声あり)

岡本委員 量で割ったらこうなるさかいに。わかりました。

合特法については、なかなか即答はできへん、これは当然のことやと思うけども、これも近隣といろいろ連絡をとりながら決めていってると思うわけやから、きちっとそれもできるだけ、こんな業者に聞かれたら怒られるけども、市民からの税金やから、もし、切れるの

であつたら、切れる方向に検討してもらいたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、幾つかお伺いいたします。

まず、80ページの4款衛生費、7目環境衛生費の13節委託料であります。これは、循環型社会推進委託料と急速充電器保守委託料とあるんですけども、どのように予算の計上をされたのか。この金額の根拠についてお伺いしたいんです。

82ページ、同じく委託料なんですけど、13節委託料で清掃委託料及び警備委託料とあります。ここに決算額はあるんですけども、ほぼ同じ金額の予算額が計上されてるんですけども、金額を計上されたその根拠をお聞きしたいんです。あわせて、入札契約がどうであつたのかということも含めてお伺いしたいと思います。今ので2つです。1個1個別で2つとして、それから、84ページです。2目塵芥処理費の中にあるところでありますけれども、上からの2つ目の犬猫死体処理委託料であります。これ、475万3,080円となっております。これは、この間、予算でも決算でも私もほかの議員からも質問があつたところでもありますけれども、この件数です。何件でこの金額になつてるのか。できましたらその種類及び地域がどのようなものなのか明細をお聞かせください。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

まず1点目、警備委託料、それから清掃委託料でございます。こちら、予算額、それから契約額が余り変わらないということでの質問だったかと思うんですけども、清掃委託料はシルバー人材に依頼しておりまして、これは随契で依頼しております。ということで、正味の予算額ということでの契約ということになっております。

それから、もう一つ、警備委託料につきましても、セコムです。これは随契、平成29年5月1日からという形での契約になっておりますので、ずっと同じ額で推移していくような形になるかなと思います。そういう形での予算ということになっております。セコムにつきましては長期契約でございます。

それから、動物の死体収集運搬ですが、こちらの方、平成29年度、約195頭ぐらいでしたけれども、昨年度は245頭ということで、その分金額はふえております。この金額ですけれども、基本的には1体処理していただいて1万8,000円。ただ、発見できない場合も出てきますので、その場合は半額の9,000円ということでさせていただくと。それプラス、例えば、めったにないんですけど、鹿とかイノシシとか、大型の動物に当たりますと1万8,000円ではなく、ある程度そこに割増料金という形で、そこは協議をさせていただいてますけれども、上限といたしましては最大2万7,000円という形での計算となっております。

それから、種類です。今詳しい資料がございませんが、犬、猫、イノシシ、鳥、イタチとかいう形が多いです。それから、当然夜間ということになりますので、地域に関しましては、当然山麓線沿いでありまして、それから山手の方で、どこの大字ということではっきりした資料はございませんのでお答えできませんが、そういう形でふえておるような状態です。

一昨年よりも昨年の方がふえてるということでございますが、うちの方でも実際に収集、平日昼間に行かせていただいております。そちらの方は一昨年から数字はほとんど変わっておりません。にもかかわらず、夜間につきましてはふえております。ただ、これにつきましては、一応証拠といたしまして管理方法とかも提出いただいておりますので、今現状としては何らかの、自然によるものだと思ひまして、動物もふえておるのではないかと仮定されるころかなと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。よろしくお願ひいたします。

まず1点目ですけれども、循環型社会推進委託料の予算計上の根拠でございますが、おひさま堆肥としましてキロ当たり15円の6万キログラム、90万円と、NPO法人エコ葛城市民ネットワークへの人件費として合計263万6,268円を予算計上しております。

続きまして、急速充電器保守委託料の予算計上の根拠であります。これは、ふたかみパークと相撲館にそれぞれ設置しております急速充電器の保守点検料それぞれ43万2,000円の合計86万4,000円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

谷原委員 予算計上やなしに、根拠及び入札はどうなってますか。

増田委員長 根拠やて。質問趣旨が違いらしいですよ。

庄田環境課長 契約ですけれども、急速充電器の方は特殊な機械となりますので、随契で契約させていただいております。

循環型社会推進委託料につきましても、NPO法人エコ葛城市民ネットワークへ随契で契約させていただいております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 そこはほぼ決まった相手ということで、通年どおりの予算計上になってると理解させていただきました。それは置いときます。

犬猫死体処理委託料についてですけれども、これについても一度質問させていただきます。昨年度は1体1万8,000円としか聞いてなかった。ところが、今お伺いすると、割増料金もあるし、行って見て、いなかった場合8,000円も払ってるということも聞きました。これは今年度からやられている基準なんでしょうか。それとも、これまでもそうだったのか。それについて再度お聞きします。

増田委員長 白澤所長。

白澤クリーンセンター所長 クリーンセンターの白澤でございます。

ただいまの質問ですが、これは去年からということではなく、以前からも同じような状態で行っております。発見できない場合は9,000円でございます。これは全て税別になっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 意見だけになりますけれども、これは休日ですよ。金曜日の夜から日曜の夜にかけての、要は犬猫の遺体について、市民の方から庁舎に連絡がある。宿直員が受けて、それで業者に連絡をして、行ってもらうということでありまして。ちゃんと宿直日誌に記録が残ってるわけです。場所も残ってます。これ、1回場所もちゃんと点検してみてください。ほぼ同一地域に大体集約されてるとというのが現状です。私は、証拠物件としての写真も見ましたが、場所がちゃんとはっきりわかるようには写ってない写真も数多くございました。この件についてはちゃんと調べてほしいというふうに申し上げてきたんですが、しかし、私、近隣の市町村にお聞きしました。特に市関係です。大和高田市、御所市、それから橿原市、一銭もこんな予算は組んでません。一銭も組んでないんですよ、こんなお金に。これ、475万円ですか、昨年度に比べたら100万円近く伸びてる。過去から比べても急速に伸びてるお金です。これだったら宿直員をふやしてでも宿直員に行ってもらった方が安くつく。ほかの市町村はどんなことをやってるか見てください。こんな来年度予算組まれたら困ります、はっきり言って。これだけ予算が逼迫してきてる中で、私は、身を削る改革と市長はおっしゃいましたけれど、身を削ったら骨になって動けないから、我が党としては、知恵を出し、工夫をし、それができへんかったら汗をかくということで何とか節減していくと。これ、他市町村が出してないものを葛城市はいつまで続けるかということです、こんな形で。入札がどうなのかということもお聞きしたいところですけど、きょうは言いませんけれども、来年度に向けてこれを真剣に検討してください。これまで私は、適正に運用されるのがふさわしいと思って聞いてきたんですが、どうもそういう改善の余地もないので、これやったらこんな予算はやめべきだというご意見を申し上げて、終わりたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 関連やけども、今、谷原委員はこう言うてはるけど、2年ほど前かな、これが問題になって、急にふえたと。それが、宿直の人が電話を受けてやって、急にふえてきた。そやから、調査をしたら半分にぼんと減った事実があるわけやから、今、谷原委員が言うてはるのやったら、もう一遍きちっとせんと、どの業者か知らんけども、去年の倍ぐらいにぼんとふえてるわけやんか。普通は倍にふえるはずがないやろうと。災害とか起きてふえるというのはわからんことないけども、まして、休みのときにしか行かへんのやったら、だから、そこらはきちっとすべきやと思う。合併するまでは皆直営で行とったわけやんな。合併してからこれをするようになったけども、直営も、今言われるように、考える時期が来てるかわからん。それはよう調べなあかんと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、3款、4款の質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後5時12分

再 開 午後5時25分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5款農林商工費及び6款土木費の説明を求めます。

門口会計管理者。

門口会計管理者 続きまして、5款、6款の説明をさせていただきます。決算書の85ページをお開きください。5款農林商工費につきましては、全体といたしまして6億55万6,350円の支出でございます。また、8,561万9,736円を繰越しいたします。

1項1目農業委員会費につきましては1,020万5,652円でございます。主なものといたしましては、1節報酬753万6,000円でございます。

めくっていただきまして、2目農業総務費につきましては5,396万7,357円でございます。

3目農業振興費につきましては5,409万5,059円の支出でございます。また、3,792万2,736円を繰越しいたします。主なものといたしまして、15節工事請負費1,550万円、また、3,450万円を繰越しいたします。19節負担金補助及び交付金3,517万5,037円、また、342万2,736円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、4目経営所得安定対策事業費につきましては751万9,879円の支出でございます。主なものといたしましては、8節報償費360万円、19節負担金補助及び交付金249万7,413円でございます。

5目畜産業費につきましては337万3,920円の支出でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費237万4,920円でございます。

6目農地費につきましては4,241万7,970円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、15節工事請負費2,068万8,480円でございます。

7目休養センター管理費につきましては540万2,675円の支出でございます。また、2,181万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料216万8,697円、また、81万円を繰越しいたします。15節工事請負費につきましては、繰越明許費としまして2,100万円を繰越しいたします。

8目地籍調査費につきましては17万8,632円の支出でございます。

9目有線放送維持管理費につきましては99万8,988円の支出でございます。

10目団体営土地改良事業費につきましては3億2,410万5,893円の支出でございます。また、2,300万円を繰越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料2,171万8,800円、15節工事請負費1,594万6,400円、また、2,300万円を繰越しいたします。19節負担金補助及び交付金1,849万3,612円、23節償還金利子及び割引料2億5,958万3,808円でございます。

2項1目林業振興費につきましては602万7,181円の支出でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金271万8,400円でございます。

3項1目商工振興費につきましては4,263万9,613円の支出でございます。主なものといたしましては、19節負担金補助及び交付金1,673万7,120円でございます。

めくっていただきまして、2目観光費につきましては3,040万1,784円の支出でございます。

主なものといたしましては、13節委託料286万7,505円、19節負担金補助及び交付金840万9,360円でございます。

3目相撲館費につきましては1,922万1,747円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、11節需用費276万7,211円、15節工事請負費256万2,840円でございます。

4目プレミアム付商品券事業費につきましては、繰越費としまして288万7,000円を繰越しいたしております。

続きまして、6款土木費へ移らせていただきたいと思います。土木費につきましては、全体といたしまして20億3,891万9,701円の支出でございます。継続費逡次繰越としまして3億5,836万2,478円、繰越明許費としまして2億1,331万1,240円でございます。

1項1目土木総務費につきましては5,124万4,072円でございます。主なものといたしましては、13節委託料499万6,280円、19節負担金補助及び交付金439万8,520円でございます。

めくっていただきまして、2項1目道路橋りょう維持費につきましては5,000万9,943円でございます。また、700万円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料608万7,720円、15節工事請負費3,989万9,520円、また、700万円を繰越しいたします。

2目道路新設改良費につきましては1億5,302万1,629円でございます。また、835万1,200円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料1,264万7,880円、15節工事請負費1億3,303万9,800円、また、835万1,200円を繰越しいたします。

3目尺土駅前周辺整備事業費につきましては1億6,948万3,264円でございます。また、5,080万8,000円を繰越しいたします。めくっていただきまして、主なものといたしましては、15節工事請負費2,917万6,200円、17節公有財産購入費4,732万円、また、2,042万円を繰越しいたします。22節補償補てん及び賠償金5,881万円、また、2,538万8,000円を繰越しいたします。

4目国鉄・坊城線整備事業費につきましては4億9,089万5,556円の支出でございます。また、継続費逡次繰越3億5,836万2,478円、繰越明許費3,211万9,160円を繰越しいたします。主なものといたしましては、13節委託料3億5,242万1,200円、また、逡次繰越分としまして3億5,132万3,543円を繰越しいたします。14節使用料及び賃借料334万9,989円、また、逡次繰越分としまして656万3,801円を繰越しいたします。15節工事請負費としまして1億405万5,840円、繰越としまして3,211万9,160円を繰越しいたします。

めくっていただきまして、5目社会資本道路改良交付金事業費につきましては1億6,935万4,328円でございます。また、7,370万円を繰越しいたします。また、主なものといたしまして、15節工事請負費1億763万2,560円、また、7,370万円を繰越しいたします。

6目地域連携推進事業費につきましては、13節委託料としましては1,209万5,120円、また、890万4,880円を繰越しいたします。

3項1目河川総務費につきましては33万6,000円でございます。

4項1目都市計画総務費につきましては5,205万5,950円でございます。また、972万円を繰越しいたします。13節委託料としまして664万9,831円、また、972万円を繰越しいたしま

す。

めくっていただきまして、2目公共下水道費につきましては、28節繰出金としまして7億1,400万円でございます。

3目公園管理費につきましては1億3,196万8,251円でございます。また、2,270万8,000円を繰越しいたします。主なものといたしまして、13節委託料6,795万6,299円、15節工事請負費3,238万4,880円、また、2,270万8,000円を繰越しいたします。

4目吸収源対策公園緑地事業費につきましては3,628万6,552円でございます。めくっていただきまして、主なものといたしましては、13節委託料978万9,930円、15節工事請負費1,460万5,920円でございます。

5目街路事業費につきましては89万2,344円でございます。

5項1目住宅管理費につきましては727万6,692円でございます。主なものといたしましては、15節工事請負費439万200円でございます。

以上で5款、6款の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 よろしくお願いいたします。

まず最初、91ページなんですけど、8目地籍調査費の中の13節委託料です。地籍事務支援システム保守料という9万7,200円というのが上がってますが、これ、具体的に何かを言っていたらと思います。

それから、あと、93ページなんですけど、林業振興費の中の19節の中のナラ枯れ被害防除事業補助金というのが19万4,400円出ております。ナラ枯れは、私も知識が不十分なんですけど、ナラ菌という菌が原因でやっておられて、そうなってくると消毒とかするのかなど。どういうふうにしてやるのか、駆除するのかなということと、実績について伺いたいと思います。

それから、99ページです。3目尺土駅前のことについて全体のことで素朴な質問なんですけど、おとし12月議会の一般質問で、私、尺土駅のエレベーターについて、つけられないかという話をした当時、増井都市整備部長が、それは歩道があるからエレベーター設置はできないというふうにご答弁されて、そうかなと思ってたんですけど、例えば、もとのとおりのペースどおりしようと思ったらそうなってくると思うんですけど、変更というのが具体的にできるものか、できないものか、これは素朴な疑問なんですけど、それを伺いたいと思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

まず、地籍調査費の委託料でございます。これは、システム管理ということで、今現在は山林部の地籍調査の結果をこのシステムの中で管理させてもらっております。その保守点検というのがこの9万7,200円の費用となっております。

それと、ナラ枯れにつきましては、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌によりましてナラ枯れを起こします。これの枯れ木に発生するカエンダケの被害を防止するための事業で

ございます。平成30年度におきましては、本数にして6本、伐採材積が7.24立方メートルと、事業費としては19万4,400円ということになっております。このナラ枯れですけれども、実際今やっておりますのは、枯れた木を伐倒する、そのまま倒しておいて、現地に残置しておくという形になっております。

以上でございます。

増田委員長 松本部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。ただいまの吉村委員の質問でございます。

南側の話でございますね。仮設のエレベーターの話でございましたか。

吉村始委員 そうです。あのときは時期が少しでも早いことつけてほしいというのがあったので、つけられないかということだったんですが、それを含めて、例えば、もともとがパースどおりにしなければいけないものなのか、あるいは、また縮小ということも今後考えられるのだろうかということも含めて、基本的には早いことエレベーター……。

増田委員長 当初の計画と変更があるんですか、できるんですかという問いに対してお答えください。

松本都市整備部長 先日の委員会でも申し上げましたように、今、パース図がございますが、あのとおりに進める予定でございます。それで、エレベーターの位置も変更する予定はございませんが、そういうことでございます。

増田委員長 計画変更はできないということですね。

松本都市整備部長 はい。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 ナラ枯れについては、一応基本的には、例えば、江戸時代に火事が起こったら、家を倒して広がらないようにする。だから、木自身も傷んだ木を倒すことによって広がらないようにするという意味でよろしい、そういう理解ですね。ありがとうございます。

尺土駅についても計画変更はできないということで伺いました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 本日最後の力を振り絞って1つだけ質問させていただきます。

95ページの2目観光費、19節観光振興補助金400万円、これ、昨年と比べて170万円ぐらい上がってるんですけど、午前中にもいろいろ観光についてありましたし、トイレについても観光のためにいろんなところの施設を改良してくれてるんですけど、この経済効果というのはどういったものを目指してはるのかと、あと、もう1個が、昨年ですか、僕、予算か決算かどちらか忘れましたが、インバウンドと観光客というのは、目標を持ってどういうことをするためにこういう施設が要る、こういうことが必要だというふうに持ってくださいとお願いしたんですけども、その後どうでしょうか。この2つをお聞かせ願いたいです。

増田委員長 吉村課長。

吉村商工観光課長 商工観光課の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいまの観光振興補助金でございますが、昨年度より170万円ふえておるというところでございますが、大きな要因といたしましては、けはやまつりに関連する事業に係る費用で

ございまして、この費用のうち120万円ほどになりますが、昨年度まで生涯学習課で採択されておりました国民文化祭補助金という部分での活用ということで、平成29年度まではその補助対象として運用をされておったところでございます。それが補助対象が切れたということになりまして、平成30年度から、まず、けはやまつりに係る分が費用としまして120万円ほどアップさせていただいたというのがまず1点と、あと、日本遺産に関連いたしまして、街道の活性化事業の関係が、平成29年度は30万円の予算で運用しておりましたところを、20万円増加させていただきまして50万円ということがございます。

あと、それ以外には、観光振興関連といたしまして、蓮花ちゃんの活動事業について約30万円のアップということで、トータルいたしまして170万円の増加というようになっているのが今回のこの決算におけます差額の要因でございます。

それから、この関係の経済効果につきましては、インバウンド客につきましては右肩上がりでありまして、平成30年度につきましては約1,500名のインバウンドのお客様が相撲館の方においでいただいたというようなことでつながっておるのかなというところで解釈させていただいております。

あと、目標数値の点でございますが、現在目標を掲げるべき部分ではございますが、具体的な目標数値というのは現在持っておらないのが現状ですが、いずれにいたしましても、更に右肩上がりになっていくように努力して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 右肩上がりかどの上がり方かわからない。平成29年度はインバウンドはどれぐらいやったのかと、あと、昨年度も僕、多分同じような答弁をいただいたと思うんですけども、民間とかやったら目標を持って、それ目指していろいろ改善していくという話になると思うんですけども、やみくもにやってるように映ってもあれなので、今回はちゃんとした目標設計というか、それをある程度でも言えるようにしていただいて、そのためにこういうトイレの改修も要ると説明できるように、前回も同じことを言ったと思うんですけども、お願いして、平成29年度から平成30年度、平成31年度の目標などあればお聞きしたいです。なければいいです。よろしくお願いたします。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 インバウンドの外国人来場者の数でございますが、平成26年度が175名、平成27年度が230名、平成28年度が391名、平成29年度が742名、平成30年度が1,438名という実績がございます。来客の国といたしましては、以前は台湾が多かったんですが、平成29年、平成30年と中国、アメリカの方からの来客数がふえております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。ふえていってるのは僕お聞きしてたので、それは改めてありがとうございます。いろんな国の方も来られてるというのも聞いてますし、ただ、僕が言いたい

のは、目標を持ったらもっとふえるんじゃないのという話をしたいだけなので、次聞くときはよろしく願いしておきます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、86ページ、農業総務の中の報償費、当初予算35万2,000円、3月に8,000円に変更してある。俗に言う、支部長の報酬を組みかえたのかなと思うたり、その理由と、それから農業振興費の関係ですけども、87ページですけども、工事請負費、「當麻の家」、これ、繰越しされてるわけやけど、今までの進捗がどのぐらいされてるのか。

それから、負担金補助及び交付金の中の大和平野土地改良区負担金、行政というのか、葛城市が大和平野を負担する。反当たり200円かな。この分の面積、結果的には572町となっているわけやけど、当初予算は580町、これだけ減ってるのと、それから比較の中で、次の88ページの大和平野土地改良区賦課金に係る補助金、農家に支払う3分の1分です。この面積については511.72ヘクタール、この分について市内にある農地の面積、これは全部行政が200円払いますよ。3分の1については、ここに住所を有する人に対して助成しますと、こういうことやと思うんです。その面積がそういうことやからきちっと合わへんと思うけども、この面積が、いつも聞くねんけど、どうも年によってある程度の増減というのか、あるので、きちっとつかみにくいのやろうなと思ってます。ということは、全体の農地が何ぼあるねんと。そのうちの大和平野の関係は何ぼあるねんと、こういかなんから、その辺が大和平野との関係が合わへんのかなと思います。

それから、農業振興費に行きますわ。日本型直接支払制度、資源向上活動等という補助金があるわけや。これ、100万円ほど当初から減ってるわけやけど、その面積が減ってるという解釈でええんかい。

それと、経営転換協力金交付事業補助金、新年度初めて出てきてるわけやけども、当初これは80万円あったんかな。それが34万円と減ってるから、資格者というのか、これが非常に少なかったんやろうなと。

それと、環境保全型農業直接支払事業交付金も金額が少ないんですけど、8万円が3万2,000円になってると。これも平成30年度からの新しい補助金であるわけやけども、それぞれ内容について教えていただきたいと思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしく願いいたします。

まず、農業総務費の報償費8,000円ですけども、これは、農業委員会がやっております農地利用状況調査に対しまして、委員さんだけでは不明な点もございまして、案内をしていただくということで支部長をお願いした分でございます。これが4,000円の2人分です。

それと、大和平野土地改良区の負担金と賦課金ですけども、これは、負担金は、議員おっしゃられたように、属地主義といいまして、その土地の面積に対して負担していくということになっております。これは1反200円となっております。

それと、賦課金の方ですけども、これは属人主義といいまして、人に対しての面積ということになっております。これも5,200円の3割が補助金として支払ってるという形になっております。

これの面積の違いですけども、年々転用とかがございますので減ってはっております。これは、そういったように脱退していく農地が多いということで減っていったということになっております。ただ、この面積の違いといいますのは、一部水道課が負担しております受益地が含まれておりますので、この面積の違いというのが出てきております。

それと、日本型直接支払制度です。これは、国土の保全や景観形成など多面的な機能をしておる農業に対してですけども、それを維持して、環境保全また農業施設の長寿命化に対する活動であります。これも金額が減ってるというのは、対象面積も中には減っていったところもございますので、最終見直した対象となる農用地面積を算出してこの金額になっております。

それと、「當麻の家」の工事です。これは、駐車場整備工事をやりまして、繰越しはさせてもっておりますけども、5月末で完了しております。

環境保全型農業直接支払事業交付金は3万2,000円ですけども、これも対象面積が減っておりますまして8万円から3万2,000円という実績になっております。この事業としましては、環境保全の取り組みだけではなく、消費者が重視する食品安全や生産者みずから身を守るための労働安全などに取り組む農業に対しまして支払われる交付金であります。平成30年度より、食品安全、労働安全、人権保護、農業経営管理の項目に取り組む国際標準GAPの実施が交付要件となっております。

経営転換機構集積協力金34万1,000円ですけども、これは、農地中間管理機構へ農地を貸し付けた場合に一定の要件によりまして支払われる協力金であります。平成30年度におきまして経営転換協力金と耕作者集積協力金というのがあります。経営転換協力金につきましては、機構に農地を貸し付けて経営転換やリタイアした場合、当該農地の所有者及び農地の相続人に対して支払われます。今回4名の方、14筆、1万2,022平方メートルで29万2,500円が支払われています。それと、耕作者集積協力金につきましては、機構が借り受けた農地に隣接する農地の所有者または耕作者が、当該農地を機構に貸し付けた場合に支払われるものがございます。平成30年度におきましては3名の方で14筆、9,775平方メートル、金額としましては4万8,500円となっております。合計で34万1,000円という形になっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、答弁いただきました。農業総務については、利用状況の調査に、農業委員だけではわからんから支部長を一応44人張りつけたけども、2人出てもうたと、こういうことやねんな。それで減額をしたと。

それから、農業振興費、「當麻の家」につきましては5月に完成したということですか。

大和平野につきましては、言うたように、この中にある土地の面積と所有者の違いがあるということやけども、年間8ヘクタールぐらい転用されてるんやろうな、減ってるということ

とは。それは、農地の転用と大体面積は合うわけやんな。きちっといかへんにしたかて、こっちで8ヘクタール減ったら、大体農業委員会で8ヘクタールぐらい転用されてるということ、即にはつながらへんのやろう、後でええけど、と思う。

それと、日本型については、面積の減少による減額やと、こういうことやな。

それから、経営転換の分について、中間管理機構、経営転換という形の中で若干ふえてるというのは、当初予算よりも面積とかそんな関係がふえたと、こういうことやねんな。わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 87ページです。3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金の中の上から3行目、北葛農業使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金というものですけれども、この事業内容についてお伺いしたいと思います。農業をやっているとハウスのビニールとか、あるいはさまざまなプラスチックごみが出てまいります。そういうものに関係してるのかなと思うんですけど、その辺についての負担金の積算とか、この量によるのか、どうなってるのかということをお聞きします。事業内容とその点をお聞きします。

それから、90ページの6目農地費、19節負担金補助及び交付金のところですが、土地改良事業補助金ということで423万円ほど決算出ておりますけれども、当初予算が800万円ほどありましたので、執行が半分ぐらいになっているのは結局そういう希望がなかったということなのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、3つ目ですけども、93ページのところ、先ほど吉村委員が質問あった、ナラ枯れの件なんですけれども、これは一昨年からずっと継続してると思うんですが、当初予算は150万円余りになってたんですけども執行が19万4,400円ということで、当初からお伺いしてるのは、全てのナラ枯れについての対処ではなくて、林道とか登山道に倒木等がある場合のみやってますということを知ってましたので、恐らく事業としてはもう終わりかけになってきているのかなとこの金額を見て思ったんですけど、ナラ枯れに対する対処の進捗が、予算に対する執行額が少ないので、その点についてお伺いします。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、北葛地区農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会負担金ですけども、これは、北葛地区におけます農業用使用済プラスチックフィルムの適正処理を図るために回収システム構築と再生処理を推進いたしまして、環境の保全と施設園芸の健全な発展に資するということを目的としております。内容としましては、排出の量の把握、それと回収の計画の策定、回収方法の検討、啓発、適正処理に関する調査ということになっております。新庄農協と當麻農協、地区が2つに分かれてるんですけども、これの3分の1を負担するという形になっておまして、新庄地区の方で75万9,240円の3分の1で25万3,080円、當麻地区の方では34万1,880円の3分の1で11万3,960円、合計で36万7,040円という形になっております。これは、使用量に応じて支払うという形になっております。

次に、農地費の土地改良事業補助金ですけれども、これは、おっしゃるように、申し込みが確かに少なかったということでございます。地区としましては、尺土、北道穂、勝根、忍海、中戸、太田2カ所、寺口、西辻、山口、弁之庄と、こういう11カ所の大字に対しての補助を2分の1やっております。

それと、ナラ枯れにつきましては、平成30年度に関しましては、個人が事業をされて、それに対する補助という形になっております。また、以前は市が事業主体になってやっていくという形でしたけれども、平成30年度だけ個人がするという形になっておりまして、今年度からまた市の方で計画してやっていくと。それは、所有者と協定を結びまして、了解をいただいてからでないといけないんですけども、そういう形で事業執行しております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。もう一度お聞きしたいんですが、農業用プラスチックの問題については、これは農協さんが窓口になって受け入れていると理解してよろしいのでしょうか。と申しますのは、マルチなんか長いものをごみ袋で出すと、焼却炉の方がぷらっと長くなって大変困ってるということを聞いたんです。クリーンセンターの方で焼却炉に入れるときに、それが長々と垂れて、つまり、本来やったらこういうふう回収の窓口があるのであればそちらの方にアナウンスして、有料かもわかりませんが、そういうふうなことができるのかなど。全然周知してないので、事業内容についてももう一度詳しく説明していただけたらと思います。ほかの件についてはよくわかりました。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

事業としましては、農協の方で回収していただいて、農業者からは費用はいただくんですけども、そういう形でさせてもっております。平成30年度は新庄経済センターの方で76立方メートル、當麻経済センターの方では33立方メートルという回収量にはなっております。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

谷原委員 はい。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 88ページ、経営所得安定対策事業の中の8節報償費、農業振興事業報償費360万円となっているわけやけど、転作関連の報償費やと思うけども、これの内訳です。わし勉強不足であれやけど、転作はいつまで、国はもう廃止になったん違うん。なってるよな。平成29年に廃止か。ところが、今言うてるように、次の負担金のところで生産調整交付金あるやんか、1反3,000円。これは、市独自でこれもやっているとということになるわけか。後で答えてもうたええわけやけども、あと、麦作とかはわかってるさかいにあれやけども、景観形成についても当初計画してたよりかなり金額が減ってるということは、面積が減ってるということやけど、その原因です。

それから、90ページ、農地費の関係やけども、工事請負の関係で繰越し、前年度2,459万760円、執行が1,320万1,920円ということで、1,138万8,000円ほど減ってる、使われてないと私は思ってますけども、その使われてない理由です。その辺を教えてもらいたいのと、先ほど谷原委員が聞かれた土地改良事業補助金、これは大字補助金やと思うわけやけども、こんなこと怒られるかわからんけども、農林土木については設計も上がってくると思うんやけども、このときに業者の領収書だけ出てきて、これ見て半分やとなるわけやけども、私が提案したいのは、もう少し、大字の通帳というのか、業者に100万円払いましたよということと、領収書と両方つけた方がええん違うかなと思うんで、その見解です。お互いに事故のないようにというのか、そんなところはなと思うけども、いろんなことも聞きますので、建設も一緒やけども、そういうふうにされたら、通帳のコピーをつけたら、50万円払うたら必ず領収書は50万円になってるわけやから、それではっきりわかるんかなということやな。そうしないと会計管理者は、回ってきたら皆払うということになってるわけやから、そういうふうにされたらどうかなと思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、経営所得安定対策の報償費でございます。360万円ですけども、これの内訳としましては、支部長の手当としまして44カ大字、12カ月、5,000円で264万円、それと現地調査のときの大字手当としまして44カ大字の1万円で44万円、それと現調に来ていただいている方、累計しますと104名になりまして、それが日当5,000円の52万円、合計が360万円となっております。

景観形成作物栽培は、金額自体減っておりますけども、主にヒマワリをやっておられまして、これも平岡、山田地区が主でやっていただいております。減ってる原因はうちの方では把握できてないんですけども、なかなかつくっていただけたところが少なくなってきたのかなという感じはしております。

次に、土地改良事業補助金は、議員おっしゃられるように、うちの方では出てきた見積もりを検討させていただいて、適正かどうかというのは把握するようにはしております。あとは、添付書類としましては領収書のコピーとか、振り込みの確認書、そういったものを出していただいておりますけども、通帳までは確認させてもっておりません。これは、今後検討させていただきたいと思っております。

生産調整の補助金ですけども、これは市の単独事業でっております。

農地費の繰越しは全て完了しておりますして、これで事業確定ということで残額も出てます。以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 聞かせていただきました。問題は、農業振興事業補助金、農業経営化推進、支部長さんやな、これの月5,000円の12カ月、これは合併のときからついてるわけやな。転作1万円、これも支部長さんが回らるわけやろう。その支払いについては、支部長さんの場合は44人いてはるわけやから、44人個人に支払いしていくわけやろう。ところが、今、課長が言うてく

れた5,000円、これが誰に支払いしてるか。支部長に支払いしてるのか。例えば芝さんという人が出てくれはったら芝さんに払うてるのかということやな。これは私もあんまり言いたないけども、私は、この66万円は廃止すべきやと思います。なぜかという、44カ大字全部出ではるのやったら、それはええやろうけども、あんまり詳しく言うたらあかんさかい、言わん。私は、平成30年度で、平成31年度も予算化してあるけども、これは廃止すべきやと思います。そうしないと報償費やから出てもうた人に払うわけや。例えば、それを支部長に払うてるとしたら、今、会計課の人が手を挙げようと思うたはったか知らんけど、ほんまに正しいやり方かということになるから、答えられるのなら答えてくれたらええけども、私は廃止すべきやと思います。

転作の関係やけども、市単でやってるということやねんけど、考え方として、国の制度の中でどんどん奨励してきて、達成率何ぼやと。合併前なんかやったら厳しかったかな。40%あるいは50%、何が何でも達成せえというのが旧新庄。合併したら、もうそんなことしやんでもよろしいねんというようなことになって、緩うなったわな。今ほとんど、見てたら、そのくらい休耕してあるところがないやろうと思う。遊休農地はまた別の話やけどな。それで、金額は知れたるけども、本当にずっと市単として続けていくことが農業の利益になっていくのかなと。今、米も減反政策はないにしたかて、今つくれ言われても、農地は荒れてしもうて、米つくろうにもつくられんような状態の土地がようけ出てきてるわけやん。これは、米つくれる農地に対して転作してくれたはるさかいと、これを払うてるわけや。私は、国の制度と逆行してるのと違うかなと思うわけやな。ということは、もっと言いかえたら、国はどんどん米をつくれと、言い方悪いか知らんけど、転作を廃止するということは米をつくれと、こういうことで全国的……。

増田委員長 そんなん言うてない。

岡本委員 いやいや、解釈。そやから、そうとられてもしゃあないから、私は、この転作制度はやめるべき違うかなと思いまんねんで。違うなら違うと言うてくれたら結構やと思います。

それから、農地費、工事終わってますと。もちろんそうやと思う。そやけど、この2,400万円に対して半分しか執行されてないということですか。それが何でこんだけの差が出てきたのかということを知ってるわけや。例えば、工事延長が半分になりましてんとかいうことやないとどんと減ってけえへんわな。それか、設計ができてなかったという言い方したらあかんけども、金額だけで繰越してあったものか、その辺を教えていただきたいと思います。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

まず、経営所得の関係ですけども、今は高齢化が進みまして、なかなか耕作されるところも減ってきてるということで、各自農家の方がつくりやすい作物、米でしたら米で、野菜でしたら野菜というふうな、これからはそれぞれ農家の方が選択していかれることになってくると思います。それで、機構集積とかいう事業もございまして、つくれなかったら誰かに貸していただいて、つくっていただくというふうにして農業を守っていきたいとは思っています。

それと、農地費の工事請負費ですけども、これは契約繰越しておりまして、當麻古池改修

工事、瓦堂池護岸改修工事、平塚池改修工事というふうに契約繰越をしております。これもある程度追加というのを見越して繰越をしたというふうに、やったと思います。実際契約しておりますので、多少の追加も出ておりますので、それを見越して繰越したという形でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 経営対策農業振興費補助金360万円あるわけやろう。その中で支部長報酬、それから転作の1万円わかるわけやけど、5,000円の3人分で44カ大字払うてると。これは廃止せなあかんと言うてるわけや。

それと、今言うてるように、この1カ大字1万5,000円のお金は誰に支払いしてるのかと聞いているわけや。それを答えてくれなあかん。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 手伝いに来ていただいている方には、個人に支払いをさせてもらっております。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 そやから、3人出てくれはったら5,000円ずつ払うてるというんやろう。ところが、出てない大字あるやん。特に新庄校区なんかやったらほとんど出てないと思うで。それに予算を全部執行してあるというのはおかしいやろうって言うねん。そやから、支部長なら支部長宛てに金出してるの違うんかと。なかなかはっきり言わはらへんということは、わかってるんやんか。というのは、合併のときに、私もうっかりしとったけども、5年間で見直しますよという約束でしてあるはずや。ところが、ずっと来て、気づいたら、あれ、何でこれ残ってるのかな、名前を変えて載ってるわけや。ほんで、俺、これはやっぱり廃止すべきやなと思うから今聞いただけで、そやから、今言うてるように、個人個人に、百何人か、領収書ももうたるのやったら、俺ええちゅうねん。会計管理者がわかってるなら言うてくれたらええで。きちっともうてますよとなってるのか、例えば、大字の支部長宛てに出してあるのか、どっちですか。それ見たらわかる話やん。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝でございます。

現調の手当は、手伝っていただいた方には個人に支払いさせてもうております。領収書もいただいております。

増田委員長 適正に支払いしてるということですね。

芝 農林課長 はい、そうです。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 しつこいけど、1万円はわかるやん。1万円の転作は支部長に払うてるのはわかってるわけやんか。それ以外の金をどこへ払うてると言ってるねん。

増田委員長 芝課長。

芝 農林課長 農林課の芝です。

現調も支部長さんだけではなしに、その大字で手伝いに来られた方もいます。その累計が104名ということになっております。

以上です。

増田委員長 必要に応じて出益をしてもうてるという解釈でいいんですか。

芝 農林課長 はい、そうです。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 その支払い先を教えてくださいませんか。百何万円の領収書があるのか、44枚の領収書があるのかと聞いている。

増田委員長 領収書はありますか。

芝課長。

芝 農林課長 振り込みになっておりますので、集合債権という形で一連に名前が書かれているという形になっております。

増田委員長 適切に支払ってる根拠があるということですか。

芝 農林課長 はい、そうです。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 言うたら悪いけど、大字の名前を消してもかまへんさかいに、この大字何人、出してもらえますか。それか情報公開したら出るということやんな。

増田委員長 そうですね。

芝 農林課長 はい。

増田委員長 本日はこれにて委員会を終了いたします。なお、あす午前9時30分より委員会を再開いたしますので、よろしくご参集のほどをお願い申し上げます。本日は委員長の裁量不足で遅くなったことをお詫び申し上げます。あしたもよろしく申し上げます。

延 会 午後6時27分